

堺市地域防災計画修正案（新旧対照表）

総則	1～ 9
災害予防対策	10～ 56
災害応急対策 地震・津波編	57～ 84
災害応急対策 風水害編	85～120
災害応急対策 事故等	121～126
災害復旧・復興対策	127～129
付編：南海トラフ地震防災対策推進計画	130

堺市地域防災計画修正（新旧対照表）

※全体を通して、数字、英字を全角から半角に修正しています。

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>総則</p> <p>第1節 目的等</p> <p>第1 目的及び目標 【危機管理室】 (略)</p> <p>2 事前に備えるべき目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強い堺市をつくる <ul style="list-style-type: none"> I 被害の発生を抑止する II 被害の拡大を抑止する III 迅速に判断・行動する ○ 災害から素早く立ち直る堺市をつくる IV 安全・安心な避難生活 V 早期の復旧・復興と生活再建 <p>第2 計画の性格 【危機管理室】 (略)</p> <p>3 この計画は、堺市及び防災関係機関の堺市域に係る防災に関する責任を明確にするとともに、堺市及び防災関係機関の事務又は業務等を有機的に結合させる計画である。 (略) (新設)</p> <p>第3 基本方針 【危機管理室】 (略)</p> <p>3 教育・訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各局における教育・訓練 各局は、災害時に職員が自らの判断で行動できるようにするため、計画的に反復して教育・訓練を行う。 (2) 堺市危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）員等の教育・訓練 市は、災害時に災害対策本部組織を円滑に指揮・指導できる能力を体得するため、危機管理センター員等を、「人と防災未来センター」などの優れた防災体制を有する組織に研修派遣するなど、専門的知識や技術の習得を図る。 <p>4 施設・設備等の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定避難所の整備 	<p>総則</p> <p>第1節 目的等</p> <p>第1 目的及び目標 【危機管理室】 (略)</p> <p>2 事前に備えるべき目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強い堺市をつくる <ul style="list-style-type: none"> I 被害の発生を抑止する II 被害の拡大を抑止する III 迅速に判断・行動する IV 早期の復旧・復興と生活再建 <p>第2 計画の性格 【危機管理室】 (略)</p> <p>3 この計画は、堺市及び防災関係機関の堺市域に係る防災に関する責任を明確にし、堺市及び防災関係機関の事務又は業務等を有機的に結合させる計画である。 (略)</p> <p>7 堺市地域防災計画は、令和3年3月に策定した本市の都市経営の基本となる計画である「堺市基本計画2025」の重点戦略5「強くしなやかな都市基盤～Resilient～」や、同時期に計画全体を見直し新たに策定した「堺市SDGs未来都市計画」のゴール11「住み続けられるまちづくりを」にかかるKPI達成の推進に資する計画です。</p> <p>第3 基本方針 【危機管理室】 (略)</p> <p>3 教育・訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各局各区における教育・訓練 <u>各局各区における全ての職員は、災害時に自らがどのように行動すべきか確実に把握し、予期せぬ事案が発生した場合には、その理解に基づき職員が自らの判断で行動できるようにするため、計画的に反復して教育・訓練を行う。</u> (2) 堺市危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）員等の教育・訓練 市は、災害時に災害対策本部組織を円滑に指揮・指導できる能力を体得するため、危機管理センター員等を、「人と防災未来センター」などの優れた防災体制を有する組織に研修派遣するなど、専門的知識や技術の習得を図る。 <u>また、図上訓練等を実施し、各局各区の危機管理担当と連携及び能力向上に取り組み、各局各区における防災対策の中核を担う人材を育成する。</u> <p>4 施設・設備等の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定避難所の整備

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>避難する市民の人権が守られ、最低限度の生活を営むことができるよう、指定避難所運営に関する、人的、物的両面の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <h3>第2節 市域の概況</h3> <p>(略)</p> <h4>第2 社会的条件 【建築都市局、市長公室】</h4> <h5>1 土地利用</h5> <p>堺市の土地利用は、工場等が立地する臨海部、都心や地域生活拠点等を中心に市街地が形成されている内陸部、及び泉北ニュータウンがある南部の丘陵部に大別される。</p> <p>臨海部（堺浜）においては、液晶パネル工場を核とするコンビナートや競争力の高い中小企業が集積する「堺浜テクノパーク」などの産業集積拠点を形成するとともに、民間活力を活かした、商業・スポーツ・集客機能や基幹的防災拠点など各種都市機能の集積を促進している。</p> <p>(略)</p> <p>丘陵部には、計画的に整備された市街地の泉北ニュータウンがあり、都市のオープンスペースとしての豊かな自然も残されており、住環境の維持・向上に努めるとともに、自然環境や農空間の保全と活用を図ることとしている。</p> <h5>2 人口</h5> <p>令和元年9月1日現在堺市の人口（推計人口）は82,818人、世帯数は35,918世帯であり、人口密度は1k㎡あたり5,528人となっている。</p> <p>(略)</p> <h3>第3節 災害の想定</h3> <h4>第1 災害想定 【危機管理室】</h4> <p>(略)</p> <h5>1 堺市地震災害想定総合調査による被害想定概要</h5> <p>本市は、堺市の地震防災検討に資することを目的として、平成20年度に堺市地震災害想定総合調査を実施した。これは、堺市域に甚大な影響を及ぼすことが懸念される内陸活断層や南海トラフの活動による大規模地震を対象として、その地震ハザード（地震動、液状化）を適正に評価するとともに、堺市域における各種被害の発生地域と発生規模を予測するなどの地震災害想定を行ったものである。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <h5>3 本計画が対象とする地震</h5> <p>(略)</p> <p>また、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を図2に示す。</p>	<p>避難する市民の人権が守られ、最低限度の生活を営むことができるよう、指定避難所運営に関する、人的、物的両面の整備を図る。<u>さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <h3>第2節 市域の概況</h3> <p>(略)</p> <h4>第2 社会的条件 【建築都市局、市長公室】</h4> <h5>1 土地利用</h5> <p>堺市の土地利用は、工場等が立地する臨海部、都心や地域生活拠点等を中心に市街地が形成されている内陸部、及び泉北ニュータウンがある南部の丘陵部に大別される。</p> <p>臨海部（堺浜）においては、液晶パネル工場を核とするコンビナートや競争力の高い中小企業が集積する「堺浜テクノパーク」などの産業集積拠点を形成し、民間活力を活かした、商業・スポーツ・集客機能や基幹的防災拠点など各種都市機能の集積を促進している。</p> <p>(略)</p> <p>丘陵部には、計画的に整備された市街地の泉北ニュータウンがあり、都市のオープンスペースとしての豊かな自然も残されており、住環境の維持・向上に努め、自然環境や農空間の保全と活用を図ることとしている。</p> <h5>2 人口</h5> <p>令和3年9月1日現在堺市の人口（推計人口）は<u>822,258</u>人、世帯数は<u>367,720</u>世帯であり、人口密度は1k㎡あたり<u>5,488</u>人となっている。</p> <p>(略)</p> <h3>第3節 災害の想定</h3> <h4>第1 災害想定 【危機管理室】</h4> <p>(略)</p> <h5>1 堺市地震災害想定総合調査による被害想定概要</h5> <p>本市は、堺市の地震防災検討に資することを目的として、平成20年度に堺市地震災害想定総合調査を実施した。これは、堺市域に甚大な影響を及ぼすことが懸念される内陸活断層や南海トラフの活動による大規模地震を対象として、その地震ハザード（地震動、液状化）を適正に評価し、堺市域における各種被害の発生地域と発生規模を予測するなどの地震災害想定を行ったものである。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <h5>3 本計画が対象とする地震</h5> <p>(略)</p> <p>また、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を図<u>1</u>に示す。</p>

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>(1) 被害想定結果 (略) 【道路交通の被害】 平成31年4月現在、市が管理する749橋の橋りょうの内、耐震化が必要な橋りょうは122橋ある。</p> <p>(略)</p> <p>4 風水害の各種リスク (略)</p> <p>(2) 洪水氾濫・土砂災害 大和川については、大和川流域に12時間総雨量316mmが降った場合の浸水想定区域を想定している。(平成28年5月 国土交通省大和川河川事務所) 石津川については、200年に一度の大雨(概ね時間雨量:1時間最大75.7mm、24時間最大271.1mm)が降った場合の浸水想定区域を想定している。(平成24年6月大阪府) 西除川・東除川については、200年に一度の大雨(概ね時間雨量:1時間最大83mm、24時間最大256.7mm)が降った場合の浸水想定区域を想定している。(平成24年8月大阪府) 土砂災害(特別)警戒区域については、大阪府が告示した情報を想定している。(平成27年9月、又は平成28年12月大阪府)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4節 防災関係機関の業務大綱 (略) 第1 堺市 【各局共通】 1 市長公室 (略) (4) 企画部 ア 復興に係る市政の総合企画及び調整に関すること。</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 被害想定結果 (略) 【道路交通の被害】 <u>令和3</u>年4月現在、市が管理する<u>750</u>橋の橋りょうの内、耐震化が必要な橋りょうは<u>98</u>橋ある。</p> <p>(略)</p> <p>4 風水害の各種リスク (略)</p> <p>(2) 洪水氾濫・土砂災害 大和川については、大和川流域に12時間総雨量316mmが降った場合の浸水想定区域を想定している。(平成28年5月 国土交通省大和川河川事務所) 石津川については、<u>想定最大規模の大雨(24時間総雨量931.4mm、1時間最大雨量103.7mm、令和2年11月30日)及び</u>200年に一度の大雨(概ね時間雨量:1時間最大75.7mm、24時間最大271.1mm、<u>平成24年6月大阪府</u>)<u>が降った場合の浸水想定区域を想定している。</u> 西除川・東除川については、<u>想定最大規模の大雨(24時間総雨量904.1mm、1時間最大雨量102.5mm、令和元年11月26日)及び</u>200年に一度の大雨(概ね時間雨量:1時間最大83mm、24時間最大256.7mm)が降った場合の浸水想定区域を想定している。 土砂災害(特別)警戒区域については、大阪府が告示した情報を想定している。(平成27年9月、又は平成28年12月大阪府)</p> <p>(略)</p> <p><u>想定最大規模のハザードマップ追加</u></p> <p><u>(3) 高潮</u> <u>高潮については、想定される最大の台風(中心気圧910hPa、移動速度73km/h)が、大阪湾に最も大きな高潮を発生させる経路(大阪湾の西側20km~60kmを通過)で、大潮の時期の満潮の時に上陸した場合を想定している。</u></p> <p><u>高潮ハザードマップ追加</u></p> <p>第4節 防災関係機関の業務大綱 (略) 第1 堺市 【各局共通】 1 市長公室 (略) (4) <u>政策</u>企画部 ア 復興に係る市政の総合企画及び調整に関すること。</p>

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>イ 政策情報等の支援に関する事。</p> <p>ウ 各政令指定都市との応援等についての連絡調整に関する事。</p> <p>エ 災害後の状況の統計的とりまとめに関する事。</p> <p>2 危機管理室</p> <p>(1) 危機管理課</p> <p>ア 室の総合調整に関する事。</p> <p>イ 危機管理の研究及び危機管理体制に関する事。</p> <p>ウ 地域防災力育成の総括に関する事。</p> <p>エ 総合防災訓練に関する事。</p> <p>ホ 広域防災及び広域応援に関する事。</p> <p>カ 災害対策本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事。</p> <p>キ 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金に関する事（自治推進課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>ク 大規模災害被災地等支援基金に関する事。</p> <p>ケ アスベストの飛散防止対策の総括に関する事。</p> <p>(2) 防災課</p> <p>ア 防災対策に関する企画及びその実施に係る総合調整に関する事。</p> <p>イ 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、設置及び運営に関する事（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>ウ 災害協定に関する事。</p> <p>エ 災害における要配慮者に関する事（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>オ 危機管理に係る職員宿舎及び当直制度に関する事。</p> <p>カ 国土強靱化地域計画に関する事。</p> <p>キ 地域防災計画に関する事。</p> <p>ク 防災会議に関する事。</p> <p>ケ ハザードマップの作成及び警戒避難に関する事。</p> <p>コ 災害備蓄に関する事。</p> <p>カ 災害応急救助の総括に関する事。</p>	<p>イ 政策情報等の支援に関する事。</p> <p>ウ 各政令指定都市との応援等についての連絡調整に関する事。</p> <p>エ 災害後の状況の統計的とりまとめに関する事。</p> <p>2 危機管理室</p> <p>(1) 危機管理課</p> <p>ア <u>管理室</u>の総合調整に関する事。</p> <p>イ 危機管理の研究及び危機管理体制に関する事。</p> <p>ウ <u>防災情報の収集、活用及び発信に関する事。</u></p> <p><u>エ</u> 地域防災力育成の総括に関する事。</p> <p><u>オ</u> 災害対策本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部<u>及び危機管理センター</u>に関する事。</p> <p><u>カ</u> 広域防災及び広域応援に関する事。</p> <p>キ 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金に関する事（自治推進課の所管に属するものを除く。）。</p> <p><u>ク 災害弔慰金等支給審査委員会に関する事。</u></p> <p><u>ケ 大規模災害被災地等支援基金に関する事。</u></p> <p><u>コ 国民保護計画、国民保護措置等に関する事。</u></p> <p><u>サ 国民保護協議会に関する事。</u></p> <p><u>シ 危機事象への初動対応に関する事。</u></p> <p><u>ス 災害対応に係る訓練に関する事。</u></p> <p><u>セ 業務継続計画に関する事。</u></p> <p><u>ソ 受援計画に関する事。</u></p> <p><u>タ 防災行政無線に関する事。</u></p> <p><u>チ 防災情報システムに関する事。</u></p> <p>(2) 防災課</p> <p>ア 防災対策に関する企画及びその実施に係る総合調整に関する事。</p> <p><u>イ 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、設置及び運営に関する事（他の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>ウ 災害協定に関する事。</u></p> <p><u>エ 災害における要配慮者に関する事（他の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>オ 危機管理に係る職員宿舎及び当直制度に関する事。</u></p> <p><u>カ 国土強靱化地域計画に関する事。</u></p> <p>キ 地域防災計画に関する事。</p> <p>ク 防災会議に関する事。</p> <p><u>ケ ハザードマップの作成に関する事（他の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>コ 避難計画に関する事。</u></p> <p><u>サ 市民の防災減災意識の醸成に関する事（他の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>シ 災害備蓄及び備蓄物資の供給に関する事。</u></p>

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>5 市民人権局</p> <p>(1) 市民人権総務課</p> <p>ア 局内の災害対策の調整に関する事。</p> <p>イ 区役所との連絡調整に関する事。</p> <p>ウ 区役所間の連絡調整に関する事。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>7 環境局</p> <p>(略)</p> <p>(3) 環境共生課</p> <p>環境保全に係る情報収集に関する事。</p> <p>(略)</p> <p>8 健康福祉局</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 長寿社会部 福祉避難所に関する事。</p> <p>(3) 長寿支援課</p> <p>ア 要援護高齢者等の避難に関する事。</p> <p>イ 要援護高齢者等に対する福祉サービスに関する事。</p> <p>ウ 所管福祉施設入所者の避難計画に関する事。</p> <p>エ 市が要請し、堺市社会福祉協議会が開設・運営する災害ボランティアセンターにかかる連絡・調整に関する事。</p> <p>(4) 障害福祉部 福祉避難所に関する事。</p> <p>(5) 障害施策推進課</p> <p>障害者等に対する福祉サービスに関する事。</p> <p>(6) 障害者支援課</p> <p>ア 避難行動要支援者（対象者は局所管分）避難支援の仕組みづくりに関する事。</p>	<p>(略)</p> <p>5 市民人権局</p> <p>(1) 市民人権総務課</p> <p>ア 局内の災害対策の調整に関する事。</p> <p>イ 区役所との連絡調整に関する事。<u>(他の所管に属するものを除く。)</u></p> <p>ウ 区役所間の連絡調整に関する事。<u>(他の所管に属するものを除く。)</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 男女共同参画推進課・男女共同参画センター</p> <p><u>ア 男女共同参画の視点による災害対策に関する事。</u></p> <p><u>イ 男女共同参画の視点による地域の防災組織の活動支援に関する事。</u></p> <p><u>ウ 男女共同参画の視点による災害対応の連絡調整に関する事。</u></p> <p>7 環境局</p> <p>(略)</p> <p>(3) 環境共生課</p> <p><u>ア 環境保全に係る情報収集に関する事。</u></p> <p><u>イ アスベストの飛散防止対策の総括に関する事。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 健康福祉局</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>地域共生推進課</u></p> <p><u>ア 福祉避難所に関する事。</u></p> <p><u>イ 避難行動要支援者名簿に関する事。</u></p> <p><u>ウ 個別避難計画に関する事。</u></p> <p><u>エ 市が要請し、堺市社会福祉協議会が開設・運営する災害ボランティアセンターにかかる連絡・調整に関する事。</u></p> <p>(3) 長寿社会部</p> <p>福祉避難所に関する事。</p> <p>(4) 長寿支援課</p> <p>ア 要援護高齢者等の避難に関する事。</p> <p>イ 要援護高齢者等に対する福祉サービスに関する事。</p> <p>ウ 所管福祉施設入所者の避難計画に関する事。</p> <p>(5) 障害施策推進課</p> <p>障害者等に対する福祉サービスに関する事。</p> <p>(6) 障害支援課</p> <p>ア 避難行動要支援者（対象者は局所管分）避難支援の仕組みづくりに関する事。</p>

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>イ 障害者等の避難に関すること。</p> <p>ウ 障害者等に対する福祉サービスに関すること。 (新設)</p> <p>(7) 介護保険課 (略)</p> <p>(8) 健康医療推進課 (略)</p> <p>(9) 斎場 (略)</p> <p>(10) 精神保健課・こころの健康センター (略)</p> <p>(11) 保健所 (略)</p> <p>(略)</p> <p>1 1 建築都市局 (略)</p> <p>(3) 公共交通課 (略)</p> <p>(4) 都市整備推進課 (略)</p> <p>(略)</p> <p>1 3 区役所</p> <p>(1) 企画総務課 (略)</p> <p>(2) 自治推進課</p> <p>ア 自主防災組織に関すること。</p> <p>イ 日本赤十字社大阪府支部及び日赤堺市地区本部との連絡調整に関すること。</p> <p>ウ 区域を対象とする防災啓発や訓練の企画に関すること。</p> <p>エ 災害救助法による給付に関すること。</p> <p>オ 被災者生活再建支援法による給付に関すること。</p> <p>カ 堺市各区赤十字奉仕団との連携調整に関すること。 (略)</p> <p>1 4 消防局 (略)</p> <p>ソ (仮称)堺市総合防災センターに関すること。</p>	<p>イ 障害者等の避難に関すること。</p> <p>ウ <u>所管福祉施設入所者の避難計画に関すること。</u></p> <p>エ 障害者等に対する福祉サービスに関すること。</p> <p>(7) <u>障害福祉サービス課</u> <u>障害者等に対する福祉サービスに関すること。</u></p> <p>(8) 介護保険課 (略)</p> <p>(9) 健康医療推進課 (略)</p> <p>(10) 斎場 (略)</p> <p>(11) 精神保健課・こころの健康センター (略)</p> <p>(12) 保健所 (略)</p> <p>(略)</p> <p>11 建築都市局 (略)</p> <p>(3) 公共交通<u>担当課長・交通政策担当課長</u> (略)</p> <p>(4) 都市整備<u>担当課長</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>13 区役所</p> <p>(1) 企画総務課等 <u>(各所管課については堺市事務分掌規則第3条別表第3を参照)</u> (略)</p> <p>ア 自主防災組織に関すること。</p> <p>イ 日本赤十字社大阪府支部及び日赤堺市地区本部との連絡調整に関すること。</p> <p>ウ 区域を対象とする防災啓発や訓練の企画に関すること。</p> <p>エ 災害救助法による給付に関すること。</p> <p>オ 被災者生活再建支援法による給付に関すること。</p> <p>カ 堺市各区赤十字奉仕団との連携調整に関すること。 (略)</p> <p>14 消防局 (略)</p> <p>ソ 堺市総合防災センターに関すること。</p>

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 大阪府 【大阪府】</p> <p>(略)</p> <p>3 港湾局</p> <p>港湾施設及び海岸保全施設の災害予防、災害応急対策、復旧対策に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>第6 指定地方行政機関 【各指定地方行政機関】</p> <p>1 近畿総合通信局</p> <p>(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施に関すること。 (3) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (4) 非常通信への妨害の排除及び混信の除去に関すること。 (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。 (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第8 指定地方公共機関 【各指定地方公共機関】</p> <p>(略)</p> <p>3 南海電気鉄道株式会社（堺駅）</p> <p>(略)</p> <p>第9 公共的団体 【危機管理室】</p> <p>(略)</p> <p>2 阪堺電気軌道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、大阪市交通局</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 大阪府 【大阪府】</p> <p>(略)</p> <p>3 大阪港湾局</p> <p><u>(1) 大阪府域（兵庫県境～和歌山県境）の港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関すること</u> <u>(2) 救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関すること</u> <u>(3) 海務関係官庁との連絡調整に関すること</u> <u>(4) 船の対策に関すること</u> <u>(5) 海上の流木処理、流出油の防除措置に関すること</u> <u>(6) 津波・高潮対策に関すること</u> <u>(7) 本部長の特命事項に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 指定地方行政機関 【各指定地方行政機関】</p> <p>1 近畿総合通信局</p> <p>(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施に関すること。 (3) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (4) 非常通信への妨害の排除及び混信の除去に関すること。 (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。 (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること。 <u>(7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進</u></p> <p>(略)</p> <p>第8 指定地方公共機関 【各指定地方公共機関】</p> <p>(略)</p> <p>3 南海電気鉄道株式会社（堺駅）、<u>大阪市高速電気軌道株式会社</u></p> <p>(略)</p> <p>第9 公共的団体 【危機管理室】</p> <p>(略)</p> <p>2 阪堺電気軌道株式会社、泉北高速鉄道株式会社</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第5節 市民、事業者の基本的責務 （略）</p> <p>市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。</p> <p>第1 市民 【市民】 市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。</p> <p>1 平常時の実践事項 (1) 防災知識を習得すること。 (2) 家屋、ブロック塀の耐震性向上及び家具の転倒防止の対策をすること。 （略）</p> <p>（略）</p> <p>第2 事業者 【事業者】 事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を進めるとともに、地域の防災活動に協力・参画するよう努めなければならない。 また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。</p> <p>1 平常時の実践事項 (1) 防災体制を整備すること。 (2) 建築物の耐震性を向上させること。 （略）</p> <p>（略）</p> <p>第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携 【市民、事業者】 住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。</p>	<p>第5節 市民、事業者の基本的責務 （略）</p> <p>市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進め、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。</p> <p>第1 市民 【市民】 市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。</p> <p>1 平常時の実践事項 (1) 防災知識を習得すること。 (2) 家屋等、ブロック塀の耐震性向上及び適正管理、家具の転倒防止の対策をすること。 （略）</p> <p>（略）</p> <p>第2 事業者 【事業者】 事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を進め、地域の防災活動に協力・参画するよう努めなければならない。 また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施し、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。</p> <p>1 平常時の実践事項 (1) 防災体制を整備すること。 (2) 建築物等の耐震性の向上及び適正管理をすること。 （略）</p> <p>（略）</p> <p>第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携 【市民、事業者】 住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保し、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。 <u>なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</u></p>

総則

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>第7節 計画の広域的推進</p> <p>市及び防災関係機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。また、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図る。</p> <p>第8節 計画の修正</p> <p>防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。</p> <p>防災関係機関は、関係ある事項について計画修正の意見のあるときは、その案を防災会議に提出する。</p> <p>また、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の防災会議への参画促進に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>第7節 計画の広域的推進</p> <p>市及び防災関係機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していき、相互に密接な連携を図る。また、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図る。</p> <p>第8節 計画の修正</p> <p>防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。</p> <p>防災関係機関は、関係ある事項について計画修正の意見のあるときは、その案を防災会議に提出する。</p> <p>また、<u>男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや</u>、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の防災会議への参画促進に努める。</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第1節 建築物の耐震化・不燃化 （略）</p> <p>市は、災害による建築物の倒壊や火災による被害を抑止・軽減するため、建築物の耐震性能の向上、防火・避難対策の推進などで建築物の安全化を促進する。なお、建築物の耐震化については、「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成28年12月策定）に基づき、平成37年における住宅の耐震化率95%（多数の人が利用する建築物等は平成32年までに95%）を目標とする。</p> <p>第1 既存建築物の防災対策の促進 【建築都市局】</p> <p>市（建築都市局）は、「堺市耐震改修促進計画」（平成19年5月策定）に基づき、防災関連施設、指定緊急道路及び避難路を閉塞するおそれのある建築物、その他特定建築物の耐震改修、昭和56年以前に建築された木造住宅や分譲マンションを重点とした住宅の耐震改修の促進に努めるとともに、不特定多数の人が利用する建築物や要配慮者に係わる施設など防火・避難の確保に緊急を有する建築物を重点に防火避難対策の向上を図る。</p> <p>1 耐震対策の促進</p> <p>(1) 公共建築物 （略）</p> <p>ウ 市（建築都市局）は、市営住宅について計画的な建替事業等及び長寿命化を進め、耐震化を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第2 建築時点での建築物の安全性確保に関する指導 【建築都市局】</p> <p>市（建築都市局）は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の構造、敷地の安全性について、建築基準法等に基づく指導を行うととともに必要な情報を収集し、広く住民に提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法に基づく中間検査の的確な実施 2 完了検査率の向上 3 高層建築物や特定建築物等への防災計画の作成指導 4 宅地防災指導 <p>（略）</p> <p>第2節 都市基盤施設の被害防止 第1 土木構造物の耐震対策等の推進 【建設局・建築都市局・鉄道事業者】 （略）</p> <p>1 道路・橋りょう等の安全確保</p> <p>道路は人や物資を輸送する交通機能だけでなく、災害時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を有している。このため、災害時に、安全性、通行の確保などその機能を十分に活用できるよう配慮し、幹線道路の改良等を進めるとともに、沿道環</p>	<p>災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第1節 建築物の耐震化・不燃化 （略）</p> <p>市は、災害による建築物の倒壊や火災による被害を抑止・軽減するため、建築物の耐震性能の向上、防火・避難対策の推進などで建築物の安全化を促進する。なお、建築物の耐震化については、「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成28年12月策定）に基づき、<u>令和7年における住宅の耐震化率95%を目標とする。</u></p> <p>第1 既存建築物の防災対策の促進 【建築都市局】</p> <p>市（建築都市局）は、「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成28年12月策定、<u>令和3年5月一部改訂</u>）に基づき、防災関連施設、指定緊急道路及び避難路を閉塞するおそれのある建築物、その他特定建築物の耐震改修、昭和56年以前に建築された木造住宅や分譲マンションを重点とした住宅の耐震改修の促進に努め、不特定多数の人が利用する建築物や要配慮者に係わる施設など防火・避難の確保に緊急を有する建築物を重点に防火避難対策の向上を図る。</p> <p>1 耐震対策の促進</p> <p>(1) 公共建築物 （略）</p> <p>ウ 市（建築都市局）は、市営住宅について計画的な建替事業等及び長寿命化を進め、耐震化を推進し、オープンスペース等の一体的整備に努める。</p> <p>第2 建築時点での建築物の安全性確保に関する指導 【建築都市局】</p> <p>市（建築都市局）は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の構造、敷地の安全性について、建築基準法等に基づく指導を行う、必要な情報を収集し、広く住民に提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法に基づく中間検査の的確な実施 2 完了検査率の向上 3 高層建築物や特定建築物等への防災計画の作成指導 4 宅地防災指導 <p><u>市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。</u></p> <p>（略）</p> <p>第2節 都市基盤施設の被害防止 第1 土木構造物の耐震対策等の推進 【建設局・建築都市局・鉄道事業者】 （略）</p> <p>1 道路・橋りょう等の安全確保</p> <p>道路は人や物資を輸送する交通機能だけでなく、災害時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を有している。このため、災害時に、安全性、通行の確保などその機能を十分に活用できるよう配慮し、幹線道路の改良等を進め、沿道環境との調和</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>境との調和及び火災の延焼防止のため、緑化等の質的向上を図る。 （略） （2）橋りょう等の耐震化及び長寿命化 橋りょう等の耐震性及び健全度の向上を図るため、緊急交通路等における橋りょうの耐震化を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき定期的に点検を実施し、計画的に修繕を行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 ため池施設の安全確保（産業振興局） ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、府、ため池管理者等と連携して、ため池施設の改修・補強を進めるとともに、防災意識の向上を図るハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。</p> <p>（略）</p> <p>第2 ライフライン・放送施設災害予防対策 【上下水道局、ライフライン・放送関係事業者】 （略）</p> <p>1 上水道施設 上水道施設の耐震化を、老朽化施設の整備及び改良とあわせて推進するとともに、施設の常時監視及び点検を強化、保全し、災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。</p> <p>（1）配水場施設等 水道部は、配水池の耐震補強を行うとともに、市民に供給する水を確保する機能をもたせるために、配水場等の配水池に緊急遮断弁を設置する。</p> <p>（2）送・配水管路施設 水道部は、送水管及び配水管の耐震化や、老朽管などの布設替えを重点的に行い、耐震管路網を整備する。特に指定避難所や医療施設等への給水ルートを優先的に耐震化する。 また、応急給水施設の整備として耐震性貯水槽、あんしん給水栓及び災害時給水栓の整備並びに他の事業者との緊急連絡管を整備し、災害等の緊急時に相互融通を図る。</p> <p>2 下水道施設 ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、浚渫、補修及び改良を行い、地震及び風水害による被害を最小限度とする。特に地震については、下水道総合地震対策計画に基づき年次的に事業を実施する。</p> <p>（1）処理施設 電気及び機械設備については、維持管理を適切に行うとともに、耐用年数及び老朽度を考慮して必要な改築更新を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>（3）管路施設 下水道部は、定期的なパトロールの実施及び常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、接合不良、不等沈下又は損傷が発生している管渠の補修及び改築更新（布設替え、管更生）を行う。 今後布設するすべての管渠は、耐震設計を行う。既設下水管については、緊急交通路、軌道敷に埋</p>	<p>及び火災の延焼防止のため、緑化等の質的向上を図る。 （略） （2）橋りょう等の耐震化及び長寿命化 橋りょう等の耐震性及び健全度の向上を図るため、緊急交通路等における橋りょうの耐震化を行い、橋梁長寿命化修繕計画に基づき定期的に点検を実施し、計画的に修繕を行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 ため池施設の安全確保（産業振興局） ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、府、ため池管理者等と連携して、ため池施設の改修・補強を進め、防災意識の向上を図るハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。</p> <p>（略）</p> <p>第2 ライフライン・放送施設災害予防対策 【上下水道局、ライフライン・放送関係事業者】 （略）</p> <p>1 上水道施設 上水道施設の耐震化を、老朽化施設の整備及び改良とあわせて推進し、施設の常時監視及び点検を強化、保全し、災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。</p> <p>（1）配水場施設等 水道部は、配水池の耐震補強を行い、市民に供給する水を確保する機能をもたせるために、配水場等の配水池に緊急遮断弁を設置する。</p> <p>（2）送・配水管路施設 水道部は、送水管及び配水管の耐震化や、老朽管などの布設替えを重点的に行い、耐震管路網を整備する。特に指定避難所や医療施設等への給水ルートを優先的に耐震化する。 また、応急給水施設として小学校の避難所等に災害時給水栓を設置し、断水時に水の相互融通を可能にする緊急連絡管を大阪広域水道企業団及び近隣6事業者との間で整備している。</p> <p>2 下水道施設 ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にし、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、浚渫、補修及び改良を行い、地震及び風水害による被害を最小限度とする。特に地震については、下水道総合地震対策計画に基づき年次的に事業を実施する。</p> <p>（1）処理施設 電気及び機械設備については、維持管理を適切に行い、耐用年数及び老朽度を考慮して必要な改築更新を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>（3）管路施設 下水道管路部は、定期的なパトロールの実施及び常時保守点検に努め、機能保全を図り、接合不良、不等沈下又は損傷が発生している管渠の補修及び改築更新（布設替え、管更生）を行う。 今後布設するすべての管渠は、耐震設計を行う。既設下水管については、緊急交通路、軌道敷に埋</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>設されている管渠及び防災拠点と下水処理場を結ぶ重要な幹線等の耐震化を行うとともに、改築・更新時等に必要に応じて耐震補強の対策を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>設されている管渠及び防災拠点と下水処理場を結ぶ重要な幹線等の耐震化を行う、改築・更新時等に必要に応じて耐震補強の対策を講じる。</p> <p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社））等</p>	<p>5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社））等</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）</p>	<p>(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）</p>
<p>ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。</p>	<p>ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>6 電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、市）</p>	<p>6 電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、市）</p>
<p>ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、電線共同溝の整備を計画的に進める。</p>	<p>ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、電線共同溝の整備を計画的に進める。</p>
<p>収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。</p>	<p>収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。</p>
<p>(1) 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。</p>	<p>電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>7 放送施設（日本放送協会、一般放送事業者）</p>
<p>(略)</p>	<p><u>災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。</u></p>
<p>(略)</p>	<p><u>(1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。</u></p>
<p>(略)</p>	<p><u>(2) 一般放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第3節 津波被害防止防対策の推進</p>	<p>第3節 津波被害防止防対策の推進</p>
<p>第1 津波対策 【危機管理室、区役所、建設局、各施設管理者】</p>	<p>第1 津波対策 【危機管理室、区役所、建設局、各施設管理者】</p>
<p>1 市</p>	<p>1 市</p>
<p>市（危機管理室・区役所）は、津波によって浸水が予想される地域について、津波避難計画を策定す るとともに、避難場所・避難路等を示した津波ハザードマップを活用し、住民等に周知を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>市（危機管理室・区役所）は、津波によって浸水が予想される地域について、津波避難計画を策定し、 避難場所・避難路等を示した津波ハザードマップを活用し、住民等に周知を図る。</p> <p>(略)</p>
<p>2 水防関係機関（建設局）</p>	<p>2 水防関係機関（建設局）</p>
<p>市及び府をはじめとした水防関係機関は、水防活動に従事するものの安全の確保に配慮し水門及び防 潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。</p>	<p>市及び府をはじめとした水防関係機関は、水防活動に従事するものの安全の確保に配慮し水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。</p>

3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（府、建設局、各施設管理者）

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、~~水門及び防潮扉~~等の外水排除施設等について、施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(略)

(略)

第2 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備 【危機管理室】

(略)

3 電源確保体制の整備

J-ALERT、防災行政無線等の機能確保のため非常用電源を確保するとともに、津波による浸水を想定した設置場所を選定する。

4 地震発生時の速やかな情報伝達体制の整備

迅速な避難指示等の発令を行うとともに、避難指示等の対象となる地域の住民のほか、自治会、自主防災組織等への伝達体制を整備する。

(略)

第3 南海トラフ巨大地震による津波からの避難対策

【危機管理室、建築都市局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会、区役所】

(略)

8 津波避難に関する啓発推進

(1) 津波、防災知識の普及啓発

全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

「想定にとらわれない」「状況下において最善を尽くす」「率先避難者になる」という避難三原則など、東日本大震災による教訓を活かした啓発を推進する。

(2) 津波避難に関する地域の活動促進

津波ハザードマップ等を活用し、津波避難の必要性を市民へ周知するとともに、津波の影響範囲の地域については、地域の防災活動における津波避難に関する取り組みを促進する。

また、津波など災害に関する正確な知識の普及と避難方法の検討を実施するなど、地域活動を通じた啓発を行う。

(3) 浸水想定区域の周知と避難行動の徹底

津波ハザードマップ等を活用し、避難が必要な地域をあらかじめ住民等へ周知するとともに、避難行動の徹底を図る。

3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（府、建設局、各施設管理者）

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防及び水門等の外水排除施設等について、施設整備、補強、点検等の方針・計画を定め、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(略)

(略)

第2 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備 【危機管理室】

(略)

3 電源確保体制の整備

J-ALERT、防災行政無線等の機能確保のため非常用電源を確保し、津波による浸水を想定した設置場所を選定する。

4 地震発生時の速やかな情報伝達体制の整備

迅速な避難指示等の発令を行い、避難指示等の対象となる地域の住民のほか、自治会、自主防災組織等への伝達体制を整備する。

(略)

第3 南海トラフ巨大地震による津波からの避難対策

【危機管理室、建築都市局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会、区役所】

(略)

8 津波避難に関する啓発推進

(1) 津波、防災知識の普及啓発

全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること、また、
「想定にとらわれない」「状況下において最善を尽くす」「率先避難者になる」という避難三原則など、東日本大震災による教訓を活かした啓発を推進する。

(2) 津波避難に関する地域の活動促進

津波ハザードマップ等を活用し、津波避難の必要性を市民へ周知し、津波の影響範囲の地域については、地域の防災活動における津波避難に関する取り組みを促進する。

また、津波など災害に関する正確な知識の普及と避難方法の検討を実施するなど、地域活動を通じた啓発を行う。

(3) 浸水想定区域の周知と避難行動の徹底

津波ハザードマップ等を活用し、避難が必要な地域をあらかじめ住民等へ周知し、避難行動の徹底を図る。

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>河川、下水道、水路、港湾、海岸及びため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第1 洪水対策 【近畿地方整備局、府、建設局】</p> <p>1 国土交通大臣管理河川（近畿地方整備局）</p> <p>国土交通大臣は、市内では一級河川大和川を管理している。</p> <p>国では、200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水に対応できるよう、計画的に河川改修などを進める。下流部では、流下能力不足を解消するための河道掘削を実施するとともに、局所的に堤防高が低い区間の浸水被害を解消するための施策を行う。</p> <p>また、河道改修などのほかに、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、地方公共団体と連携し、総合治水対策を進める。</p> <p>さらに、堤防が計画規模を上回る洪水により破堤した場合の甚大な被害を避けるため、高規格堤防（スーパー堤防）の整備を進める。</p> <p>(略)</p> <p>3 堺市長管理河川（堺市）</p> <p>準用河川、普通河川及び一級河川狭間川、二級河川内川・土居川・内川放水路を管理している。</p> <p>準用河川、普通河川については、10年に一度の降雨に対応できるよう、また、一、二級河川においては、各河川の河川整備計画に基づいた整備を進め、治水機能を確保するとともに、水と緑の空間として環境に配慮した改修を進める。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>河川、下水道、水路、港湾、海岸及びため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。<u>また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第1 洪水対策 【近畿地方整備局、府、建設局】</p> <p>1 国土交通大臣管理河川（近畿地方整備局）</p> <p>国土交通大臣は、市内では一級河川大和川を管理している。</p> <p>国では、200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水に対応できるよう、計画的に河川改修などを進める。下流部では、流下能力不足を解消するための河道掘削を実施し、局所的に堤防高が低い区間の浸水被害を解消するための施策を行う。</p> <p>河道改修などのほかに、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、地方公共団体と連携し、総合治水対策を進める。</p> <p><u>また、「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い大和川において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 堺市長管理河川（堺市）</p> <p>準用河川、普通河川及び一級河川狭間川、二級河川内川・土居川・内川放水路を管理している。</p> <p>準用河川、普通河川については、10年に一度の降雨に対応できるよう、また、一、二級河川においては、各河川の河川整備計画に基づいた整備を進め、治水機能を確保し、水と緑の空間として環境に配慮した改修を進める。</p> <p>(略)</p>
<p>第3 高潮対策 【建設局、港湾管理者】</p> <p>(略)</p> <p>2 水門・樋門等の点検</p> <p>市内には、30か所の水門・樋門等があり（資料編5-9）、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護するとともに、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、関係機関に通達して情報の共有に努め、高潮等の対策を行う。また、感潮河川である内川・土居川に対し、内川排水機場の整備・補修を行い、堅川水門及び古川水門閉鎖時の内水排除の体制整備に努めている。</p> <p>また水門・樋門等の操作については高潮警報・高潮注意報・津波警報・津波注意報の発表時等に操作責任者が実施する。</p>	<p>第3 高潮対策 【建設局、港湾管理者】</p> <p>(略)</p> <p>2 水門・樋門等の点検</p> <p>市内には、<u>28</u>か所の水門・樋門等があり（資料編5-9）、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護し、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、関係機関に通達して情報の共有に努め、高潮等の対策を行う。また、感潮河川である内川・土居川に対し、内川排水機場の整備・補修を行い、堅川水門及び古川水門閉鎖時の内水排除の体制整備に努めている。</p> <p>また水門・樋門等の操作については高潮警報・高潮注意報・津波警報・津波注意報の発表時等に操作責任者が実施する。</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第4 水害減災対策の推進 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、上下水道局、消防局】 （略）</p> <p>1 洪水予報及び水防警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>本市における洪水予報河川としては、国の管理する大和川が該当する。近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した大和川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市町村長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>府は、上記により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。</p> <p>近畿地方整備局及び府は、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</p> <p>(2) 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表</p> <p>府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水位周知河川に指定した石津川、西除川、東除川において、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、警戒水位（氾濫注意水位）を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>また、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。</p> <p>府又は市は、各々が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）において、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位（高潮特別警戒水位）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 浸水想定区域の指定・公表</p> <p>近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p> <p>府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p> <p>府及び市は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p>	<p>第4 水害減災対策の推進 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、上下水道局、消防局】 （略）</p> <p>1 洪水予報及び水防警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>本市における洪水予報河川としては、国の管理する大和川が該当する。近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した大和川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市町村長に通知し、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>府は、上記により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。</p> <p>近畿地方整備局及び府は、市町村長による洪水時における避難勧告指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</p> <p>(2) 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表</p> <p>府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水位周知河川に指定した石津川、西除川、東除川について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>また、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。</p> <p>府又は市は、各々が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮氾濫危険水位（水防法第13条の3で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 浸水想定区域の指定・公表</p> <p>近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。</p> <p>府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。</p> <p>府及び市は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 地下街等における避難体制 (略)</p> <p>ウ 避難確保計画等の作成</p> <p>上記の地下街等の所有者または管理者は、単独または共同で、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。</p> <p>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。</p> <p>避難確保計画等については、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」（平成16年5月（財）日本建築防災協会）、「避難確保・浸水防止計画作成」の手引き（水防法）（平成25年7月）及び「避難確保計画作成の手引き」（津波防災地域まちづくりに関する法律）（平成26年1月）の内容を踏まえて作成することとする。</p> <p>(8) 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制 (略)</p> <p>ウ 上記の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、自衛水防組織の設置に努めるとともに、避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>エ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 洪水リスクの開示</p> <p>(1) 洪水リスクの開示</p> <p>府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水し</p>	<p>府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 地下街等における避難体制 (略)</p> <p>ウ 避難確保計画等の作成</p> <p>上記の地下街等の所有者または管理者は、単独または共同で、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画を公表し、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。</p> <p>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。</p> <p>避難確保計画等については、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き（案）」（平成16年5月（財）日本建築防災協会）、<u>「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き（案）（洪水・内水・高潮編）」</u>（水防法）（平成27年7月）及び「<u>津波発生時における避難確保計画作成の手引き</u>」（津波防災地域まちづくりに関する法律）（平成26年1月）の内容を踏まえて作成することとする。</p> <p>(8) 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制 (略)</p> <p>ウ 上記の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、自衛水防組織の設置に努め、避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>エ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。<u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 洪水・高潮リスクの開示</p> <p>(1) 洪水リスクの開示</p> <p>府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水し</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>た場合に想定される危険度並びに水深を公表する。</p> <p>市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。</p> <p>(2) 洪水リスクの周知及び利用</p> <p>府及び市は、公表された洪水リスクを住民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努めるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。</p> <p>市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。</p> <p>3 防災訓練の実施</p> <p>府及び市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。</p> <p>4 水防と河川管理等の連携</p> <p>府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。</p> <p>市は、国や府が組織する複合時な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、府、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 下水道の整備 【上下水道局】</p> <p>公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。</p> <p>汚水整備に関しては、平成30年度末で、堺市の行政区域面積14,982haに対して、下水道必要整備面積が12,707haあり（臨海工業地帯と緑地の一部を除く。）、そのうち処理区域の面積は1</p>	<p>た場合に想定される危険度並びに水深を公表する。</p> <p>市は、<u>洪水浸水想定区域等</u>の指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。</p> <p>(2) 洪水・<u>高潮</u>リスク<u>及び避難に関する情報</u>の周知及び利用</p> <p>府及び市は、公表された洪水・<u>高潮</u>リスクを住民に周知し、<u>災害時にとるべき行動について普及啓発</u>するため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努める。<u>また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。</u></p> <p>市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、<u>浸水想定区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努め、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>3 防災訓練の実施・指導</p> <p>府及び市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施し、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。</p> <p><u>また、府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。併せて、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p> <p>4 水防と河川管理等の連携</p> <p>府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮し、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。</p> <p>市は、国や府が組織する複合時な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、府、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</p> <p><u>河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5 下水道の整備 【上下水道局】</p> <p>公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。</p> <p>汚水整備に関しては、令和2年度末で、堺市の行政区域面積14,982haに対して、下水道必要整備面積が12,707haあり（臨海工業地帯と緑地の一部を除く。）、そのうち処理区域の面積は10,172haで、下水道処</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>0.121 ha で、下水道処理人口普及率 9.8.3 % となっている。（下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法9条による供用開始の公示区域内人口の割合。（人口は住民基本台帳）（略）</p> <p>第6 ため池の整備 【産業振興局】</p> <p>1 ため池の現状</p> <p>市内には約 6.10 か所のため池があり、約 9.00 ha の水田の灌漑用水源として重要な役割を果たしている。また、地域によっては、都市化の進展 <u>とともに</u> 灌漑用の機能から、雨水貯留の機能に役割を変えつつあるため池もあり、水害防止の面からも大きく寄与している。</p> <p>2 ため池の改修</p> <p>ため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤の老朽化の著しいため池について、管理者に対し、適正な維持、管理について指導 <u>するとともに</u>、その補強や改修を計画的に実施すべく、管理者や関係機関との協議・調整を行う。</p> <p>これにより、治水能力の保持、親水空間としての利活用を図ることもできる。</p> <p>（略）</p> <p>4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策</p> <p>ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、府、市町村、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強に努め <u>るとともに</u>、情報伝達・避難等に必要となる、防災意識の向上を図り、ソフト対策（ため池ハザードマップ作成等）と併せ、総合的な防災・減災対策に努める。</p> <p>5 ため池の治水活用</p> <p>市は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行 <u>うとともに</u>、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第5節 土砂災害予防対策の推進</p> <p>災害の発生が予測される危険箇所について、防災体制の整備、予防措置の指導及び発生を予測するシステムの整備を行い、地域住民の安全確保に努める。また、市は国や大阪府によって危険箇所の指定があった場合は、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップの作成等を行い、住民周知に努める。</p> <p>なお、大阪府砂防ボランティア協会が整備する砂防ボランティア（斜面判定士等）制度を活用し、一次災害の防止に努める。</p> <p>第1 土砂災害警戒区域等における防災対策 【府・危機管理室・建設局・建築都市局】</p>	<p>理人口普及率 <u>98.5</u> % となっている。（下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法9条による供用開始の公示区域内人口の割合。（人口は住民基本台帳）（略）</p> <p>第6 ため池の整備 【産業振興局】</p> <p>1 ため池の現状</p> <p>市内には約 <u>500</u> か所のため池があり、約 <u>830</u> ha の水田の灌漑用水源として重要な役割を果たしている。また、地域によっては、都市化の進展に <u>より</u> 灌漑用の機能から、雨水貯留の機能に役割を変えつつあるため池もあり、水害防止の面からも大きく寄与している。</p> <p>2 ため池の改修</p> <p>ため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤の老朽化の著しいため池について、管理者に対し、適正な維持、管理について指導 <u>し</u>、その補強や改修を計画的に実施すべく、管理者や関係機関との協議・調整を行う。</p> <p>これにより、治水能力の保持、親水空間としての利活用を図ることもできる。</p> <p>（略）</p> <p>4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策</p> <p>ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、府、市町村、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強に努め、情報伝達・避難等に必要となる、防災意識の向上を図り、ソフト対策（ため池ハザードマップ作成等）と併せ、総合的な防災・減災対策に努める。</p> <p>5 ため池の治水活用</p> <p>市は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行 <u>い</u>、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第5節 土砂災害予防対策の推進</p> <p>災害の発生が予測される危険箇所について、防災体制の整備、予防措置の指導及び発生を予測するシステムの整備を行い、地域住民の安全確保に努める。<u>また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</u></p> <p>市は国や大阪府によって危険箇所の指定があった場合は、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップの作成等を行い、住民周知に努める。</p> <p>なお、大阪府砂防ボランティア協会が整備する砂防ボランティア（斜面判定士等）制度を活用し、一次災害の防止に努める。</p> <p>第1 土砂災害警戒区域等における防災対策 【府・危機管理室・建設局・建築都市局・健康福祉局】</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>3 建築物の構造規制（府・市） 土砂災害特別警戒区域においては、建築物の構造が安全なものとなるよう<u>に構造規制を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 警戒避難体制等 市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等警戒避難に関する事項について定めるとともに円滑な警戒避難が行えるよう必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、要配慮者利用施設であって、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設にあつては、その名称及び所在地について地域防災計画に定める。市は、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条）</p> <p>(略)</p> <p>7 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知 府は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条、29条、30条)</p> <p>(新設)</p> <p>第2 土石流対策（砂防対策） 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局】</p>	<p>(略)</p> <p>3 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進（府・市） 土砂災害特別警戒区域においては、<u>建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、</u>建築物の構造が安全なものとなるよう<u>努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 警戒避難体制等 市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等警戒避難に関する事項について定め、円滑な警戒避難が行えるよう必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、要配慮者利用施設であって、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設にあつては、その名称及び所在地について地域防災計画に定める。市は、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条） <u>土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</u> <u>府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</u> <u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知 府は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知し、一般に周知する。 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条、29条、30条)</p> <p>8 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知 <u>市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努め、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>第2 土石流対策（砂防対策） 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局】</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>2 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 地すべり対策 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局】</p> <p>(略)</p> <p>2 府、近畿地方整備局は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 急傾斜地崩壊対策 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局】</p> <p>(略)</p> <p>第5 土砂災害警戒情報の作成・発表 【大阪管区气象台、大阪府】</p> <p>大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。通知又は発表を受けた市は、市民に対し速やかに情報を伝達し周知するものとする。</p> <p>第6 宅地防災対策 【建築都市局】</p> <p>1 宅地造成に関する指導</p> <p>市は、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条にいう宅地造成に伴い災害が生じる恐れのある市街地又は市街地になろうとする土地の区域）において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 大規模盛土造成地の周知及び造成宅地防災区域の指定の検討</p> <p>市及び府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップの作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれ大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</p> <p>第6節 危険物等災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 危険物災害予防対策 【消防局】</p> <p>市（消防局）は、消防法をはじめとする関係法令を周知し、必要に応じ規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>2 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限し、砂防事業を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 地すべり対策 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局】</p> <p>(略)</p> <p>2 府、近畿地方整備局は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、地すべり対策事業を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 急傾斜地崩壊対策 【府、危機管理室、建設局】</p> <p>(略)</p> <p>第5 土砂災害警戒情報の作成・発表 【大阪管区气象台、大阪府】</p> <p>大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知及び一般へ周知し、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。通知又は発表を受けた市は、市民に対し速やかに情報を伝達し周知するものとする。</p> <p>第6 宅地防災対策 【建築都市局】</p> <p>1 宅地造成に関する指導</p> <p>市は、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条にいう宅地造成に伴い災害が生じる恐れのある市街地又は市街地になろうとする土地の区域）において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導し、必要に応じて監督処分を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 大規模盛土造成地の周知及び造成宅地防災区域の指定の検討</p> <p>市及び府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、市民の防災意識を高め、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、滑動崩落のおそれ大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</p> <p>第6節 危険物等災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 危険物災害予防対策 【消防局】</p> <p>市（消防局）は、消防法をはじめとする関係法令を周知し、必要に応じ規制を行い、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>2 危険物施設の災害防止対策の推進</p> <p>(1) 危険物施設の所有者は、当該施設の構造、設備の耐震化及び安全性の向上を図る。</p> <p>(2) 危険物の貯蔵、取扱の実態等に応じた消防資器材の整備充実を図るとともに、新たな危険物の出現等に対応した消火薬剤等の化学消防資器材の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策 【消防局】</p> <p>市は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため立ち入り検査を実施するとともに、市及び関係機関は、中部近畿産業保安監督部近畿支部並びに府と連携し、保安意識の啓発、規制の強化、自主保安体制の整備促進等の災害防止対策に努める。</p> <p>1 高圧ガス災害予防対策</p> <p>(1) 立入検査及び保安検査等の機会を通じ、法令上の技術上の基準の遵守を徹底させるとともに、保安教育、高圧ガス施設の維持管理等を適正に行うよう指導し、自主保安体制の確立に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 火薬類災害予防対策</p> <p>(1) 立入検査及び保安検査の機会を通じ、法令上の技術上の基準の遵守を徹底させるとともに、火薬類の盗難防止について周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3 毒物劇物等災害予防対策 【健康福祉局、消防局】</p> <p>(略)</p> <p>2 毒物、劇物によって市民の生命及び保健衛生上に危害を生じる恐れがあるときは、営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、消防局、保健所又は警察署に届出をさせるとともに災害防止のため応急措置を講じるよう指導する。また、届出に基づく関係機関との連絡を強化し、防災上適切な措置が講じられるよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 管理化学物質災害予防対策 【環境局、消防局】</p> <p>市及び府は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 啓発</p>	<p>(略)</p> <p>2 危険物施設の災害防止対策の推進</p> <p>(1) 危険物施設の所有者は、当該施設の構造、設備の耐震化及び安全性の向上を図る。</p> <p>(2) 危険物の貯蔵、取扱の実態等に応じた消防資器材の整備充実を図り、新たな危険物の出現等に対応した消火薬剤等の化学消防資器材の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>6 事業者</p> <p><u>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行い、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p> <p>第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策 【消防局】</p> <p>市は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため立ち入り検査を実施し、市及び関係機関は、中部近畿産業保安監督部近畿支部並びに府と連携し、保安意識の啓発、規制の強化、自主保安体制の整備促進等の災害防止対策に努める。</p> <p>1 高圧ガス災害予防対策</p> <p>(1) 立入検査及び保安検査等の機会を通じ、法令上の技術上の基準の遵守を徹底させ、保安教育、高圧ガス施設の維持管理等を適正に行うよう指導し、自主保安体制の確立に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 火薬類災害予防対策</p> <p>(1) 立入検査及び保安検査の機会を通じ、法令上の技術上の基準の遵守を徹底させ、火薬類の盗難防止について周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3 毒物劇物等災害予防対策 【健康福祉局、消防局】</p> <p>(略)</p> <p>2 毒物、劇物によって市民の生命及び保健衛生上に危害を生じる恐れがあるときは、営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、消防局、保健所又は警察署に届出をさせ、災害防止のため応急措置を講じるよう指導する。また、届出に基づく関係機関との連絡を強化し、防災上適切な措置が講じられるよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 管理化学物質災害予防対策 【環境局、消防局】</p> <p>市及び府は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行い、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 啓発</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。</p>	<p>化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催し、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。</p>
<p>第5 放射線災害予防対策 【消防局】 (略)</p>	<p>第5 放射線災害予防対策 【消防局】 (略)</p>
<p>1 設置者等の責務 (略)</p> <p>なお、放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等の使用、貯蔵、廃棄、輸送等に関して、関係省庁等への許可、届出が義務付けられており、常に関係法令の定める基準に適合するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規定等の整備、保安組織の確立、従業員等の教育訓練の励行等に努め、放射線災害の防止に万全の措置を講じなければならない。</p>	<p>1 設置者等の責務 (略)</p> <p>なお、放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等の使用、貯蔵、廃棄、輸送等に関して、関係省庁等への許可、届出が義務付けられており、常に関係法令の定める基準に適合するよう維持管理し、放射線障害予防規定等の整備、保安組織の確立、従業員等の教育訓練の励行等に努め、放射線災害の防止に万全の措置を講じなければならない。</p>
<p>2 防災関係機関の対応</p> <p>防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対する教育訓練の実施等、災害防止対策を推進する。</p> <p>また、放射性同位元素を業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者に届出をさせるとともに、放射線施設の災害等の発生時における消防活動等を円滑に実施するため、常に放射性同位元素取扱施設の状況を把握し、災害活動に必要な資器材の整備を図るとともに災害防御訓練に努める。</p>	<p>2 防災関係機関の対応</p> <p>防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対する教育訓練の実施等、災害防止対策を推進する。</p> <p>また、放射性同位元素を業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者に届出をさせ、放射線施設の災害等の発生時における消防活動等を円滑に実施するため、常に放射性同位元素取扱施設の状況を把握し、災害活動に必要な資器材の整備を図り、災害防御訓練に努める。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第7 危険物積載船舶等災害予防対策 【消防局、港湾管理者、堺海上保安署、近畿地方整備局】 (略)</p>	<p>第7 危険物積載船舶等災害予防対策 【消防局、港湾管理者、堺海上保安署、近畿地方整備局】 (略)</p>
<p>1 特定事業者の予防対策</p> <p>危険物等積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指示に従うとともに、荷役作業に当たっては、陸側と海側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。</p> <p>(1) タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資器材の配備を完全に行うとともに、監視体制を強化し、油流出災害の防止に努める。</p> <p>(2) 危険物等を積載した巨大船の着舷に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視するとともに、火災、爆発の防止、流出油の早期発見、早期処理に努める。</p>	<p>1 特定事業者の予防対策</p> <p>危険物等積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指示に従い、荷役作業に当たっては、陸側と海側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。</p> <p>(1) タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資器材の配備を完全に行い、監視体制を強化し、油流出災害の防止に努める。</p> <p>(2) 危険物等を積載した巨大船の着舷に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視し、火災、爆発の防止、流出油の早期発見、早期処理に努める。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2章 災害の拡大の防止 第1節 市民防災意識の高揚</p>	<p>第2章 災害の拡大の防止 第1節 市民防災意識の高揚</p>
<p>市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚に努める。これらの実</p>	<p>市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚に努める。これらの実</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に配慮した体制が整備されるよう努める。</p> <p>また、行政主導等のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p>第1 防災知識の普及啓発 【危機管理室、区役所、教育委員会】</p> <p>市及び防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。</p> <p>また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者等の避難行動に対する理解の促進を図る。</p> <p>1 普及啓発の内容</p> <p>(1) 災害の知識 （略） （新設）</p> <p>キ 地域社会への貢献 ク 応急対応、復旧・復興に関する知識</p> <p>(2) 災害への備え</p> <p>ア 最低3日間でできれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー及び生活物資の備蓄</p> <p>イ 非常持ち出し品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防じんマスク等） （新設）</p> <p>ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</p> <p>エ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策</p> <p>オ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認</p> <p>カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</p> <p>キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとする防災訓練など防災活動への参加</p> <p>ク 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性</p> <p>ケ 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとるべき行動</p> <p>コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定</p>	<p>施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援し、被災時の男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮した体制が整備されるよう努める。</p> <p>また、行政主導等のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p>第1 防災知識の普及啓発等 【危機管理室、区役所、教育委員会】</p> <p>市及び防災関係機関は、<u>気候変動の影響や過去の災害の教訓</u>、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知し、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で<u>地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。</u></p> <p>特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。</p> <p>また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、<u>適切な避難行動に関する</u>理解の促進を図る。</p> <p><u>併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p> <p>1 普及啓発の内容</p> <p>(1) 災害の知識 （略）</p> <p><u>キ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p>ク 地域社会への貢献 ケ 応急対応、復旧・復興に関する知識</p> <p>(2) 災害への備え</p> <p>ア 最低3日間でできれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー及び生活物資の備蓄</p> <p>イ 非常持ち出し品の準備（<u>貴重品、避難用具</u>、救急箱、<u>非常食品、衛生用品</u>、防じんマスク等）</p> <p><u>ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等</u></p> <p>エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</p> <p>オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策</p> <p>カ 指定緊急避難場所・<u>安全な親戚や知人宅等の避難場所</u>・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認</p> <p>キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</p> <p>ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとする防災訓練など防災活動への参加</p> <p>ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性</p> <p>コ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>といった避難情報の発令時にとるべき行動</p> <p>サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>避難所での行動</p> <p>(3) 災害時の行動</p> <p>(略)</p> <p>エ 津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 被災地支援時の行動</p> <p>ア 小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</p> <p>2 普及啓発の方法</p> <p>(1) ホームページ、パンフレット等による啓発</p> <p>防災パンフレット、DVD等を作成、活用するとともに、広報紙（広報誌）及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 学校園・認定こども園等における防災教育 【教育委員会、子ども青少年局】</p> <p>1 学校園・認定こども園等における防災教育の実施</p> <p>防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における防災教育が重要である。学校園は、幼児、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、発達段階に応じた防災教育を実施する。</p> <p>また、市全体の防災対策を踏まえて、各学校園・認定こども園等の実情に応じた組織的な避難訓練を実施するとともに、地域人材の活用や地域の防災訓練との連携を図るなど、津波避難をはじめ、様々な災害に対し、より効果的な防災教育を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 校内防災体制の確立</p> <p>学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>避難所での行動</p> <p>(3) 災害時の行動</p> <p>(略)</p> <p>エ 津波発生時（<u>強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合</u>）にとるべき行動</p> <p>(略)</p> <p><u>セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動</u></p> <p>(4) 被災地支援時の行動</p> <p>ア 小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</p> <p>2 普及啓発の方法</p> <p>(1) ホームページ、パンフレット等による啓発</p> <p>防災パンフレット、DVD等を作成、活用<u>し</u>、広報紙（広報誌）及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 学校園・認定こども園等における防災教育 【教育委員会、子ども青少年局】</p> <p>1 学校園・認定こども園等における防災教育の実施</p> <p>防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における<u>体系的かつ地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育が重要である。学校園は、幼児、児童・生徒の安全を守り、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、発達段階に応じた防災教育を実施する。</p> <p>また、市全体の防災対策を踏まえて、各学校園・認定こども園等の実情に応じた組織的な避難訓練を実施<u>し</u>、地域人材の活用や地域の防災訓練との連携を図るなど、津波避難をはじめ、様々な災害に対し、より効果的な防災教育を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 校内防災体制の確立</p> <p>学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成<u>し</u>、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の普及啓発） 【危機管理室、市民人権局】</p> <p><u>災害時は、平常時の社会課題が顕著になり、女性が置かれている状況がより厳しくなる傾向があるため、平常時から女性の参画をはじめ、男女共同参画の視点を取り入れた減災・防災対策を推進する必要がある。そのため、市及び防災関係機関や地域が課題等を共有し災害対応ができるよう、令和2年5月に内閣府</u></p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正																										
<p>第2節 自主防災体制の整備</p> <p>及び防災関係機関は、減災対策において最も重要である地域防災力を向上させるため、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その基礎となる地域コミュニティの活性化を推進するとともに、地域における自主防災体制の整備を推進する。</p> <p>また、地域の防災拠点となる区役所は、関係機関等と協力し、自助・共助・公助による防災力の向上を図る。</p> <p>第1 地区防災計画の策定等 【危機管理室、区役所】</p> <p>1 地区防災計画制度の目的</p> <p>地区防災計画制度は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市内の一定の地区居住者及び事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する計画を、本市地域防災計画に規定するものであり、地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、地区の防災力を向上させ、ひいては市域の防災力を向上させることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 地域防災計画に定める地区防災計画</p> <table border="1" data-bbox="231 1283 1222 1503"> <tr> <td>錦西校区地区防災計画</td> <td>鳳校区地区防災計画</td> </tr> <tr> <td>鳳南校区地区防災計画</td> <td>上野芝校区地区防災計画</td> </tr> <tr> <td>向丘校区地区防災計画</td> <td>福泉校区地区防災計画</td> </tr> <tr> <td>福泉東校区地区防災計画</td> <td>上神谷校区地区防災計画</td> </tr> <tr> <td>御池台校区地区防災計画</td> <td>金岡校区防災カルテ</td> </tr> </table> <p>第2 自主防災組織の活動支援 【危機管理室、区役所】</p> <p>地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成を図るとともに、堺市自治連合協議会、堺市赤十字奉仕団等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の活動支援を行う。その際、女性の参画を促進する。</p> <p>また、自主防災組織の活動の活性化を図るため、研修の実施などによる防災リーダーの育成、若い世代など多様な年齢層や障害者が参加できるような環境整備などにより、迅速な活動が行える組織体制の形成、訓練の実施を促すとともに、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構認定）と連携して地域防災力の向上を図るものとする。</p>	錦西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画	鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画	向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画	福泉東校区地区防災計画	上神谷校区地区防災計画	御池台校区地区防災計画	金岡校区防災カルテ	<p><u>が策定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の普及啓発を図る。</u></p> <p>第2節 自主防災体制の整備</p> <p>及び防災関係機関は、減災対策において最も重要である地域防災力を向上させるため、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その基礎となる地域コミュニティの活性化を推進し、地域における自主防災体制の整備を推進する。</p> <p>また、地域の防災拠点となる区役所は、関係機関等と協力し、自助・共助・公助による防災力の向上を図る。</p> <p>第1 地区防災計画の策定等【危機管理室、区役所】</p> <p>1 地区防災計画制度の目的</p> <p>地区防災計画制度は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市内の一定の地区居住者及び事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する計画を、本市地域防災計画に規定するものであり、地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、地区の防災力を向上させ、ひいては市域の防災力を向上させることを目的とする。</p> <p><u>また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図り、訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 地域防災計画に定める地区防災計画</p> <table border="1" data-bbox="1578 1283 2570 1633"> <tr> <td>錦西校区地区防災計画</td> <td>鳳校区地区防災計画</td> </tr> <tr> <td>鳳南校区地区防災計画</td> <td>上野芝校区地区防災計画</td> </tr> <tr> <td>向丘校区地区防災計画</td> <td>福泉校区地区防災計画</td> </tr> <tr> <td>福泉東校区地区防災計画</td> <td>上神谷校区地区防災計画</td> </tr> <tr> <td>御池台校区地区防災計画</td> <td>金岡校区防災カルテ</td> </tr> <tr> <td><u>三宝校区地区防災計画</u></td> <td><u>平尾校区地区防災計画</u></td> </tr> <tr> <td><u>浜寺東校区地区防災計画</u></td> <td><u>福泉上校区地区防災計画</u></td> </tr> <tr> <td><u>深阪校区地区防災計画</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>第2 自主防災組織の活動支援 【危機管理室、市民人権局、区役所】</p> <p>地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成を図り、堺市自治連合協議会、堺市赤十字奉仕団等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の活動支援を行う。その際、<u>男女共同参画の視点を取り入れた活動が出来るように</u>女性の参画を促進する。</p> <p>また、自主防災組織の活動の活性化を図るため、研修の実施などによる防災リーダーの育成、若い世代など多様な年齢層や障害者が参加できるような環境整備などにより、迅速な活動が行える組織体制の形成、訓練の実施を促し、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構認定）と連携して地域防災力の向上</p>	錦西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画	鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画	向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画	福泉東校区地区防災計画	上神谷校区地区防災計画	御池台校区地区防災計画	金岡校区防災カルテ	<u>三宝校区地区防災計画</u>	<u>平尾校区地区防災計画</u>	<u>浜寺東校区地区防災計画</u>	<u>福泉上校区地区防災計画</u>	<u>深阪校区地区防災計画</u>	
錦西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画																										
鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画																										
向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画																										
福泉東校区地区防災計画	上神谷校区地区防災計画																										
御池台校区地区防災計画	金岡校区防災カルテ																										
錦西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画																										
鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画																										
向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画																										
福泉東校区地区防災計画	上神谷校区地区防災計画																										
御池台校区地区防災計画	金岡校区防災カルテ																										
<u>三宝校区地区防災計画</u>	<u>平尾校区地区防災計画</u>																										
<u>浜寺東校区地区防災計画</u>	<u>福泉上校区地区防災計画</u>																										
<u>深阪校区地区防災計画</u>																											

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>1 活動内容</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>（略）</p> <p>オ 避難所運営のための体制づくり</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第3 事業所による自主防災体制の整備 【産業振興局】</p> <p>事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握<u>するとともに</u>、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</p> <p>市は、従業員、利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続<u>とともに</u>地域への貢献・地域との共生という観点から、事業所に対して広報紙又は消防署による予防査察を通じて自主防災体制の整備について指導、助言又は啓発を行う。</p> <p>市は、事業者が被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要があるため、そのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定するよう促進<u>するとともに</u>、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の促進を図る。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</p> <p>さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。</p> <p>なお、市は商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に取り組む。</p> <p>市及び府は、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援<u>するとともに</u>、事業者の防災力向上を促進する。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第5 堺市消防協力事業所制度の推進 【消防局】</p> <p>市（消防局）は地震等大規模災害発生時に自主的に人命救助等の消防活動を行う消防協力事業所の登録を推進<u>するとともに</u>、研修会や訓練を通じ登録事業所の災害対応能力の向上を図ることにより、地域防災</p>	<p>を図るものとする。</p> <p>1 活動内容</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>（略）</p> <p>オ <u>男女共同参画の視点に配慮した</u>避難所運営のための体制づくり</p> <p>（略）</p> <p>第3 事業所による自主防災体制の整備 【産業振興局】</p> <p>事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握<u>し</u>、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</p> <p>市は、従業員、利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、<u>地域への貢献・地域との共生</u>という観点から、事業所に対して広報紙又は消防署による予防査察を通じて自主防災体制の整備について指導、助言又は啓発を行う。</p> <p>市は、事業者が被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要があるため、そのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定するよう促進<u>し</u>、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の促進を図る。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。<u>併せて豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。<u>また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、市は商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に取り組む。</p> <p>市及び府は、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援<u>し</u>、事業者の防災力向上を促進する。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第5 堺市消防協力事業所制度の推進 【消防局】</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>力の強化に努める。</p> <p>第3節 都市の防災機能の強化</p> <p>市及び防災関係機関は、いわゆるオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間を整備するとともに、市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などを実施する。その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。</p> <p>第1 防災空間の整備 【建築都市局、建設局】 (略)</p> <p>1 都市公園等の整備</p> <p>都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たすとともに、災害時における延焼防止空間、避難場所及び災害救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「堺市緑の基本計画（平成25年3月改定）」に基づく体系的な整備、拡大を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修（当時））、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。</p> <p>(1) 都市公園の現況</p> <p>平成31年3月31日現在、1,183か所、705.48haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は、8.51m²である。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 河川（大和川）部、臨海部における防災機能の強化</p> <p>「(仮称)堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、地域総合防災力向上を図るため、緊急避難場所や復旧・復興の支援拠点機能の必要性から、三宝水再生センターの防災拠点化を推進する。</p> <p>第2 災害に強い市街地の形成 【建築都市局】</p> <p>市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業や、密集住宅市街地整備促進事業など各種整備手法を活用した市街地の整備を進めるとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）や宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく区域指定によって開発建築行為の規制・誘導を図るとともに、堺市開発行為等の手続に関する条例に基づく開発指導を行い、安全で秩序ある市街地を形成してい</p>	<p>市（消防局）は地震等大規模災害発生時に自主的に人命救助等の消防活動を行う消防協力事業所の登録を推進し、研修会や訓練を通じ登録事業所の災害対応能力の向上を図ることにより、地域防災力の強化に努める。</p> <p>第3節 都市の防災機能の強化</p> <p>市及び防災関係機関は、いわゆるオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間を整備し、市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などを実施する。その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。</p> <p><u>府及び市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u></p> <p><u>また、まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、市町村に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけ、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。</u></p> <p>第1 防災空間の整備 【建築都市局、建設局】 (略)</p> <p>1 都市公園等の整備</p> <p>都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たす、災害時における延焼防止空間、避難場所及び災害救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「堺市緑の基本計画（平成30年3月改定）」に基づく体系的な整備、拡大を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（<u>国土交通省（旧：建設省）</u>都市局公園緑地課、<u>国土交通省（旧：建設省）</u>土木研究所環境部監修（当時））、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。</p> <p>(1) 都市公園の現況</p> <p><u>令和3</u>年3月31日現在、<u>1,188</u>か所、<u>709.28</u>haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は、<u>8.55</u>m²である。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 河川（大和川）部、臨海部における防災機能の強化</p> <p>「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、地域総合防災力向上を図るため、緊急避難場所や復旧・復興の支援拠点機能の必要性から、三宝水再生センターの防災拠点化を推進する。</p> <p>第2 災害に強い市街地の形成 【建築都市局】</p> <p>市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業や、密集住宅市街地整備促進事業など各種整備手法を活用した市街地の整備を進め、都市計画法（昭和43年法律第100号）や宅地造成等規制法（昭和</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>く。</p> <p>1 市街地の整備 （略）</p> <p>また、都市再生緊急整備地域「堺東駅西地域」においては、堺市の玄関口に相応しい複合市街地の形成を図るため、官公庁舎の建替えにあわせ、防災性の向上に資する市民交流広場を整備するとともに、老朽化したジョルノビルを建替え、市街地の防災性の向上を図ることを目的とする堺東駅南地区第一種市街地再開発事業を促進する。</p> <p>2 地域指定による規制・誘導等</p> <p>(1) 用途地域等の指定</p> <p>都市計画区域内の土地についての無秩序な市街化や土地利用の混乱を防ぐため、都市計画法に基づき市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を定めるとともに、用途地域等の指定により建築物の用途・形態の制限を行い、地域の環境を保全し、適正かつ合理的な土地利用の実現を図る。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 宅地造成等規制法に基づく規制等</p> <p>（略）</p> <p>また、がけ地等の災害危険箇所について定期的なパトロールを実施するとともに、土地所有者及び使用者等に対して、その防護等について指導助言し、徹底した安全管理を求めていくように努める。</p> <p>（略）</p> <p>3 公共住宅の建替事業の推進によるオープンスペース等との一体的な整備</p> <p>耐震性、耐火性の低い、老朽化した公共住宅の建て替えを推進し、入居者の安全確保を図るとともに、発災時における入居者、避難者等の一時的な受入れを考慮したオープンスペース等との一体的な整備に努める。</p> <p>（新設）</p> <p>第4節 火災・延焼予防対策の推進</p> <p>市（消防局）は、市街地及び林野における火災の発生を防止するとともに、初期消火の徹底を図り、延焼の拡大を防止するため火災予防対策を推進する。</p> <p>第1 市街地の火災予防 【消防局】 （略）</p> <p>3 防火・防災管理者の育成の推進</p>	<p>36年法律第191号)に基づく区域指定によって開発建築行為の規制・誘導を図り、堺市開発行為等の手続に関する条例に基づく開発指導を行い、安全で秩序ある市街地を形成していく。</p> <p>1 市街地の整備 （略）</p> <p>また、都市再生緊急整備地域「堺東駅西地域」においては、堺市の玄関口に相応しい複合市街地の形成を図るため、官公庁舎の建替えにあわせ、防災性の向上に資する市民交流広場を整備し、老朽化したジョルノビルを建替え、市街地の防災性の向上を図ることを目的とする堺東駅南地区第一種市街地再開発事業を促進する。</p> <p>2 地域指定による規制・誘導等</p> <p>(1) 用途地域等の指定</p> <p>都市計画区域内の土地についての無秩序な市街化や土地利用の混乱を防ぐため、都市計画法に基づき市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を定め、用途地域等の指定により建築物の用途・形態の制限を行い、地域の環境を保全し、適正かつ合理的な土地利用の実現を図る。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 宅地造成等規制法に基づく規制等</p> <p>（略）</p> <p>また、がけ地等の災害危険箇所について定期的なパトロールを実施し、土地所有者及び使用者等に対して、その防護等について指導助言し、徹底した安全管理を求めていくように努める。</p> <p>（略）</p> <p>3 公共住宅の建替事業の推進によるオープンスペース等との一体的な整備</p> <p>耐震性、耐火性の低い、老朽化した公共住宅の建て替えを推進し、入居者の安全確保を図り、発災時における入居者、避難者等の一時的な受入れを考慮したオープンスペース等との一体的な整備に努める。</p> <p>4 空き家等の対策</p> <p><u>市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。</u></p> <p><u>府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市と相談窓口の普及啓発に努める。</u></p> <p>第4節 火災・延焼予防対策の推進</p> <p>市（消防局）は、市街地及び林野における火災の発生を防止し、初期消火の徹底を図り、延焼の拡大を防止するため火災予防対策を推進する。</p> <p>第1 市街地の火災予防 【消防局】 （略）</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>(2) 統括防火・防災管理者の選任が必要な防火対象物においては、適正に選任させるとともに当該防火対象物全体についての消防計画の届出を指導し、適切な防火・防災管理業務を推進するよう、各管理権原者、統括防火・防災管理者、各防火・防災管理者に対し、指導・育成を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>3 防火・防災管理者の育成の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 統括防火・防災管理者の選任が必要な防火対象物においては、適正に選任させ、当該防火対象物全体についての消防計画の届出を指導し、適切な防火・防災管理業務を推進するよう、各管理権原者、統括防火・防災管理者、各防火・防災管理者に対し、指導・育成を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>第5節 消火・救助・救急体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第1 消防力の強化 【消防局】</p> <p>(略)</p> <p>2 消防水利の確保</p> <p>(1) 「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)に基づき消火栓等を配置する。</p> <p>(2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、消防水利の多様化を図る。</p> <p>(3) 遠距離大量送水システム等の消防水利を有効に活用するための消防施設、設備の整備に努める。</p> <p>3 消防活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消防職員の速やかな動員</p> <p>震災時には、地震災害消防活動計画に基づき、堺市及び高石市内で震度4を観測したときは消防司令長以上の階級にある者と事前に定められた者が、また、堺市及び高石市内において震度5弱が観測されたときは全職員が各所属に参集するものとする。</p> <p>風水害発生時には、風水害消防活動計画に基づき速やかに招集・動員を行うものとする。</p> <p>(4) 同時多発火災及び大規模火災の対応</p> <p>(略)</p> <p>また、消防車両の動態管理等、災害の同時多発への対処体制の整備に努めるとともに、市内事業所等との協力体制の確立に努め、迅速な消防活動が実施できるよう、体制整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 消防団の活性化</p> <p>(略)</p> <p>ウ 消防団員の教育訓練</p> <p>消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 災害活動支援隊との連携強化</p> <p>大規模災害発生時に災害活動支援隊員が、消防局及び消防署が行う消火、救急、救助、避難誘導その他の消防活動を支援できるよう教育訓練を実施し、知識及び技能の向上を図るとともに、連携強化に努める。</p>	<p>第5節 消火・救助・救急体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第1 消防力の強化 【消防局】</p> <p>(略)</p> <p>2 消防水利の確保</p> <p>(1) 「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)に基づき消火栓等を配置する。</p> <p>(2) 河川、<u>海</u>などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、消防水利の多様化を図る。</p> <p>(3) 遠距離大量送水システム等の消防水利を有効に活用するための消防施設、設備の整備に努める。</p> <p>3 消防活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消防職員の速やかな動員</p> <p>震災時には、地震災害消防活動計画に基づき、堺市及び高石市内で震度4を観測したときは消防司令長以上の階級にある者と事前に定められた者が、また、堺市、<u>高石市</u>及び<u>大阪狭山市</u>内において震度5弱が観測されたときは全職員が各所属に参集するものとする。</p> <p>風水害発生時には、風水害消防活動計画に基づき速やかに招集・動員を行うものとする。</p> <p>(4) 同時多発火災及び大規模火災の対応</p> <p>(略)</p> <p>また、消防車両の動態管理等、災害の同時多発への対処体制の整備に努め、市内事業所等との協力体制の確立に努め、迅速な消防活動が実施できるよう、体制整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 消防団の活性化</p> <p>(略)</p> <p>ウ 消防団員の教育訓練</p> <p>消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図り、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 災害活動支援隊との連携強化</p> <p>大規模災害発生時に災害活動支援隊員が、消防局及び消防署が行う消火、救急、救助、避難誘導</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第2 広域消防応援体制の整備 【消防局】 (略) 今後は、協定に基づく体制整備に努めるとともに、必要に応じて新たな応援協定の締結を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 災害時医療体制の整備 (略)</p> <p>第2 医療情報の収集・伝達体制の整備 【健康福祉局】 市は、大阪府、堺市医師会と相互に連携し、災害時における医療活動が円滑に行えるよう医療機関の被害状況や空床状況を把握するとともに、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の有効活用を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第3 現地医療体制の整備 【健康福祉局、堺市立総合医療センター】 (略)</p> <p>1 災害時医療救護活動マニュアル（仮称）の策定 (略) 市は、災害初動期において多数の傷病者に適切に対応し、ひとりでも多くの人命を救助するため、災害時医療救護活動マニュアル（仮称）を策定し、次の2～4に示す体制整備を図るとともに、救護所の設置、トリアージ、応援の受入れ、広域搬送等の具体的手順を定める。</p> <p>(略)</p> <p>第4 後方医療体制の整備 【健康福祉局】 地域における災害医療の拠点となる医療機関との連携を図るとともに、他の医療機関についても災害時に連携が図られるよう協力体制の整備につとめ、後方医療体制を充実する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 医薬品等の備蓄及び確保 【健康福祉局】 1 備蓄 市は、災害時に必要とされる医薬品等の備蓄すべき品目、数量を定めるとともに、堺市薬剤師会等の医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の備蓄等の確保体制を整備する。なお、日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>その他の消防活動を支援できるよう教育訓練を実施し、知識及び技能の向上を図り、連携強化に努める。</p> <p>第2 広域消防応援体制の整備 【消防局】 (略) 今後は、協定に基づく体制整備に努め、必要に応じて新たな応援協定の締結を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 災害時医療体制の整備 (略)</p> <p>第2 医療情報の収集・伝達体制の整備 【健康福祉局】 市は、大阪府、堺市医師会と相互に連携し、災害時における医療活動が円滑に行えるよう医療機関の被害状況や空床状況を把握し、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の有効活用を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第3 現地医療体制の整備 【健康福祉局、堺市立総合医療センター】 (略)</p> <p>1 災害時医療救護活動マニュアル（仮称）の策定 (略) 市は、災害初動期において多数の傷病者に適切に対応し、ひとりでも多くの人命を救助するため、災害時医療救護活動マニュアル（仮称）を策定し、次の2～4に示す体制整備を図り、救護所の設置、トリアージ、応援の受入れ、広域搬送等の具体的手順を定める。</p> <p>(略)</p> <p>第4 後方医療体制の整備 【健康福祉局】 地域における災害医療の拠点となる医療機関との連携を図り、他の医療機関についても災害時に連携が図られるよう協力体制の整備につとめ、後方医療体制を充実する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 医薬品等の備蓄及び確保 【健康福祉局】 1 備蓄 市は、災害時に必要とされる医薬品等の備蓄すべき品目、数量を定め、堺市薬剤師会等の医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の備蓄等の確保体制を整備する。なお、日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第6 患者等搬送体制の確立 【健康福祉局】 （略）</p> <p>3 医薬品等物資の輸送 （略） (2) 府 市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めるときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設置し調整を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第7節 避難場所・避難路等及び誘導體制の整備 災害から住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路及び指定避難所、災害に応じて一時避難するための指定緊急避難場所を指定し、住民に周知するとともに施設の整備等に努める。</p> <p>第1 避難場所、避難路の指定 【危機管理室】 （略）</p> <p>3 火災時の避難場所及び避難路の指定 (1) 避難場所 ア 広域避難地 （略） ③ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの （指定広域避難地） 三宝公園、浅香山浄水場・浅香山公園、大浜公園、大仙公園、金岡公園・金岡第1～3公園・大泉緑地、大阪府立大学・白鷺公園、泉北水再生センター・八田荘公園、陶器配水場、家原寺配水場、浜寺中学校、登美丘中学校、鴨谷公園、新檜尾公園、西原公園、大蓮公園、浜寺公園（堺市部） 以上16か所</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第3 指定避難所の指定、整備 【危機管理室、建築都市局、建設局】 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定、整備する。また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の指定避難所としての利用拡充、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活</p>	<p>（略）</p> <p>第6 患者等搬送体制の確立 【健康福祉局】 （略）</p> <p>3 医薬品等物資の輸送 （略） (2) 府 市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めるときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行い、受入窓口を設置し調整を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第7節 避難場所・避難路等及び誘導體制の整備 災害から住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路及び指定避難所、災害に応じて一時避難するための指定緊急避難場所を指定し、住民に周知し、施設の整備等に努める。</p> <p>第1 避難場所、避難路の指定 【危機管理室】 （略）</p> <p>3 火災時の避難場所及び避難路の指定 (1) 避難場所 ア 広域避難地 （略） ③ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの （指定広域避難地） 三宝公園、浅香山浄水場・浅香山公園、大浜公園、大仙公園、金岡公園・金岡第1～3公園・大泉緑地、大阪府立大学・白鷺公園、泉北水再生センター・八田荘公園、陶器配水場、浜寺中学校、登美丘中学校、鴨谷公園、新檜尾公園、西原公園、大蓮公園、浜寺公園（堺市部） 以上16か所</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第3 指定避難所の指定、整備【危機管理室、建築都市局、建設局】 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u></p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。 また広報紙・ホームページなどの手段により、住民に対し指定避難所の情報を周知する。</p> <p>(略)</p> <p>1 指定避難所 市立の小・中・高等学校及び府立高等学校のほか、文化・スポーツ施設を中心として指定する。 令和元年4月現在、風水害時は108か所、地震災害時は161か所の指定避難所を開設する。 (略) このため、上記指定避難所を補完するため、自治会等が管理・運営を行っている地域会館、自治会館のほか、地域で一時的に提供・協力できるその他の施設を活用し、市民の臨時受入れ施設として活用を図る。また、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。 津波影響範囲の指定避難所においては、津波発生時は津波による人的被害が懸念されることから、指定避難所として直ちに開設し、使用するものではないことを住民に対して周知するとともに、津波避難ビルにも指定されている施設については、津波発生の有無により、その活用方法が異なることを併せて周知する。</p> <p>2 指定避難所の指定 (略)</p> <p>(1) 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>(2) 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。 (略)</p> <p>(4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価し、それらが不足した場合、府と連携し、<u>ホテル・旅館等を含め可能な限り多くの避難所の開設に努め</u>、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。</p> <p><u>さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>1 指定避難所 市立の小・中・高等学校及び府立高等学校のほか、文化・スポーツ施設を中心として指定する。 令和3年4月現在、風水害時は108か所、地震災害時は161か所の指定避難所を開設する。 (略) このため、上記指定避難所を補完するため、<u>公的施設や</u>自治会等が管理・運営を行っている地域会館、自治会館のほか、地域で一時的に提供・協力できるその他の施設を活用し、市民の臨時受入れ施設として活用を図る。また、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。 津波影響範囲の指定避難所においては、津波発生時は津波による人的被害が懸念されることから、指定避難所として直ちに開設し、使用するものではないことを住民に対して周知し、津波避難ビルにも指定されている施設については、津波発生の有無により、その活用方法が異なることを併せて周知する。</p> <p>2 指定避難所の指定 (略)</p> <p>(1) 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、<u>避難者</u>が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>(2) 指定避難所については、市は、<u>避難者</u>を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに<u>避難者</u>等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。 (略)</p> <p>(4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、保健所との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行う</u></p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>3 要配慮者に配慮した施設整備等 （略）</p> <p>(1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や堺市福祉まちづくり環境整備要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障害者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。 （略）</p> <p>(4) 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。</p> <p>4 指定避難所の管理運営体制の整備 （略）</p> <p>(2) 市（災害対策本部等）と区災害対策本部、指定避難所の連絡、伝達等は、電話又は防災行政無線又は職員招集システムにより行う。 （略）</p> <p>(4) 市（危機管理室）は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。 （新設）</p> <p>5 避難所生活長期化に対応する環境整備 （略）</p> <p>(3) 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。</p> <p>(4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。</p> <p>(5) 避難所周辺の大気中アスベスト濃度のモニタリングを実施する。</p> <p>(6) 女性や性的マイノリティの方、また子育てに配慮した避難所設計を促進する。 ア 男女別トイレ、更衣室の設置 イ 誰でも使えるトイレ、個室の更衣室の設置 ウ 授乳室、育児室の設置 （略）</p> <p>6 指定避難所の代替施設等の検討 津波災害により沿岸部の指定避難所が使用不能になることを踏まえ、内陸部の避難所の活用を図るとともに、代替施設について市域全体の施設の活用を計画するほか、必要な場合においては隣接する内陸</p>	<p><u>よう努め、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。</u> <u>また、保健所は、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p> <p>3 要配慮者に配慮した施設整備等 （略）</p> <p>(1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や堺市福祉まちづくり環境整備要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づき、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障害者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。 （略）</p> <p>(4) 市は、施設管理者の協力を得て、府と、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。</p> <p>4 指定避難所の管理運営体制の整備 （略）</p> <p>(2) 市（災害対策本部等）と区災害対策本部、指定避難所の連絡、伝達等は、電話又は防災行政無線又は職員招集システムにより行う。 （略）</p> <p>(4) 市（危機管理室）は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> <p><u>(5) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>5 避難所生活長期化に対応する環境整備 （略）</p> <p>(3) 避難して助かった避難者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。</p> <p>(4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、避難者の健康管理、衛生管理体制を整備する。</p> <p>(5) 避難所周辺の大気中アスベスト濃度のモニタリングを実施する。</p> <p>(6) 女性や性的少数者の方、また子育てに配慮した避難所設計を促進する。 ア 男女別トイレ、更衣室の設置 イ 誰でも使えるトイレ、個室の更衣室の設置 ウ 授乳室、育児室の設置 （略）</p> <p>6 指定避難所の代替施設等の検討</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>部の自治体への協力要請など、円滑な避難所運営を推進する。</p> <p>第4 避難誘導體制の整備 【危機管理室、健康福祉局】</p> <p>1 市</p> <p>(1) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。</p> <p>(略)</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制を整備するとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、安全な避難が行えるよう自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団や福祉サービス事業者など地域住民と連携した体制づくりを推進する。</p> <p>また、市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報といった避難情報について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知を図る。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p> <p>特に津波避難については、全ての伝達手段が機能しない事態も想定し、住民自らの判断で避難できるよう津波に関する基本的な知識等、防災知識の普及啓発を行うとともに、適切な避難行動ができるよう意識の向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第5 広域避難体制の整備 【危機管理室、健康福祉局】</p> <p>市及び府は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、自らの組織動員態勢及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。</p> <p>また、災害時における防災拠点としての公共施設等の役割を、地理的条件、施設の保有機能等を勘案して</p>	<p>津波災害により沿岸部の指定避難所が使用不能になることを踏まえ、内陸部の避難所の活用を図り、代替施設について市域全体の施設の活用を計画するほか、必要な場合においては隣接する内陸部の自治体への協力要請など、円滑な避難所運営を推進する。</p> <p>第4 避難誘導體制の整備 【危機管理室、健康福祉局】</p> <p>1 市</p> <p>(1) 市は、<u>災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため</u>、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。(略)</p> <p>(略)</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制を整備し、避難行動要支援者の誘導に配慮し、安全な避難が行えるよう自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団や福祉サービス事業者など地域住民と連携した体制づくりを推進する。</p> <p>また、市は、高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>といった避難情報について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知を図る。特に、<u>避難指示等が発令された際、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を図ることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への「緊急安全確保」も避難行動となることなどの周知を図る。</u></p> <p>土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p> <p>特に津波避難については、全ての伝達手段が機能しない事態も想定し、住民自らの判断で避難できるよう津波に関する基本的な知識等、防災知識の普及啓発を行い、適切な避難行動ができるよう意識の向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第5 広域避難体制の整備 【危機管理室、健康福祉局】</p> <p>市及び府は、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在</u>が可能となるよう、<u>大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより他の自治体との協力体制を構築し</u>、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、<u>災害が発生又は発生するおそれがある場合</u>の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、自らの組織動員態勢及び装備・資機材の整備を図り、防災活動を実施するための</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>位置付けることで、総合的かつ機能的な体制を整備する。</p> <p>第1 中枢組織体制の整備 【危機管理室】</p> <p>1 市の組織体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 堺市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>(2) 堺市防災対策推進本部 堺市地域防災計画に基づく防災対策の総合的な推進を図るため設置する。 本部長 危機管理室担任副市長 副本部長 技監、危機管理監 本部員 上下水道局長、市長公室長、政策調整監、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、教育次長、教育監、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、人事委員会事務局長、議会事務局長</p> <p>幹事長 危機管理室長 幹事 秘書課参事（危機管理担当）、危機管理課長、防災課長、総務課参事（危機管理担当）、資金課参事（危機管理担当）、市民人権総務課参事（危機管理担当）、観光企画課参事（危機管理担当）、環境政策課参事（危機管理担当）、健康福祉総務課参事（危機管理担当）、子ども企画課参事（危機管理担当）、産業政策課参事（危機管理担当）、都市政策課参事（危機管理担当）、建設総務課参事（危機管理担当）、堺区役所部理事（危機管理担当）、中区役所部理事（危機管理担当）、東区役所部理事（危機管理担当）、西区役所部理事（危機管理担当）、南区役所部理事（危機管理担当）、北区役所部理事（危機管理担当）、美原区役所部理事（危機管理担当）、警防課長、出納課長、経営企画室危機管理・広報担当課長、教育委員会事務局総務課参事（危機管理担当）、選挙管理委員会事務局参事（危機管理担当）、監査委員事務局副理事（危機管理担当）、農業委員会事務局参事（危機管理担当）、人事委員会事務局参事（危機管理担当）、議会事務局総務課長</p> <p>(略)</p> <p>(3) 堺市災害対策本部 (略)</p> <p>⑥ その他市長が必要と認めたとき。 本部長 市長 副本部長 副市長、危機管理監 本部員 教育長、上下水道局長、技監、市長公室長、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築</p>	<p>拠点整備、訓練や研修の実施を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。 また、災害時における防災拠点としての公共施設等の役割を、地理的条件、施設の保有機能等を勘案して位置付けることで、総合的かつ機能的な体制を整備する。</p> <p>第1 中枢組織体制の整備 【危機管理室】</p> <p>1 市の組織体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 堺市防災会議 <u>防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の幅広い多様な視点を取り入れた防災体制の確立が図られるよう、堺市防災会議委員の委嘱・任命を行う。</u> (略)</p> <p>(2) 堺市防災対策推進本部 堺市地域防災計画に基づく防災対策の総合的な推進を図るため設置する。 本部長 危機管理室担任副市長 副本部長 <u>交通政策監</u>、危機管理監 本部員 市長公室長、政策調整監、<u>市政改革監、ICTイノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監</u>、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、<u>上下水道局次長</u>、教育次長、教育監、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、人事委員会事務局長、議会事務局長</p> <p>幹事長 危機管理室長 幹事 秘書課参事（危機管理担当）、危機管理課長、防災課長、<u>ICTイノベーション推進室参事（危機管理担当）、泉北ニューデザイン推進室参事（危機管理担当）</u>、総務課参事（危機管理担当）、資金課参事（危機管理担当）、市民人権総務課参事（危機管理担当）、観光企画課参事（危機管理担当）、環境政策課参事（危機管理担当）、健康福祉総務課参事（危機管理担当）、子ども企画課参事（危機管理担当）、産業政策課参事（危機管理担当）、都市政策課参事（危機管理担当）、建設総務課参事（危機管理担当）、堺区役所部理事（危機管理担当）、中区役所部理事（危機管理担当）、東区役所部理事（危機管理担当）、西区役所部理事（危機管理担当）、南区役所部理事（危機管理担当）、北区役所部理事（危機管理担当）、美原区役所部理事（危機管理担当）、警防課長、出納課長、経営企画室危機管理・広報広聴担当課長、教育委員会事務局総務課参事（危機管理担当）、選挙管理委員会事務局参事（危機管理担当）、監査委員事務局監査課参事（危機管理担当）、農業委員会事務局参事（危機管理担当）、人事委員会事務局参事（危機管理担当）、議会事務局総務課長</p> <p>(略)</p> <p>(3) 堺市災害対策本部 (略)</p> <p>⑥ その他市長が必要と認めたとき。 本部長 市長 副本部長 副市長、危機管理監</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正																		
<p>都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、教育次長、教育監、議会事務局長</p> <p>※ 本部長は、必要があると認めるときは、上記以外の者を本部会議に出席させることができる。事務局員（6）に定める危機管理センター長、副センター長、センター員等</p> <p>(4) 区災害対策本部 (略)</p> <p>区本部長 区長 同副本部長 副区長、保健福祉総合センター所長 同本部長 企画総務課長 自治推進課長、市民課長、保険年金課長、生活援護課長（堺区役所は、生活援護第一課長、生活援護第二課長）、地域福祉課長、子育て支援課長、保健センター所長 同事務局員 企画総務課職員等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 危機管理センター 市は、市として総合的な対応が必要であるが対策本部の設置基準には該当しない場合に、危機管理センターを設置し、各部局との連絡、情報の収集・伝達、広報などの初動対応を行うとともに、市長の今後の方針決定を補佐する。(略)</p> <p>2 市の動員体制の整備 (略)</p> <p>(1) 職員の配備基準 下記基準により、危機管理センター長又は災害対策本部長の命に基づき各対策部長が指令する。</p>	<p>本部員 教育長、上下水道局長、市長公室長、<u>市政改革監、ICTイノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監</u>、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、<u>上下水道局次長</u>、教育次長、教育監、議会事務局長</p> <p>※ 本部長は、必要があると認めるときは、上記以外の者を本部会議に出席させることができる。事務局員、<u>男女共同参画推進担当部局や男女共同参画センターの職員</u>、(6)に定める危機管理センター長、副センター長、センター員等</p> <p>(4) 区災害対策本部 (略)</p> <p>区本部長 区長 同副本部長 副区長、保健福祉総合センター所長 同本部長 <u>区政企画室長（南区役所に限る。）、学校連携支援担当課長（北区役所に限る。）、</u>自治推進課長、市民課長、保険年金課長、生活援護課長（堺区役所は、生活援護第一課長、生活援護第二課長）、地域福祉課長、子育て支援課長、保健センター所長 同事務局員 企画総務課 <u>（南区は総務課）</u> 職員等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 危機管理センター 市は、市として総合的な対応が必要であるが対策本部の設置基準には該当しない場合に、危機管理センターを設置し、各部局との連絡、情報の収集・伝達、広報などの初動対応を行い、市長の今後の方針決定を補佐する。(略)</p> <p>2 市の動員体制の整備 (略)</p> <p>(1) 職員の配備基準 下記基準により、危機管理センター長又は災害対策本部長の命に基づき各対策部長が指令する。</p>																		
<p>地震、風水害などの自然災害時及び事故等の配置・動員の基準</p> <p>《地震・津波》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>条件</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">危機管理センター</td> <td>地震1号配備 大阪府に津波注意報が発表されたとき 「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）が発表されたとき</td> <td rowspan="2">情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td> </tr> <tr> <td>地震2号配備 堺市域で震度4を観測したとき</td> </tr> <tr> <td>地震3号配備 堺市域で震度5弱又は5強を観測したとき 災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき 「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表され</td> <td>応急対策活動に必要な人員を配備</td> </tr> </tbody> </table>	体制	条件	人員	危機管理センター	地震1号配備 大阪府に津波注意報が発表されたとき 「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	地震2号配備 堺市域で震度4を観測したとき	地震3号配備 堺市域で震度5弱又は5強を観測したとき 災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき 「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表され	応急対策活動に必要な人員を配備	<p>地震、風水害などの自然災害時及び事故等の配置・動員の基準</p> <p>《地震・津波》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>条件</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">危機管理センター</td> <td>地震1号配備 大阪府に津波注意報が発表されたとき</td> <td rowspan="2">情報収集及び伝達に必要な人員を配備</td> </tr> <tr> <td>地震2号配備 堺市域で震度4を観測したとき</td> </tr> <tr> <td>地震3号配備 堺市域で震度5弱又は5強を観測したとき 災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき 南海トラフ地震に関する情報（巨</td> <td>応急対策活動に必要な人員を配備</td> </tr> </tbody> </table>	体制	条件	人員	危機管理センター	地震1号配備 大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	地震2号配備 堺市域で震度4を観測したとき	地震3号配備 堺市域で震度5弱又は5強を観測したとき 災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき 南海トラフ地震に関する情報（巨	応急対策活動に必要な人員を配備
体制	条件	人員																	
危機管理センター	地震1号配備 大阪府に津波注意報が発表されたとき 「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																	
	地震2号配備 堺市域で震度4を観測したとき																		
	地震3号配備 堺市域で震度5弱又は5強を観測したとき 災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき 「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表され	応急対策活動に必要な人員を配備																	
体制	条件	人員																	
危機管理センター	地震1号配備 大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備																	
	地震2号配備 堺市域で震度4を観測したとき																		
	地震3号配備 堺市域で震度5弱又は5強を観測したとき 災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき 南海トラフ地震に関する情報（巨	応急対策活動に必要な人員を配備																	

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））				今回修正			
災害対策本部	地震対策 配備	たとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備 ○センター員全員	災害対策本部	地震対策 配備	大地震警戒 ※1 又は（巨大地震注意） ※2 が発表されたとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備 ○センター員全員
		災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき				災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	
	大阪府に津波警報が発表されたとき	○市職員全員	大阪府に津波警報が発表されたとき		○市職員全員		
	堺市域で特別警報（大津波警報・緊急地震速報（震度6弱以上））が発表されたとき		堺市域で特別警報（大津波警報・緊急地震速報（震度6弱以上））が発表されたとき				
堺市域で震度6弱以上を観測したとき	堺市域で震度6弱以上を観測したとき						
市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	大阪府に津波警報が発表されたとき	災害の規模に応じた動員配備				

≪風水害・土砂災害≫

体制	条件	人員
危機管理センター	風水害1号配備 堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	情報収集及び災害警戒が必要なとき	
	風水害2号配備 堺市域に暴風警報が発表されたとき 堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報が発表されたとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
風水害3号配備	避難所開設が見込まれるとき 災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	風水害対策配備	○市職員全員
	避難所開設が見込まれるとき	
	陸上での最大風速が秒速30メートル以上の台風が 市域 に上陸又は最接近することが見込まれるとき	
	市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき その他大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき その他市長が必要と認めたとき	
全員配備	市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	

≪風水害・土砂災害≫

体制	条件	人員
危機管理センター	風水害1号配備 堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	情報収集及び災害警戒が必要なとき	
	風水害2号配備 堺市域に暴風警報が発表されたとき 堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報が発表されたとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
風水害3号配備	避難所開設が見込まれるとき 災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	風水害対策配備	○市職員全員
	避難所開設が見込まれるとき	
	陸上での最大風速が秒速30メートル以上の台風が 府域 に上陸又は最接近することが見込まれるとき （大阪府災害モード宣言）	
	市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき その他大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき その他市長が必要と認めたとき	

※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）：「南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生」した場合に気象庁が発表する、後発地震（津波）に対する警戒を呼び掛ける情報

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）：「南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生」、「南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側（外洋側）50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生」した場合などに気象庁が発表する、後発地震（津波）に対する注意を呼び掛ける情報

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正				
<p>(略)</p> <p>(4) 指定避難所等対応職員制度 災害が発生し、又はそのおそれがある場合に遅滞なく指定避難所等を供与するとともに、指定避難所等に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、「堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程」に基づき、避難所対応職員が指定避難所等の開設及び運営を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画 各対策部長は、対策配備以降の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、こころのケアを含めた職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるとともに従事職員の適切な交替に配慮するものとする。特に、全員配備の場合は、全職員が災害応急対策に当たることとされており、長期の対応に備え、早期にローテーション計画を作成し、計画的な動員体制に努め、職員の健康に配慮するものとする。</p> <p>(6) 府による市町村支援 (略) イ 大阪府災害時先遣隊 府は、緊急防災推進員に加え、市の被災状況の把握や初動時の災害応急対策の実施を支援するため、市からの要請を待つことなく、府職員を派遣する体制を整備するとともに、情報収集要領を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 外部の専門家等の活用 市は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災中枢機能等の確保、充実 【危機管理室、総務局、区役所】 市は、発災時に速やかな体制をとれるよう、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災中枢機能等の確保、充実を図る。</p> <p>1 防災中枢施設等の整備 市は、防災中枢機能を強化するため、本庁、各区役所、指定避難所及び防災関係機関が有機的かつ合理的に結ばれた総合危機管理情報システム（案内表示板や屋外放送施設等をその一部に含む）の整備を図る。 また、発災時に防災中枢施設の機能を維持するため、老朽化の進んだ施設の耐震化を推進し、各施設の耐震性能を確保するとともに、災害対策本部等の防災中枢施設の整備を図る。</p>	<table border="1" data-bbox="1558 178 2582 262"> <tr> <td data-bbox="1558 178 1715 262"></td> <td data-bbox="1715 178 1843 262">全員配備</td> <td data-bbox="1843 178 2276 262">市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき</td> <td data-bbox="2276 178 2582 262">○市職員全員</td> </tr> </table> <p><u>※1 センター長は、災害の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 指定避難所等対応職員制度 災害が発生し、又はそのおそれがある場合に遅滞なく指定避難所等を供与し、指定避難所等に滞在する避難者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、「堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程」に基づき、避難所対応職員が指定避難所等の開設及び運営を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画 各対策部長は、対策配備以降の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、こころのケアを含めた職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設け、従事職員の適切な交替に配慮するものとする。特に、全員配備の場合は、全職員が災害応急対策に当たることとされており、長期の対応に備え、早期にローテーション計画を作成し、計画的な動員体制に努め、職員の健康に配慮するものとする。 <u>また、危機事象の輻輳時、危機管理センター員での対応が限界を迎えた場合、臨時的応援・対応の位置づけとして、バックアップ要員を選出する。</u></p> <p>(6) 府による市町村支援 (略) イ 大阪府災害時先遣隊 府は、緊急防災推進員に加え、市の被災状況の把握や初動時の災害応急対策の実施を支援するため、市からの要請を待つことなく、府職員を派遣する体制を整備し、情報収集要領を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 外部の専門家等の活用 市は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図り、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災中枢機能等の確保、充実 【危機管理室、総務局、区役所】 市は、発災時に速やかな体制をとれるよう、<u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ</u>、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災中枢機能等の確保、充実を図る。</p> <p>1 防災中枢施設等の整備 市は、防災中枢機能を強化するため、本庁、各区役所、指定避難所及び防災関係機関が有機的かつ合理的に結ばれた総合危機管理情報システム（案内表示板や屋外放送施設等をその一部に含む）の整備を図る。 また、発災時に防災中枢施設の機能を維持するため、老朽化の進んだ施設の耐震化を推進し、各施設</p>		全員配備	市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	○市職員全員
	全員配備	市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	○市職員全員		

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>2 災害対策本部等の機能確保 (略)</p> <p>(3) 電源・機材の確保体制の点検・整備 防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 防災拠点の整備 【危機管理室、消防局、上下水道局】 (略)</p> <p>1 防災センターの整備 次の役割を有した「(仮称)堺市総合防災センター」の整備など、堺市域を包括できる防災拠点整備を図る。 (略) また、臨海部においては、堺2区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図るため、また、河川（大和川）部における防災機能の強化を目指すことから「(仮称)堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、三宝水再生センターの災害対策センターの災害対策センターを中心として防災拠点化を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>4 指定避難所備蓄倉庫の整備 (略) 【機能】 (1) 指定避難所セット（毛布、シーツ、枕、マット等） (2) 救助用資器材セット（スコップ、ツルハシ、ハンマー、バール等） (3) ラジオ等の情報受信手段 (新設)</p> <p>第4 装備資器材等の備蓄 【危機管理室、区役所】 市は、応急対策、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材の育成、確保及び整備、資器材等の確保に努める。</p> <p>1 資器材等の備蓄及び技術者等の把握 装備、資器材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資器材、技術者等の確保体制の整備に努める。</p>	<p>の耐震性能を確保し、災害対策本部等の防災中枢施設の整備を図る。</p> <p>2 災害対策本部等の機能確保 (略)</p> <p>(3) 電源・機材の確保体制の点検・整備 防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 防災拠点の整備 【危機管理室、消防局、上下水道局】 (略)</p> <p>1 防災センターの整備 次の役割を有した「堺市総合防災センター」の整備など、堺市域を包括できる防災拠点整備を図る。 (略) また、臨海部においては、堺2区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図るため、また、河川（大和川）部における防災機能の強化を目指すことから「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、三宝水再生センターの災害対策センターを中心として防災拠点化を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>4 指定避難所備蓄倉庫の整備 (略) 【機能】 (1) 指定避難所セット（毛布、シーツ、枕、マット等） (2) 救助用資器材セット（スコップ、ツルハシ、ハンマー、バール等） (3) ラジオ等の情報受信手段 (4) <u>新型コロナウイルス感染症対策物品（消毒液、マスク、非接触型体温計、段ボールベッド、パーテーション等）</u></p> <p>第4 装備資器材等の備蓄 【危機管理室、区役所】 市は、応急対策、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材の育成、確保及び整備、資器材等の確保に努める。<u>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</u></p> <p>1 資器材等の備蓄及び技術者等の把握 <u>燃料、発電機、建設機械等の</u>装備、資器材等の充実に努め、関係団体との連携により資器材、技術者等の確保体制の整備に努める。<u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進し、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>3 人材の育成 職員の危機意識の徹底を図るとともに、また災害時に迅速な対応と判断できる力を養い、円滑な防災活動の実施を期するため防災教育を実施する等人材の育成に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5 応援体制の整備【危機管理室】 (略)</p> <p>(略)</p> <p>4 民間事業所等との災害時応援体制の整備、強化 市は、企業等との間で連携強化を進め、多様な協力体制の整備を推進する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>6 自治体等からの受援計画の整備 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援計画を策定し、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第7 防災訓練の実施【危機管理室、区役所、教育委員会】 (略)</p> <p>その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に十分配慮するよう努める。</p> <p>実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、</p>	<p><u>その他、府、市及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進し、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 人材の育成 職員の危機意識の徹底を図り、また災害時に迅速な対応と判断できる力を養い、円滑な防災活動の実施を期するため防災教育を実施する等人材の育成に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5 応援体制の整備【危機管理室】 (略)</p> <p>(略)</p> <p>4 民間事業所等との災害時応援体制の整備、強化 市は、企業等との間で連携強化を進め、多様な協力体制の整備を推進する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、<u>協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</u>また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>6 自治体等からの受援計画の整備 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援計画を策定し、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。<u>また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第7 防災訓練の実施【危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会】 (略)</p> <p>その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め、被災時の男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>また、業務継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。</p> <p>訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行<u>うとともに</u>、次の訓練に反映、及びBCPの見直しを行う。</p> <p>（略）</p> <p>2 市及び防災関係機関が個別に実施する訓練</p> <p>（略）</p> <p>(3) その他の訓練</p> <p>（略）</p> <p>エ 図上訓練</p> <p>想定した災害の被害への対応を検討<u>するとともに</u>、組織動員体制、災害予防対策及び災害応急対策を検証するため訓練を行う。</p> <p>（略）</p> <p>5 校区単位での防災訓練</p> <p>地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成に努め<u>るとともに</u>、消防署等防災関係機関や各校区自治連合会等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の育成に努める。</p> <p>（略）</p> <p>6 乳幼児・児童・生徒等の防災訓練</p> <p>（略）</p> <p>また、市全体の防災対策を踏まえて、各学校園・認定こども園等の実情に応じた組織的な避難訓練を計画<u>するとともに</u>、地域人材の活用や地域の防災訓練との連携を図る。</p> <p>第8 人材の教育 【危機管理室、総務局、建築都市局】</p> <p>市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、専門的知見を有する防災担当職員の育成を行うことにより災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育を充実する。</p> <p>また、市は、府や関西広域連合等が実施する専門的な研修等を活用し、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。</p> <p>（略）</p> <p>1 職員に対する防災教育</p>	<p>十分配慮するよう努める。</p> <p>実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかに<u>し、大規模広域災害時の円滑な広域避難など</u>、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者<u>等関係機関との連携や</u>、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>また、業務継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。</p> <p>訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行<u>い</u>、次の訓練に反映、及びBCPの見直しを行う。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 市及び防災関係機関が個別に実施する訓練</p> <p>（略）</p> <p>(3) その他の訓練</p> <p>（略）</p> <p>エ 図上訓練</p> <p>想定した災害の被害への対応を検討<u>し</u>、組織動員体制、災害予防対策及び災害応急対策を検証するため訓練を行う。</p> <p>（略）</p> <p>5 校区単位での防災訓練</p> <p>地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成に努め、消防署等防災関係機関や各校区自治連合会等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の育成に努める。</p> <p>（略）</p> <p>6 乳幼児・児童・生徒等の防災訓練</p> <p>（略）</p> <p>また、市全体の防災対策を踏まえて、各学校園・認定こども園等の実情に応じた組織的な避難訓練を計画<u>し</u>、地域人材の活用や地域の防災訓練との連携を図る。</p> <p>第8 人材の教育 【危機管理室、総務局、市民人権局、建築都市局】</p> <p>市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、専門的知見を有する防災担当職員の育成を行うことにより災害対応力の向上を図るため、<u>男女共同参画の視点を取り入れ</u>、職員への防災教育を充実する。</p> <p>また、市は、府や関西広域連合等が実施する専門的な研修等を活用し、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。</p> <p>（略）</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>(2) 教育の内容 (略)</p> <p>⑨ その他必要な事項</p> <p>(略)</p> <p>第9 防災教育 【危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会、各施設管理者】</p> <p>1 市民に対する防災教育</p> <p>(1) 市民等に対する教育、啓発の実施 市（危機管理室・区役所）は、防災教育、啓発は、地域の実情に応じて行うものとし、より具体的な方法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることも留意しながら、次の実践的な教育、啓発を行うものとする。 (略)</p> <p>⑦ 避難生活に関する知識 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第10 防災に関する調査研究の推進 【危機管理室】</p> <p>市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。 なお、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応 【危機管理室】</p> <p>1 防災施設、職員の被災を想定した業務継続計画（BCP）の策定 (略)</p> <p>(1) 複合災害など様々な災害に対処するため、特定の事象にのみ対応するBCPではなく、庁舎が使用不能な場合、電気が使用不能の場合、多くの職員が業務に従事できない場合など業務資源が使用困難となった場合を想定したBCPを策定する。</p> <p>(2) 自治体の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。</p> <p>2 電源・機材の確保体制の点検・整備</p>	<p>1 職員に対する防災教育 (略)</p> <p>(2) 教育の内容 (略)</p> <p>⑨ <u>男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営</u></p> <p>⑩ その他の必要な事項</p> <p>(略)</p> <p>第9 防災教育 【危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会、各施設管理者】</p> <p>1 市民に対する防災教育</p> <p>(1) 市民等に対する教育、啓発の実施 市（危機管理室・区役所）は、防災教育、啓発は、地域の実情に応じて行うものとし、より具体的な方法により、自助努力を促し、<u>男女共同参画の視点を取り入れ</u>、地域防災力の向上を図ることも留意しながら、次の実践的な教育、啓発を行うものとする。 (略)</p> <p>⑦ <u>男女のニーズの違いを踏まえた</u>避難生活に関する知識 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第10 防災に関する調査研究の推進 【危機管理室】</p> <p>市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。 なお、<u>効果的・効率的な防災対策を行うため、</u>AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、<u>災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制の整備を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応 【危機管理室】</p> <p>1 防災施設、職員の被災を想定した業務継続計画（BCP）の策定 (略)</p> <p>(1) 複合災害など様々な災害<u>や感染症の蔓延</u>に対処するため、特定の事象にのみ対応するBCPではなく、庁舎が使用不能な場合、電気が使用不能の場合、多くの職員が業務に従事できない場合など業務資源が使用困難となるような大規模災害から、<u>庁舎等の被害はないが災害対策業務が必要となるような小規模災害までを想定した災害規模に応じた</u>BCPを策定する。</p> <p>(2) 自治体の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じ、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>行政機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。</p> <p>災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。</p> <p>（略）</p> <h3>5 受援体制の強化</h3> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように受援計画を策定し、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(1) 災害対応業務では、平常業務と異なる知識、専門性等が求められる。専門性、人数など質と量の両面で要員を確保するため、協定等に基づく外部自治体の応援や外部専門家の活用を検討する。具体的な受入手続き、役割・責任分担、応援要員の規模等を事前に調整しておく。</p> <p>(2) 「関西防災・減災プラン」や「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」等との整合を図り、関西広域連合や指定都市市長会等による支援を活用する。</p> <h2>第2節 情報収集伝達体制の整備</h2> <p>市及び防災関係機関は、災害時の迅速な被害情報の収集及び相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制を確立させておく。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の観測体制を整備する。</p> <h3>第1 災害情報収集伝達システムの整備 【危機管理室】</h3> <p>災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への多大な被害が予想される。このため、市をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設や設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、相互に連携してシステムの構築を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。</p> <p>市及び府は、被災者等への情報伝達手段としてインターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。</p> <h3>1 危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善</h3> <p>（略）</p> <p>上記のほか、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。</p>	<h2>2 電源・機材の確保体制の点検・整備</h2> <p>行政機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保し、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。</p> <p>災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行い、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保し、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。</p> <p>（略）</p> <h3>5 受援体制の強化</h3> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように受援計画を策定し、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。<u>また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 災害対応業務では、平常業務と異なる知識、専門性等が求められる。専門性、人数など質と量の両面で要員を確保するため、協定等に基づく外部自治体の応援や外部専門家の活用を検討する。<u>また、訓練等を通じて発災時の連絡先、</u>具体的な受入手続き、役割・責任分担、応援要員の規模等を事前に調整しておく。</p> <p>(2) 「関西防災・減災プラン」や「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」等との整合を図り、関西広域連合や指定都市市長会等による支援を活用する。</p> <h2>第2節 情報収集伝達体制の整備</h2> <p>市及び防災関係機関は、災害時の迅速な被害情報の収集及び相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から<u>大規模停電時も含めた</u>情報収集伝達体制を確立させておく。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の観測体制を整備する。</p> <h3>第1 災害情報収集伝達システムの整備 【危機管理室】</h3> <p>災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への多大な被害が予想される。このため、市をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設や設備の耐震化対策及び停電対策を実施し、相互に連携してシステムの構築を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>各防災関係機関は、非常用電源設備を整備し、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。</p> <p>市及び府は、被災者等への情報伝達手段としてインターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。</p> <h3>1 危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善</h3> <p>（略）</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 情報収集伝達体制の強化 【危機管理室】</p> <p>市、府及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口を明確化するとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）、関西生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>また、聴覚障害者へFAXにより情報伝達できる体制整備を行うほか、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入や情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。</p> <p>市は、勤務時間外の情報の収集及び伝達を迅速に行うため、危機管理当直を設置するとともに防災関係職員に対し、堺市職員招集システムにより24時間自動的に携帯電話等に防災情報を送信する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害広報体制の整備 【市長公室、危機管理室】</p> <p>(略)</p> <p>1 災害広報・広聴責任者の選任</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害時の広聴体制の整備</p> <p>市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリを設置するなど、相談窓口の体制を整備する。</p> <p>(5) 原子力災害広報に係る国との連携</p> <p>原子力災害に係る広報について、国、大阪府と連携し、情報提供に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供</p> <p>市及び防災関係機関は、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第5 観測体制の整備 【危機管理室】</p> <p>(略)</p>	<p>上記のほか、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府と防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 情報収集伝達体制の強化 【危機管理室】</p> <p>市、府及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口を明確化し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）、関西生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>また、聴覚障害者へFAXにより情報伝達できる体制整備を行うほか、職員の情報分析力の向上を図り、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入や情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。</p> <p>市は、勤務時間外の情報の収集及び伝達を迅速に行うため、危機管理当直を設置し、防災関係職員に対し、堺市職員招集システムにより24時間自動的に携帯電話等に防災情報を送信する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害広報体制の整備 【市長公室、危機管理室】</p> <p>(略)</p> <p>1 災害広報・広聴責任者の選任</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害時の広聴体制の整備</p> <p><u>府、市及びライフライン事業者は、市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリを設置するなど、相談窓口の体制を整備する。</u></p> <p>(5) 原子力災害広報に係る国との連携</p> <p>原子力災害に係る広報について、国、大阪府と連携し、情報提供に努める。</p> <p><u>(6) 停電時の住民への情報提供</u></p> <p><u>府、市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(7) 被災者への情報伝達体制の整備</u></p> <p><u>総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努め、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>2 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供</p> <p>市及び防災関係機関は、市外に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>3 高所カメラの活用 市（消防局）が市域の火災等の被害状況を的確に把握するため市庁舎屋上及び北野田駅前を設置している高所カメラを活用するとともに体制整備を図る。</p> <p>第3節 緊急輸送体制の整備 市、府及びその他の防災関係機関は、災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。</p> <p>第1 陸上輸送体制の整備 【建設局、危機管理室】 1 緊急交通路の指定 (略)</p> <p>2 災害時の応急点検体制の整備 道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行の支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。 (略)</p> <p>第2 航空輸送体制の整備 【危機管理室、消防局】 救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、「(仮称)堺市総合防災センター」をはじめ、災害用臨時ヘリポートや災害時に対応できる機能を有し、平常時には観光等の民間活用が可能なヘリポートを整備・指定する。 (略)</p> <p>第3 水上輸送体制の整備 【危機管理室、産業振興局】 港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害時における物資の輸送並びに物資の受入れ等が有効に機能するように施設等の点検体制を整備する。 国、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。また、港湾管理者は航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。 港湾管理者及び漁港管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。 (略)</p> <p>第5 避難所等への物資供給体制の構築 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】 (略)</p>	<p>第5 観測体制の整備 【危機管理室】 (略)</p> <p>3 高所カメラの活用 市（消防局）が市域の火災等の被害状況を的確に把握するため市庁舎屋上及び北野田駅前を設置している高所カメラを活用し、体制整備を図る。</p> <p>第3節 緊急輸送体制の整備 市、府及びその他の防災関係機関は、災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努め、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。</p> <p>第1 陸上輸送体制の整備 【建設局、危機管理室】 1 緊急交通路の指定 (略)</p> <p>2 災害時の応急点検体制の整備 道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検し、災害時の通行の支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。 (略)</p> <p>第2 航空輸送体制の整備 【危機管理室、消防局】 救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、災害用臨時ヘリポートを整備・指定する。 (略)</p> <p>第3 水上輸送体制の整備 【危機管理室、産業振興局】 港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進し、災害時における物資の輸送並びに物資の受入れ等が有効に機能するように施設等の点検体制を整備する。 国、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。また、港湾管理者は航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導し、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。 港湾管理者及び漁港管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。 (略)</p> <p>第5 避難所等への物資供給体制の構築 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】 (略)</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>2 国、大阪府、市などの行政と民間事業者等の役割分担や市災害対策本部や関係部署、避難所などの市内部の役割分担を明確にするとともに、市関係部署を横断的に組織した物資供給体制の構築 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第8 交通規制・管制の確保 【建設局、府警察、堺海上保安署】 (略)</p> <p>3 道路管理者 災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材、要員の確保に努める。</p> <p>第4章 被災者支援の充実 第1節 緊急物資の確保 (略)</p> <p>第1 給水体制の整備 【上下水道局】 市（上下水道局）は、災害発生後速やかに1日1人当たり3リットルの飲料水を供給することを目標とし、順次供給量を増加できるよう大阪広域水道企業団、他都市、国等の支援と相互に協力し、給水体制を整備する。</p> <p>1 施設等の整備 (略)</p> <p>(4) 飲料水自動袋詰機（2,000袋/時間）の配備</p> <p>2 規定等の整備 (略)</p> <p>(2) 相互応援体制の整備 大阪広域水道企業団と相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備を進め、迅速な給水活動等に必要な情報収集、総合調整、相互応援体制の確立及び要員の対応能力の向上に努める。また、その他自治体との応援体制の確立に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2 食料・生活必需品の確保 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】 市は、府をはじめとする防災関係機関と協力して、食料、生活必需品の確保に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>2 国、大阪府、市などの行政と民間事業者等の役割分担や市災害対策本部や関係部署、避難所などの市内部の役割分担を明確にし、市関係部署を横断的に組織した物資供給体制の構築 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第8 交通規制・管制の確保 【建設局、府警察、堺海上保安署】 (略)</p> <p>3 道路管理者 <u>被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。また、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材、要員の確保に努める。</u></p> <p>第4章 被災者支援の充実 第1節 緊急物資の確保 (略)</p> <p>第1 給水体制の整備 【上下水道局】 市（上下水道局）は、災害発生後速やかに1人1日当たり3リットルの飲料水を供給できるよう、<u>日本水道協会が中心となる枠組みに基づく水道事業者による応援体制及び自衛隊等の応援による応急給水体制を整備する。</u></p> <p>1 施設等の整備 (略)</p> <p>(4) 飲料水自動袋詰機（<u>作成能力：毎時2,000袋(10入り)</u>）を配備</p> <p>2 規定等の整備 (略)</p> <p>(2) 相互応援体制の整備 <u>既存の都市間災害協定に基づく応援体制の強化及び要員の対応能力の向上を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 食料・生活必需品の確保 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正																																																
<p>1 府、市の備蓄等</p> <p>(1) 重要物資の備蓄</p> <p>府と市は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など、下表の11品目を重要物資と位置付け、必要量を備蓄する。</p> <p>備蓄必要量は、堺市域に甚大な影響を及ぼす内陸直下型の上町断層帯地震（1日分）と海溝型の南海トラフ巨大地震（3日分）の想定避難所避難者数を下表の算出式から算出した数量を比較し、多い方の数量とし、府と市で1：1の役割分担（哺乳瓶は市が必要量100%）で備蓄する。</p> <p>ただし、食料、高齢者用食、育児用調整粉乳の市の備蓄必要量は、府備蓄物資の配送遅延等の不測の事態に備えるため、上町断層帯地震の想定避難所避難者数の1日分（3食）を備蓄する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">算出式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>避難所避難者数×3食×1.2（注） （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。</td> </tr> <tr> <td>高齢者用食</td> <td>上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>避難所避難者数×必要枚数2枚/人</td> </tr> <tr> <td>育児用調整粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む）</td> <td>避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日</td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶</td> <td>避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要量の100%、府は予備分を備蓄する。</td> </tr> <tr> <td>乳児・小児用おむつ</td> <td>避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日</td> </tr> <tr> <td>大人用おむつ</td> <td>避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td>避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日</td> </tr> <tr> <td>トイレットペーパー</td> <td>避難所避難者数×7.5m/人/日</td> </tr> <tr> <td>マスク</td> <td>避難所避難者数×1.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋</p> <p>(2) その他の物資の確保</p>	品目	算出式	食料	避難所避難者数×3食×1.2（注） （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。	高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。	毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人	育児用調整粉乳 （乳アレルギーに対応したものを含む）	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日	哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要量の100%、府は予備分を備蓄する。	乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日	大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日	簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。	生理用品	避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日	トイレットペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日	マスク	避難所避難者数× 1.8%	<p>市は、府をはじめとする防災関係機関と協力して、食料、生活必需品の確保に努める。<u>また、備蓄品の調達にあたっては要配慮者、女性、子どもに配慮する。</u></p> <p>1 府、市の備蓄等</p> <p>(1) 重要物資の備蓄</p> <p>府と市は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など、下表の11品目を重要物資と位置付け、必要量を備蓄する。</p> <p>備蓄必要量は、堺市域に甚大な影響を及ぼす内陸直下型の上町断層帯地震（1日分）と海溝型の南海トラフ巨大地震（3日分）の想定避難所避難者数を下表の算出式から算出した数量を比較し、多い方の数量とし、府と市で1：1の役割分担（哺乳瓶は市が必要量100%）で備蓄する。</p> <p>ただし、食料、高齢者用食、乳児用ミルクの市の備蓄必要量は、府備蓄物資の配送遅延等の不測の事態に備えるため、上町断層帯地震の想定避難所避難者数の1日分（3食）を備蓄する。</p> <p><u>また、簡易トイレの備蓄必要量は、府の備蓄数量とあわせて50人に1基で算出した数量となるように市で備蓄する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">算出式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>避難所避難者数×3食×1.2（注）<u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u> （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。</td> </tr> <tr> <td>高齢者用食</td> <td>上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>避難所避難者数×必要枚数2枚/人</td> </tr> <tr> <td>乳児用ミルク（粉ミルク又は液体ミルク・乳アレルギーに対応したものを含む）</td> <td><u>【粉ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u> <u>【液体ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u></td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶</td> <td>避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要量の100%、府は予備分を備蓄する。</td> </tr> <tr> <td>乳児・小児用おむつ</td> <td>避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u></td> </tr> <tr> <td>大人用おむつ</td> <td>避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u></td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>避難所避難者数×0.02 ※避難所避難者50人に1基 <u>（府は避難所避難者数×0.01、100人に1基で算出）</u>、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td>避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u></td> </tr> <tr> <td>トイレットペーパー</td> <td>避難所避難者数×7.5m/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u></td> </tr> <tr> <td>マスク</td> <td>避難所避難者数 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋</p>	品目	算出式	食料	避難所避難者数×3食×1.2（注） <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u> （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。	高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。	毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人	乳児用ミルク （粉ミルク又は液体ミルク・乳アレルギーに対応したものを含む）	<u>【粉ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u> <u>【液体ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u>	哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要量の100%、府は予備分を備蓄する。	乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u>	大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u>	簡易トイレ	避難所避難者数×0.02 ※避難所避難者50人に1基 <u>（府は避難所避難者数×0.01、100人に1基で算出）</u> 、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。	生理用品	避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u>	トイレットペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u>	マスク	避難所避難者数 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u>
品目	算出式																																																
食料	避難所避難者数×3食×1.2（注） （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。																																																
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。																																																
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人																																																
育児用調整粉乳 （乳アレルギーに対応したものを含む）	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日																																																
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要量の100%、府は予備分を備蓄する。																																																
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日																																																
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日																																																
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。																																																
生理用品	避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日																																																
トイレットペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日																																																
マスク	避難所避難者数× 1.8%																																																
品目	算出式																																																
食料	避難所避難者数×3食×1.2（注） <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u> （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。																																																
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。																																																
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人																																																
乳児用ミルク （粉ミルク又は液体ミルク・乳アレルギーに対応したものを含む）	<u>【粉ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u> <u>【液体ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u>																																																
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要量の100%、府は予備分を備蓄する。																																																
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u>																																																
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u>																																																
簡易トイレ	避難所避難者数×0.02 ※避難所避難者50人に1基 <u>（府は避難所避難者数×0.01、100人に1基で算出）</u> 、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。																																																
生理用品	避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u>																																																
トイレットペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u>																																																
マスク	避難所避難者数 <u>（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）</u>																																																

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。なお、医薬品については、医薬品供給班において、別途、応急救護所や指定避難所への供給活動を行う。</p> <p>ア 日用品セット（タオル、Tシャツ、石鹸、歯磨きセット、等） イ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等） ウ 精米、即席麺などの主食 エ パック水・缶詰水の飲料水 オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）</p> <p>カ 車いす等の福祉用具等 キ 仮設風呂・仮設シャワー ク 簡易ベッド、間仕切り等 ケ 遺体収容袋など</p> <p>(3) 備蓄、供給体制の整備</p> <p>市は、府の広域防災拠点（南部）との連携を図りながら、リスクの分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの体制整備を推進するとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。</p> <p>また、市の備蓄物資や国、各自治体、企業等からの支援物資等を指定避難所等に迅速かつ円滑に供給するため、物資の要請・調達・集積・荷捌き・配送方法など、専門性を有する民間事業者等と連携した物資供給体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。</p> <p>（略）</p> <p>第3 他自治体、事業所からの物資の調達 【危機管理室、財政局、会計室】</p> <p>災害の規模に応じて必要な緊急物資は災害相互応援協定市に要請するとともに、事業所と災害時の緊急必要物資について調達体制の整備に努める。</p> <p>第2節 ライフライン機能の確保 （略） 第1 上水道 【上下水道局】 （略） 1 応急復旧体制の強化 （略） (2) 緊急連絡管等の多重化等によりバックアップ機能を強化する。</p>	<p>(2) その他の物資の確保</p> <p>長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。 <u>飲料水は、応急給水や大阪府の備蓄、流通備蓄等が行き届くまでの緊急措置として高齢者等の要支援者に配布できるよう、全ての指定避難所や各区役所、上下水道局の災害対策倉庫に備蓄する。</u></p> <p>なお、医薬品については、医薬品供給班において、別途、応急救護所や指定避難所への供給活動を行う。</p> <p>ア 日用品セット（タオル、Tシャツ、石鹸、歯磨きセット、<u>マスク、消毒液等</u>） イ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等） ウ 精米、即席麺などの主食 エ 飲料水 オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等） カ <u>ブルーシート、土のう袋</u> キ <u>車いす、視覚障がい者用つえ等の福祉用具等</u> ク <u>仮設風呂・仮設シャワー</u> ケ <u>簡易ベッド、間仕切り等</u> コ <u>遺体収容袋など</u></p> <p>(3) 備蓄、供給体制の整備</p> <p>市は、府の広域防災拠点（南部）との連携を図りながら、リスクの分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの体制整備を推進し、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。</p> <p><u>府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、避難者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p>また、市の備蓄物資や国、各自治体、企業等からの支援物資等を指定避難所等に迅速かつ円滑に供給するため、物資の要請・調達・集積・荷捌き・配送方法など、専門性を有する民間事業者等と連携した物資供給体制を整備し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。<u>さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行い、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3 他自治体、事業所からの物資の調達 【危機管理室、財政局、会計室】</p> <p>災害の規模に応じて必要な緊急物資は災害相互応援協定市に要請し、事業所と災害時の緊急必要物資について調達体制の整備に努める。</p> <p>第2節 ライフライン機能の確保 （略） 第1 上水道 【上下水道局】 （略） 1 応急復旧体制の強化</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>→大阪広域水道企業団、高石市、大阪狭山市、大阪市、富田林市、松原市、和泉市との緊急連絡管の接続</p> <p>(3) 関係機関との協力体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 日本水道協会との連携 ・19大都市水道局災害相互応援に関する覚書の遵守 <p>→大阪広域水道震災対策相互応援協定の遵守</p> <p>(略)</p> <p>3 防災訓練の実施</p> <p>市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加するとともに上下水道局独自の災害訓練及び都市間協定先との災害訓練を継続的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 下水道 【上下水道局】</p> <p>(略)</p> <p>1 応急復旧体制の強化</p> <p>市（上下水道局）は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を常に把握しておくとともに、施設管理図書を複数か所に保存・整備する。</p> <p>(略)</p> <p>3 防災訓練の実施</p> <p>市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び他政令指定都市等との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加するとともに、上下水道局独自の災害訓練、日本水道協会の災害訓練及び都市間協定先との災害訓練を継続的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 電力 【関西電力株式会社】</p> <p>(略)</p> <p>1 応急復旧体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(5) 市と関西電力株式会社は、応急復旧時の連携強化を図るため、平常時から、役割分担や緊急時の連絡体制を定める。</p> <p>(略)</p> <p>第5 電気通信 【西日本電信電話株式会社等】</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 緊急連絡管等の多重化等によりバックアップ機能を強化する。 <u>(大阪広域水道企業団、同大阪狭山水道センター、高石市、大阪市、富田林市、松原市、和泉市)</u></p> <p>(3) 関係機関との協力体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 日本水道協会との連携 ・19大都市水道局災害相互応援に関する覚書、大阪広域水道震災対策相互応援協定、<u>周辺市（富田林市・高石市・松原市・和泉市）との災害時等相互応援に関する協定、堺市上下水道局と仙台市水道局の災害時の応援活動に関する覚書に基づく応援体制の強化</u> <p>(略)</p> <p>3 防災訓練の実施</p> <p>市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び他政令指定都市等との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加し、上下水道局独自の災害訓練、日本水道協会の災害訓練及び協定締結先との災害訓練を継続的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 下水道 【上下水道局】</p> <p>(略)</p> <p>1 応急復旧体制の強化</p> <p>市（上下水道局）は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を常に把握し、施設管理図書を複数か所に保存・整備する。</p> <p>(略)</p> <p>3 防災訓練の実施</p> <p>市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加し、上下水道局独自の災害訓練及び協定締結先との災害訓練を継続的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 電力 【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社】</p> <p>(略)</p> <p>1 応急復旧体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(5) 市と関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社は、応急復旧時の連携強化を図るため、平常時から、役割分担や緊急時の連絡体制を定める。</p> <p>(略)</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>2 災害対策用資器材の整備、点検 （略）</p> <p>(3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定め、ておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>(4) 災害対策用資器材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。 （略）</p> <p>4 協力応援体制の整備 （略）</p> <p>(2) グループ会社との協調 グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資器材、輸送等について相互応援体制を整備する。 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第3節 交通機能の確保 （略）</p> <p>第4節 避難行動要支援者支援対策 （略）</p> <p>第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備 【健康福祉局】</p> <p>1 府</p> <p>(1) 避難行動要支援者支援プランの作成支援等 地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月策定）」及び府が改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月改訂）」を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供等の支援を行う。</p> <p>(2) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の体制整備 府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どもの</p>	<p>第5 電気通信 【西日本電信電話株式会社等】 （略）</p> <p>2 災害対策用資器材の整備、点検 （略）</p> <p>(3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。</p> <p>(4) 災害対策用資器材等は、常にその数量を把握し、必要な整備点検を行い非常事態に備える。 （略）</p> <p>4 協力応援体制の整備 （略）</p> <p>(2) グループ会社との協調 グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努め、要員、資器材、輸送等について相互応援体制を整備する。 （略）</p> <p>第7 倒木等への対策 【関西電力送配電株式会社、建設局】 <u>府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めるものとする</u></p> <p>第3節 交通機能の確保 （略）</p> <p>第4節 避難行動要支援者支援対策 （略）</p> <p>第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備 【健康福祉局】</p> <p>1 府</p> <p>(1) 避難行動要支援者支援プランの作成支援等 地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月修正）」及び府が改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月改訂）」を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供等の支援を行う。</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>ほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。</p> <p>2 市</p> <p>府が示した指針等に基づき、「避難行動要支援者プラン」を作成し、本人の意思及び個人情報の保護に十分留意しつつ、地域の実情に応じた避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援対策を定める。</p> <p>また、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、支援対策を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。さらに、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市等が地域の支援者と連携して、個別の避難行動要支援者の状況を踏まえ、策定することに努める。なお、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>避難行動要支援者名簿については、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、校区福祉委員会等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する期間や仕組みを構築するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。また、福祉部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティア団体等が連携し、情報把握に努めることに加えて、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるように避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。</p> <p>さらに、府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の相談や介護・医療的ケアなどの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。</p> <p>市（健康福祉局）は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取るとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。</p> <p>その際、市（健康福祉局）は、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図るものとする。</p> <p>災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるように、避難勧告等の発令</p>	<p>(2) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の体制整備</p> <p>府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。<u>併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。</u></p> <p>2 市</p> <p>府が示した指針等に基づき、「避難行動要支援者プラン」を作成し、本人の意思及び個人情報の保護に十分留意しつつ、地域の実情に応じた避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援対策を定める。</p> <p>また、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、支援対策を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。さらに、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、<u>福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。</u>その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市等が地域の支援者と連携して、個別の避難行動要支援者の状況を踏まえ、策定することに努める。なお、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>については、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、<u>社会福祉協議会</u>、自治会、自主防災組織、校区福祉委員会等に対し、避難行動要支援者本人<u>及び避難支援等実施者</u>の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、<u>避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等に応じて</u>、定期的に更新する期間や仕組みを構築し、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿<u>及び個別避難計画</u>情報の適切な管理に努める。また、福祉部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティア団体等が連携し、情報把握に努めることに加えて、名簿<u>及び個別避難計画</u>情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p><u>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</u></p> <p><u>地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p>また、避難支援等に携わる関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるように避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。</p> <p>さらに、府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の相談や介護・医療的ケアなどの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。</p> <p>市（健康福祉局）は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取り、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。</p> <p>その際、市（健康福祉局）は、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>基準や情報伝達方法について配慮する。</p> <p>第3 福祉避難所（二次的な避難施設）の指定 【危機管理室、健康福祉局】</p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。</p> <p>第4 外国人に対する支援体制整備 【文化観光局】 （略）</p> <p>3 避難所における支援</p> <p>府は、避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。</p> <p>また、市は、各指定避難所に災害時多言語表示シートを整備するとともに、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。</p> <p>第5 その他の要配慮者に対する配慮 【市民人権局、危機管理室】</p> <p>市及び府は、障害者・高齢者・外国人以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。</p> <p>第5節 帰宅困難者対策 （略）</p> <p>このため、市は、府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を<u>行うとともに</u>、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に<u>働きかけるとともに</u>、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗や学校、公的施設、民間の事業所等に協力を求め、受入先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。</p> <p>（略）</p> <p>また、市、国、府、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できる</p>	<p>図るものとする。</p> <p>災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるように、避難情報の発令基準や情報伝達方法について配慮する。</p> <p>第3 福祉避難所（二次避難施設）の指定 【危機管理室、健康福祉局】</p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な避難行動要支援者のため、福祉避難所を指定する。また、避難行動要支援者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において避難行動要支援者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として避難行動要支援者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定し、福祉避難所の役割について住民に周知する。</p> <p><u>また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難行動要支援者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>第4 外国人に対する支援体制整備 【文化観光局】 （略）</p> <p>3 避難所における支援</p> <p>府は、避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。</p> <p>また、市は、各指定避難所に災害時多言語表示シートを整備し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。</p> <p>第5 その他の要配慮者に対する配慮 【市民人権局、危機管理室】</p> <p>市及び府は、障害者・高齢者・外国人等、<u>その他</u>の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。</p> <p>第5節 帰宅困難者対策 （略）</p> <p>このため、市は、府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を<u>行い</u>、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に<u>働きかけ</u>、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗や学校、公的施設、民間の事業所等に協力を求め、受入先の確保を図り、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。</p> <p>（略）</p> <p>また、市、国、府、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できる</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>よう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。</p> <p>なお、具体的な対策については、市、国、府、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。</p> <p>第1 帰宅困難者への支援 【危機管理室】</p> <p>市は、府及び民間事業者等との連携のもと、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、主要幹線道路や鉄道の運行状況の情報の提供などの支援を行うとともに、徒歩による帰宅が困難な人のために、一時滞留施設を確保するなど円滑な帰宅を支援する対策の推進を図る。</p> <p>また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。</p> <p>（略）</p> <p>第5 徒歩帰宅者への支援 【危機管理室】</p> <p>1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援</p> <p>府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。</p> <p>ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供</p> <p>イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供</p> <p>（略）</p> <p>第6節 保健衛生対策</p> <p>第1 防疫体制の整備 【健康福祉局】</p> <p>1 活動体制の整備</p> <p>市（健康福祉局）は、災害が発生後、迅速に生活衛生や感染症などの健康危機管理対策を行うことができるよう、活動体制の整備に努め、組織及び動員計画を構築するとともに、必要な資材の確保計画を立案する。</p> <p>また、災害時において、府、自衛隊等の防災関係機関の応援を速やかに得られるよう、協力体制の整備を推進するとともに、防疫業者等と災害時の対応に関する協力協定の締結を推進する。</p> <p>（略）</p> <p>第2 し尿処理 【危機管理室、環境局、建設局、上下水道局】</p> <p>1 活動体制の整備</p> <p>災害時における環境衛生の保全のため、処理施設の現況を適切に把握するとともに、迅速かつ適切な処理体制を整備する。</p> <p>2 応急仮設トイレの備蓄・調達</p> <p>災害用の応急仮設トイレについて、自主防災組織等による備蓄を推進するとともに、必要に応じて速</p>	<p>よう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。</p> <p>なお、具体的な対策としては、<u>関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練</u>などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の<u>取組み</u>を行う。</p> <p>第1 帰宅困難者への支援 【危機管理室】</p> <p>市は、府及び民間事業者等との連携のもと、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、主要幹線道路や鉄道の運行状況の情報の提供などの支援を行<u>い</u>、徒歩による帰宅が困難な人のために、一時滞留施設を確保するなど円滑な帰宅を支援する対策の推進を図る。</p> <p>また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。</p> <p>（略）</p> <p>第5 徒歩帰宅者への支援 【危機管理室】</p> <p>1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援</p> <p>府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。</p> <p>ア 一時休憩所として、<u>飲料水</u>、トイレ等の提供</p> <p>イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供</p> <p>（略）</p> <p>第6節 保健衛生対策</p> <p>第1 防疫体制の整備 【健康福祉局】</p> <p>1 活動体制の整備</p> <p>市（健康福祉局）は、災害が発生後、迅速に生活衛生や感染症などの健康危機管理対策を行うことができるよう、活動体制の整備に努め、組織及び動員計画を構築<u>し</u>、必要な資材の確保計画を立案する。</p> <p>また、災害時において、府、自衛隊等の防災関係機関の応援を速やかに得られるよう、協力体制の整備を推進<u>し</u>、防疫業者等と災害時の対応に関する協力協定の締結を推進する。</p> <p>（略）</p> <p>第2 し尿処理 【危機管理室、環境局、建設局、<u>教育委員会</u>、上下水道局】</p> <p>1 活動体制の整備</p> <p>災害時における環境衛生の保全のため、処理施設の現況を適切に把握<u>し</u>、<u>施設設備の強化と保全に努め</u>、迅速かつ適切な処理体制を整備する。</p> <p>2 <u>災害用トイレ機能の確保</u></p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>やかに災害用トイレを調達できるよう、業者との協力体制の整備に係る協定の締結を推進する。</p> <p>3 マンホールトイレの整備</p> <p>広域避難地及び指定避難所等において、マンホールトイレの整備を推進し、流下機能を確保することにより、トイレ機能を確保する体制を整備する。</p> <p>第3 ごみ処理 【環境局】</p> <p>災害時には、平常時に排出される生活ごみに加え、指定避難場所に避難した被災者からの生活ごみが排出される等、平常時と異なるごみ処理体制が求められる。そのため、市（環境局、危機管理室）は、以下の対策を実施し、市の衛生環境の確保に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4 がれき等災害廃棄物処理 【環境局】</p> <p>災害時には、家屋の倒壊等により大量のがれき等震災廃棄物が発生することが想定され、これらは災害廃棄物として処理する必要がある。</p> <p>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。</p> <p>また、市（環境局）は、以下の対策を実施し、災害廃棄物処理を円滑に進められるよう、体制を整備するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 一次集積場所（仮置場）の指定及び確保</p> <p>各区1か所以上を目標に、幹線道路沿いにおいて、がれき等災害廃棄物の一次集積場所（仮置場）の指定及び確保について検討するとともに、近隣市区等に用地の提供を要請し、一次集積場所（仮置場）の確保に努めるものとする。</p> <p>仮置場の衛生状態を保持するための殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。</p> <p>3 広域的な相互支援体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>（略）</p>	<p>災害用トイレについて、自主防災組織等による備蓄を推進し、被災後数日で必要な数のトイレを充足できるよう、「仮設型トイレ」、「マンホール型トイレ（貯留式・可流式）」、「携帯型トイレ」などを整備・備蓄する。また、避難所となる学校施設のトイレの耐震化を行うなど、トイレ機能の確保を図る。</p> <p>第3 ごみ処理 【環境局】</p> <p>災害時には、平常時に排出される生活ごみに加え、指定避難場所に避難した被災者からの生活ごみが排出される等、平常時と異なるごみ処理体制が求められる。そのため、市（環境局、危機管理室）は、災害によるごみ処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ処理施設設備の強化と保全に努め、以下の対策を実施し、市の衛生環境の確保に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4 がれき等災害廃棄物処理 【環境局】</p> <p>災害時には、家屋の倒壊等により大量のがれき等震災廃棄物が発生することが想定され、これらは災害廃棄物として処理する必要がある。早期の復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。</p> <p>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。</p> <p>また、市（環境局）は、以下の対策を実施し、災害廃棄物処理を迅速かつ的確に進められるよう、体制を整備するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 一次集積場所（仮置場）の指定及び確保</p> <p>各区1か所以上を目標に、幹線道路沿いにおいて、がれき等災害廃棄物の一次集積場所（仮置場）の指定及び確保について検討し、近隣市区等に用地の提供を要請し、一次集積場所（仮置場）の確保に努めるものとする。</p> <p>仮置場の衛生状態を保持するための殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。</p> <p>3 広域的な相互支援体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行い、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>（略）</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第7節 遺体の収容及び火葬対策 （略）</p> <p>第2 火葬のための施設・資器材の確保 【健康福祉局】 災害により発生した死者の遺体に対して、遺体の尊厳に配慮しつつ速やかに火葬を行うことができるよう、近隣の火葬場を把握するとともに、市内の寺院に対する協力要請や葬祭業者等との災害時の遺体処理に係る協定締結を推進する。</p> <p>第8節 応急住宅対策 堺市地震災害想定総合調査において、全壊棟数が70,929棟（上町断層帯地震）、6,004棟（東南海・南海地震）、火災による焼失棟数が、25,637棟（上町断層帯地震）、数棟（東南海・南海地震）と想定されている。全壊棟数と焼失棟数の合計は、上町断層帯地震で96,566棟となるように、大規模地震が発生した場合、迅速に応急危険度判定を実施するとともに多数の応急仮設住宅の整備を行う必要がある。 （略）</p> <p>第2 応急危険度判定体制の整備 【建築都市局】 （略）</p> <p>1 被災建築物応急危険度判定体制の整備 （略）</p> <p>(2) 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成・登録 市（建築都市局）は、市職員に、応急危険度判定コーディネーター講習会を受講させ、判定コーディネーターの養成・登録を進めるとともに、判定コーディネーターなど判定士を束ねる資格取得を推進し、実施訓練を行う。 （略）</p> <p>第5 罹災証明書の発行体制の整備 【財政局、区役所、消防局】 （略）</p> <p>市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化に努めるとともに育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化に努める。</p> <p>第9節 ボランティアの活動環境の整備 市は、府、堺市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、NPOその他ボランティア活動団体とそれぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう必要な環境整備を図る。また、NPO等のボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化を図っていく。 （略）</p>	<p>第7節 遺体の収容及び火葬対策 （略）</p> <p>第2 火葬のための施設・資器材の確保 【健康福祉局】 災害により発生した死者の遺体に対して、遺体の尊厳に配慮しつつ速やかに火葬を行うことができるよう、近隣の火葬場を把握し、市内の寺院に対する協力要請や葬祭業者等との災害時の遺体処理に係る協定締結を推進する。</p> <p>第8節 応急住宅対策 堺市地震災害想定総合調査において、全壊棟数が70,929棟（上町断層帯地震）、6,004棟（東南海・南海地震）、火災による焼失棟数が、25,637棟（上町断層帯地震）、数棟（東南海・南海地震）と想定されている。全壊棟数と焼失棟数の合計は、上町断層帯地震で96,566棟となるように、大規模地震が発生した場合、迅速に応急危険度判定を実施し、多数の応急仮設住宅の整備を行う必要がある。 （略）</p> <p>第2 応急危険度判定体制の整備 【建築都市局】 （略）</p> <p>1 被災建築物応急危険度判定体制の整備 （略）</p> <p>(2) 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成・登録 市（建築都市局）は、市職員に、応急危険度判定コーディネーター講習会を受講させ、判定コーディネーターの養成・登録を進め、判定コーディネーターなど判定士を束ねる資格取得を推進し、実施訓練を行う。 （略）</p> <p>第5 罹災証明書の発行体制の整備 【財政局、区役所、消防局】 （略）</p> <p>市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化に努めし育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化に努める。</p> <p>第9節 ボランティアの活動環境の整備 市は、府、堺市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、NPOその他ボランティア活動団体とそれぞれ連携し、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう必要な環境整備を図る。また、NPO等のボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化を図っていく。</p>

災害予防対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>2 人材の育成 各機関は、災害時にボランティア活動を行える人材の確保・育成に努めるとともに、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成及びボランティアグループのネットワークづくりの支援に努める。</p> <p>3 支援体制の整備 災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあつせんもしくは提供できるようあらかじめ計画するとともに、活動のための環境づくりの整備に努める。 また、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合などに、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、市は、平常時からボランティア団体との連携を図り、災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。</p> <p>（略）</p> <p>6 情報共有会議の整備・強化 市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>（略）</p> <p>2 人材の育成 各機関は、災害時にボランティア活動を行える人材の確保・育成に努め、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成及びボランティアグループのネットワークづくりの支援に努める。</p> <p>3 支援体制の整備 災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあつせんもしくは提供できるようあらかじめ計画し、活動のための環境づくりの整備に努める。 また、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合などに、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、市は、平常時からボランティア団体との連携を図り、災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。</p> <p>（略）</p> <p>6 情報共有会議の整備・強化 市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正																														
<p>第1章 初動期の活動 第1節 組織動員 (略) 第1 災害対策本部等の組織体制 【各局共通】 (略) 5 所掌事務 (1) 本部の所掌事務 (略) ウ 避難の勧告、指示に関する事。 (略) (2) 区対策本部の所掌事務 (略) オ 区域における避難の勧告、指示に関する事。 (略) 7 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。 また、本部入口に「堺市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。 (略) 第2 職員動員計画 【各局共通】 (略) 1 配備の基準 (略) (配備基準) ≪地震・津波≫</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">体 制</th> <th style="width: 20%;">条 件</th> <th style="width: 65%;">人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">災害対策本部</td> <td style="text-align: center;">地震対策 配備</td> <td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき 大阪府に津波警報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全員配備</td> <td>市域で特別警報（大津波警報・緊急地震速報（震度6弱以上））が発表されたとき 堺市域で震度6弱以上を観測したとき 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">大阪府に津波警報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害の規模に応じた動員 配備</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	条 件	人 員	(略)			災害対策本部	地震対策 配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき 大阪府に津波警報が発表されたとき	全員配備	市域で特別警報（大津波警報・緊急地震速報（ 震度6弱以上 ））が発表されたとき 堺市域で震度6弱以上を観測したとき 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	大阪府に津波警報が発表されたとき		災害の規模に応じた動員 配備		<p>第1章 初動期の活動 第1節 組織動員 (略) 第1 災害対策本部等の組織体制 【各局共通】 (略) 5 所掌事務 (1) 本部の所掌事務 (略) ウ 避難の指示に関する事。 (略) (2) 区対策本部の所掌事務 (略) オ 区域における避難の指示に関する事。 (略) 7 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し公表する。 また、本部入口に「堺市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。 (略) 第2 職員動員計画 【各局共通】 (略) 1 配備の基準 (略) (配備基準) ≪地震・津波≫</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">体 制</th> <th style="width: 20%;">条 件</th> <th style="width: 65%;">人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">災害対策本部</td> <td style="text-align: center;">地震対策 配備</td> <td>災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき 大阪府に津波警報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全員配備</td> <td>市域で特別警報（大津波警報・緊急地震速報（警報））が発表されたとき 堺市域で震度6弱以上を観測したとき 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">大阪府に津波警報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害の規模に応じた動員 配備</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	条 件	人 員	(略)			災害対策本部	地震対策 配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき 大阪府に津波警報が発表されたとき	全員配備	市域で特別警報（大津波警報・緊急地震速報（ 警報 ））が発表されたとき 堺市域で震度6弱以上を観測したとき 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	大阪府に津波警報が発表されたとき		災害の規模に応じた動員 配備	
体 制	条 件	人 員																													
(略)																															
災害対策本部	地震対策 配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき 大阪府に津波警報が発表されたとき																													
	全員配備	市域で特別警報（大津波警報・緊急地震速報（ 震度6弱以上 ））が発表されたとき 堺市域で震度6弱以上を観測したとき 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき																													
	大阪府に津波警報が発表されたとき																														
	災害の規模に応じた動員 配備																														
体 制	条 件	人 員																													
(略)																															
災害対策本部	地震対策 配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき 大阪府に津波警報が発表されたとき																													
	全員配備	市域で特別警報（大津波警報・緊急地震速報（ 警報 ））が発表されたとき 堺市域で震度6弱以上を観測したとき 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき																													
	大阪府に津波警報が発表されたとき																														
	災害の規模に応じた動員 配備																														

2 動員の基準

(略)

(2) 動員の指令・伝達

(略)

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各所属長から所属職員へ伝達するとともに、必要に応じて、庁内放送、防災無線等により速やかにその旨を周知する。

(略)

(3) 交替要員の確保

本部長は、災害対策活動が長期化すると予想される場合には、職員の健康管理に十分に留意するとともに、交代要員の確保等を図るため、関係する部の長と協議のうえ、基本方針を示す。

各部等の長は、職務の状況を考慮のうえ、交代要員確保の基本方針に基づき、必要な措置を講じる。

3 津波浸水想定区域の地震時選定職員の参集について

(略)

※地震時選定職員の自動参集フロー図差し替え

(略)

第2節 津波対策

(略)

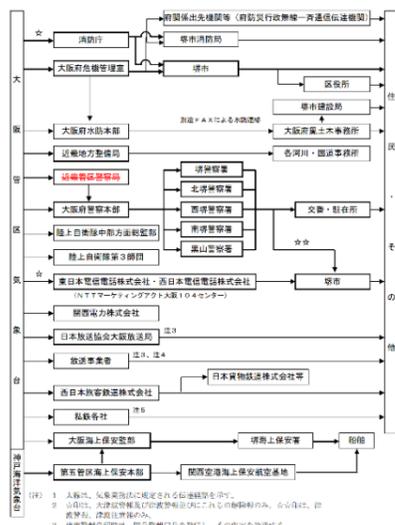
第1 組織動員配備体制 【各局共通】

大阪府に大津波警報及び津波警報が発せられたとき、又は津波による災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、直ちに災害対策本部を設置するとともに、災害の規模に応じた動員配備体制をとり、事態に適切に対処する。

第2 津波警報等の伝達 【危機管理室、大阪管区气象台】

(略)

2 津波予警報等の関係機関への伝達経路



(注) 1 大阪府、大阪府防災センターに規定される伝達経路を示す。
2 大阪府、大阪府防災センターに規定される伝達経路を示す。
3 大阪府、大阪府防災センターに規定される伝達経路を示す。
4 津波警報発令時、緊急警報伝達機を介し、その内容を伝達する。

2 動員の基準

(略)

(2) 動員の指令・伝達

(略)

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各所属長から所属職員へ伝達し、必要に応じて、庁内放送、防災無線等により速やかにその旨を周知する。

(略)

(3) 交替要員の確保

本部長は、災害対策活動が長期化すると予想される場合には、職員の健康管理に十分に留意し、交代要員の確保等を図るため、関係する部の長と協議のうえ、基本方針を示す。

各部等の長は、職務の状況を考慮のうえ、交代要員確保の基本方針に基づき、必要な措置を講じる。

3 津波浸水想定区域の地震時選定職員の参集について

(略)

※地震時選定職員の自動参集フロー図差し替え

(略)

第2節 津波対策

(略)

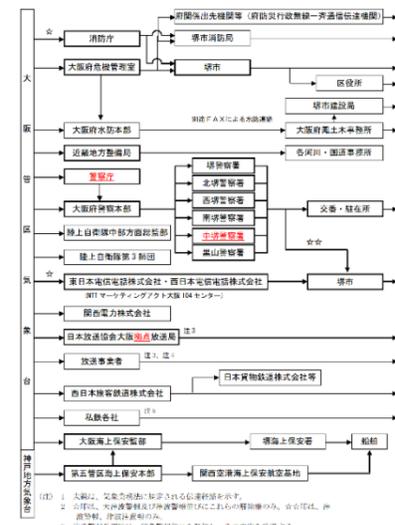
第1 組織動員配備体制 【各局共通】

大阪府に大津波警報及び津波警報が発せられたとき、又は津波による災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、直ちに災害対策本部を設置し、災害の規模に応じた動員配備体制をとり、事態に適切に対処する。

第2 津波警報等の伝達 【危機管理室、大阪管区气象台】

(略)

2 津波予警報等の関係機関への伝達経路



(注) 1 大阪府、大阪府防災センターに規定される伝達経路を示す。
2 大阪府、大阪府防災センターに規定される伝達経路を示す。
3 津波警報発令時、緊急警報伝達機を介し、その内容を伝達する。

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第3 避難対策等 【危機管理室】</p> <p>市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、防災関係機関と協力して、避難指示（緊急）、避難誘導等の必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、この場合、避難行動要支援者に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導などについて、避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。</p> <p>1 避難指示（緊急）</p> <p>市長は、次のいずれかの場合、速やかに避難指示（緊急）を発令するとともに、住民や釣り人、観光客、ドライバー、船舶等に対して、迅速かつ的確な情報提供を行い、高台などの安全な場所に誘導する。</p> <p>実施にあたっては、平成17年3月に中央防災会議で報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の趣旨及び内容を理解の上、避難指示（緊急）の判断基準・伝達マニュアル作成等、適切な防災対策を推進する。</p> <p>【避難指示（緊急）の判断基準】</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知したとき （ただし、津波注意報については、漁業従事者や港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とする）</p> <p>(2) 市内で強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、避難の必要があるとき</p> <p>2 周知の方法</p> <p>市長は、避難指示（緊急）及び避難誘導を行う場合は、沿岸部や自治会代表者宅等に設置した市防災行政無線（同報系）や広報車等の活用、おおさか防災ネットの防災情報メールや携帯電話事業者が提供する緊急速報メールによる配信など直接伝達するとともに、自主防災組織等住民組織との連携により、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。</p> <p>周知にあたっては、要配慮者に配慮する。</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>(1) 避難指示（緊急）が出された場合は、JR阪和線を目標に東側の高い所への徒歩避難を原則とし、逃げ遅れたり、遠くまで避難できない住民は津波避難ビルや3階以上の堅牢な建物などの安全な場所に誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 ライフライン・放送事業者の活動 【ライフライン・放送関係事業者】</p> <p>ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、第1章第13節に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。</p> <p>1 上下水道</p> <p>市及び大阪広域水道企業団は、上水道・工業用水道の破損等による二次災害を軽減させるため、通水を停止する等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 避難対策等 【危機管理室】</p> <p>市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定し、防災関係機関と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、この場合、避難行動要支援者に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導などについて、避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。</p> <p>1 避難指示</p> <p>市長は、次のいずれかの場合、速やかに避難指示を発令し、住民や釣り人、観光客、ドライバー、船舶等に対して、迅速かつ的確な情報提供を行い、高台などの安全な場所に誘導する。</p> <p>実施にあたっては、<u>内閣府の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定）」</u>の趣旨及び内容を理解の上、<u>「避難情報」</u>の判断・伝達マニュアルの作成等、適切な防災対策を推進する。</p> <p>【避難指示の判断基準】</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知したとき （ただし、津波注意報については、漁業従事者や港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とする）</p> <p>(2) 市内で強い揺れ（震度4程度以上）もしくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、避難の必要があるとき</p> <p>2 周知の方法</p> <p>市長は、避難指示及び避難誘導を行う場合は、沿岸部や自治会代表者宅等に設置した市防災行政無線（同報系）や広報車等の活用、おおさか防災ネットの防災情報メールや携帯電話事業者が提供する緊急速報メールによる配信など直接伝達し、自主防災組織等住民組織との連携により、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。</p> <p>周知にあたっては、要配慮者に配慮する。</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>(1) 避難指示が出された場合は、JR阪和線を目標に東側の高い所への徒歩避難を原則とし、逃げ遅れたり、遠くまで避難できない住民は津波避難ビルや3階以上の堅牢な建物などの安全な場所に誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 ライフライン・放送事業者の活動 【ライフライン・放送関係事業者】</p> <p>ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、第1章第13節に準じた緊急対応を行い、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。</p> <p>1 上下水道</p> <p><u>沿岸水業事業体</u>及び大阪広域水道企業団は、上水道・工業用水道の破損等による二次災害を軽減させるため、通水を停止する等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>5 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者） (略)</p> <p>(1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者・住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。</p> <p>第6 交通対策 【堺海上保安署、鉄道事業者】 (略)</p> <p>2 海上 (略)</p> <p>(3) 堺海上保安署は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。</p> <p>(4) 堺海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずる恐れのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害情報の収集伝達 (略)</p> <p>第1 情報収集伝達経路 【危機管理室】 (略)</p> <p>1 情報連絡体制 災害発生時の情報連絡体制を、最優先で確立させるため、市及び防災関係機関は、通信連絡体制を統轄するとともに、通信連絡網を確保する。また、市防災行政無線等については必要に応じて無線通信を統制する。 災害時においては、災害対策本部と区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 被害情報の収集・報告 【危機管理室】 1 府による災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連</p>	<p>5 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者） (略)</p> <p>(1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者・住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努め、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な人員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。</p> <p>第6 交通対策 【堺海上保安署、鉄道事業者】 (略)</p> <p>2 海上 (略)</p> <p>(3) 堺海上保安署は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行い、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。</p> <p>(4) 堺海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずる恐れのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じ、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害情報の収集伝達 (略)</p> <p>第1 情報収集伝達経路 【危機管理室】 (略)</p> <p>1 情報連絡体制 災害発生時の情報連絡体制を、最優先で確立させるため、市及び防災関係機関は、通信連絡体制を統轄し、通信連絡網を確保する。また、市防災行政無線等については必要に応じて無線通信を統制する。 災害時においては、災害対策本部と区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 被害情報の収集・報告 【危機管理室】 1 府による災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集し、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター及び無人航空機による各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。 (略)</p> <p>第3 通信手段の確保 【危機管理室】</p> <p>1 市</p> <p>市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図るとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。</p> <p>なお、府及び市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、一特段の配慮を行う。 (略)</p> <p>第4節 災害広報 (略)</p> <p>第1 災害広報 【市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関】</p> <p>市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。</p> <p>また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</p> <p>1 市</p> <p>(1) 地震発生直後の広報 (略)</p> <p>ウ 避難の勧告及び指示 (略)</p> <p>(2) 応急活動実施段階の広報 (略)</p> <p>ウ 生活関連情報</p> <p>① 電気、ガス、上水道及び下水道の復旧状況</p> <p>② 食料品及び生活必需品の供給状況 (略)</p> <p>3 府 (略)</p> <p>(1) 発信の目安</p> <p>ア 台風</p> <p>気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合 (新設)</p> <p>イ 地震</p>	<p>携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。 (略)</p> <p>第3 通信手段の確保 【危機管理室】</p> <p>1 市</p> <p>市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図り、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。</p> <p>なお、府及び市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、一特段の配慮を行う。 (略)</p> <p>第4節 災害広報 (略)</p> <p>第1 災害広報 【市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関】</p> <p>市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、<u>停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから</u>、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。</p> <p>また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</p> <p>1 市</p> <p>(1) 地震発生直後の広報 (略)</p> <p>ウ 避難の指示 (略)</p> <p>(2) 応急活動実施段階の広報 (略)</p> <p>ウ 生活関連情報</p> <p>① 電気、ガス、上水道及び下水道の復旧状況</p> <p>② <u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド等</u>、食料品及び生活必需品の供給状況 (略)</p> <p>3 府 (略)</p> <p>(1) 発信の目安</p> <p>ア 台風</p> <p>気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合</p> <p><u>イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模以上の高潮が見込まれる場合</u></p> <p>ウ 地震</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>㊦ その他自然災害等</p> <p>(略)</p> <p>8 広報活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(2) 報道機関に対する情報の発表</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急放送について</p> <p>避難の勧告又は指示等で緊急を要する場合は、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 広聴活動 【市長公室、区役所】</p> <p>大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 広域応援等の要請・受入れ</p> <p>市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、府、災害相互応援協定市、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対して応援を要請し、市民の生命、身体又は財産を保護するため万全の措置をとるものとする。</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。</p> <p>なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p> <p>第1 大阪府知事等に対する要求等 【危機管理室】</p> <p>1 大阪府知事に対する応援の要求等</p> <p>市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>5 関西広域連合への応援要請</p> <p>(略)</p> <p>(3) 受援体制の確立</p> <p>府は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援 【危機管理室】</p>	<p>(略)</p> <p>㊦ その他自然災害等</p> <p>(略)</p> <p>8 広報活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>(2) 報道機関に対する情報の発表</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急放送について</p> <p>避難の指示等で緊急を要する場合は、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 広聴活動 【市長公室、区役所】</p> <p>大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握し、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 広域応援等の要請・受入れ 【危機管理室】</p> <p>市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、府、災害相互応援協定市、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対して応援を要請し、市民の生命、身体又は財産を保護するため万全の措置をとるものとする。</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。</p> <p>なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握し、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。</p> <p>第1 大阪府知事等に対する要求等 【危機管理室】</p> <p>1 大阪府知事に対する応援の要求等</p> <p>市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請し、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>5 関西広域連合への応援要請</p> <p>(略)</p> <p>(3) 受援体制の確立</p> <p>府は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 応急対策職員派遣制度に基づく支援 【危機管理室】</p>

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>総務省は、府及び市等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>第7節 自衛隊の災害派遣</p> <p>市は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣を要求する。</p> <p>（略）</p> <p>第8節 消火・救助・救急活動</p> <p>（略）</p> <p>第1市 【危機管理室、区役所】</p> <p>（略）</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>関係機関との密接な連携のもと、人命救護活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>第2 消防局 【消防局】</p> <p>（略）</p> <p>1 警防体制</p> <p>(1) 震災警防活動体制</p> <p>ア 堺市及び高石市内における最大震度が5弱以上の地震が発生した場合、消防局に震災警防本部を、消防署に震災大隊本部を設置する。</p> <p>イ 堺市及び高石市内における最大震度が4の地震が発生した場合、消防局に震災特別警戒警防本部を、消防署に震災特別警戒大隊本部を設置する。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 職員の招集</p> <p>ア 堺市及び高石市内における最大震度が5弱以上の地震発生時、消防局長による事前命令として、</p>	<p>総務省は、府及び市等と協力し、<u>応急対策職員派遣制度</u>（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。<u>また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p> <p>第4 関係機関の連絡調整 【危機管理室】</p> <p><u>内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。</u></p> <p><u>府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。</u></p> <p>（略）</p> <p>第7節 自衛隊の災害派遣</p> <p>市は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図り、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣を要求する。</p> <p>（略）</p> <p>第8節 消火・救助・救急活動</p> <p>（略）</p> <p>第1市 【危機管理室、区役所】</p> <p>（略）</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>関係機関との密接な連携のもと、人命救護活動や行方不明者の捜索を実施し、医療機関と連携した救急活動を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>第2 消防局 【消防局】</p> <p>（略）</p> <p>1 警防体制</p> <p>(1) 震災警防活動体制</p> <p>ア 堺市、<u>高石市</u>及び<u>大阪狭山市</u>内における最大震度が5弱以上の地震が発生した場合、消防局に震災警防本部を、消防署に震災大隊本部を設置する。</p> <p>イ 堺市、<u>高石市</u>及び<u>大阪狭山市</u>内における最大震度が4の地震が発生した場合、消防局に震災特別警戒警防本部を、消防署に震災特別警戒大隊本部を設置する。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 職員の招集</p> <p>ア 堺市、<u>高石市</u>及び<u>大阪狭山市</u>内における最大震度が5弱以上の地震発生時、消防局長による事</p>

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>全職員は、あらかじめ定めるところにより本部又は署所へ自動参集する。</p> <p>イ 堺市及び高石市内において震度4を観測した場合は、消防司令長以上の職員及び所属の長が特に指定する職員は、あらかじめ定められた場所へ自動参集する。</p> <p>(略)</p> <p>2 震災消防活動</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消防隊の出場</p> <p>ア 署別部隊運用時における消防隊の出場については、次のとおりとする。</p> <p>① 原則として1火災1隊対応とし、事前計画に基づき出場する。</p> <p>② 出場途上において、道路、歩道橋、橋りょう等の損壊によって出場を阻害され、適当な迂回路がない場合は、他の直近火災の発見に努めるとともに、大隊本部長に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 情報収集伝達</p> <p>震災消防活動に必要な情報を各大隊本部及び関係機関から迅速、的確に収集するとともに被災状況を市災害対策本部及び関係機関へ伝達することにより災害情報の共有を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 救助、救急活動</p> <p>ア 救助、救急活動の原則</p> <p>① 火災現場における人命救助活動を最優先する。</p> <p>② 救助、救急活動は、重症者を優先し、その他の負傷者はできる限り住民等による自主的な処置を要請するとともに、他の関係機関及び自主防災組織等と連携のうえ実施する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 救助、救急活動体制</p> <p>① 救急隊等は、救急要請があるまでの間、状況に応じ消防署所等に応急救護所を設置し、救護活動を行うとともに、救急病院等の受入れ体制の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 受援体制の確立</p> <p>他の消防機関等からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 府警察 【府警察】</p> <p>(略)</p> <p>3 市、消防局等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、救助・救急活動を支援する。</p> <p>4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。</p> <p>(略)</p> <p>第7 各機関による連絡会議の設置 【危機管理室】</p> <p>市、消防局、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。</p>	<p>前命令として、全職員は、あらかじめ定めるところにより本部又は署所へ自動参集する。</p> <p>イ 堺市、高石市及び大阪狭山市内において震度4を観測した場合は、消防司令長以上の職員及び所属の長が特に指定する職員は、あらかじめ定められた場所へ自動参集する。</p> <p>(略)</p> <p>2 消防活動</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消防隊の出場</p> <p>ア 署別部隊運用時における消防隊の出場については、次のとおりとする。</p> <p>① 原則として1火災1隊対応とし、事前計画に基づき出場する。</p> <p>② 出場途上において、道路、歩道橋、橋りょう等の損壊によって出場を阻害され、適当な迂回路がない場合は、他の直近火災の発見に努め、大隊本部長に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 情報収集伝達</p> <p>震災消防活動に必要な情報を各大隊本部及び関係機関から迅速、的確に収集し被災状況を市災害対策本部及び関係機関へ伝達することにより災害情報の共有を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 救助、救急活動</p> <p>ア 救助、救急活動の原則</p> <p>① 火災現場における人命救助活動を最優先する。</p> <p>② 救助、救急活動は、重症者を優先し、その他の負傷者はできる限り住民等による自主的な処置を要請し、他の関係機関及び自主防災組織等と連携のうえ実施する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 救助、救急活動体制</p> <p>① 救急隊等は、救急要請があるまでの間、状況に応じ消防署所等に応急救護所を設置し、救護活動を行い、救急病院等の受入れ体制の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 受援体制の確立</p> <p>他の消防機関等からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5 府警察 【府警察】</p> <p>(略)</p> <p>3 市、消防局等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施し、救助・救急活動を支援する。</p> <p>4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施し、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。</p> <p>(略)</p> <p>第7 各機関による連絡会議の設置 【危機管理室】</p> <p>市、消防局、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第8 自主防災組織 【市民・事業所】 地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。 また、区災害対策本部と情報共有を密に行い、消防署、警察署など防災関係機関との連携に努める。</p> <p>第9節 医療救護活動 (略)</p> <p>第3 後方医療対策 【健康福祉局、堺市立総合医療センター】 (略)</p> <p>3 災害医療機関の役割 (略)</p> <p>(3) 災害医療協力病院（救急告示病院等） 災害医療協力病院は災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れるとともに、医療救護班の派遣についても協力する。 (略)</p> <p>第10節 避難誘導 災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じるとともに、避難を必要とする住民を受け入れるため、指定避難所を開設する。 避難誘導の際は、市は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自ら定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。</p> <p>【避難計画図】</p>	<p>第8 自主防災組織 【市民・事業所】 地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握し、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。 また、区災害対策本部と情報共有を密に行い、消防署、警察署など防災関係機関との連携に努める。</p> <p>第9節 医療救護活動 (略)</p> <p>第3 後方医療対策 【健康福祉局、堺市立総合医療センター】 (略)</p> <p>3 災害医療機関の役割 (略)</p> <p>(3) 災害医療協力病院（救急告示病院等） 災害医療協力病院は災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れ、医療救護班の派遣についても協力する。 (略)</p> <p>10節 避難誘導 災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講じ、避難を必要とする住民を受け入れるため、指定避難所を開設する。 避難誘導の際は、市は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努め、自ら定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。</p> <p>【避難計画図】</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正																														
<p>第1 避難準備-高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報 【危機管理室】</p> <p>市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告指示し、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p> <p>また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。</p> <p>これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>なお、津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備-高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみ発令する。</p> <p>2 避難勧告等実施者</p> <p>(1) 避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報</p> <p>ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告指示する。</p> <p>また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。</p> <p>これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込みとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難勧告又は避難指示(緊急)の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p> <p>これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）</p> <p>(略)</p> <p>キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難勧告や避難指示(緊急)を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="270 1753 1353 1976"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>措置</th> <th>災害の種類</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>勧告 指示</td> <td>災害全般</td> <td>住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合</td> <td>法第60条</td> </tr> <tr> <td>府知事</td> <td>勧告</td> <td>災害全般</td> <td>市が事務の全部又は大部分の事</td> <td>法第60条</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令	市長	勧告 指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第60条	府知事	勧告	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事	法第60条	<p>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 【危機管理室】</p> <p>市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示し、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令し、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p> <p>また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。</p> <p>これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>なお、津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。</p> <p>2 避難情報実施者</p> <p>(1) 緊急安全確保、避難指示</p> <p>ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。</p> <p>また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示する。</p> <p>これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p> <p>これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）</p> <p>(略)</p> <p>キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1611 1753 2694 1976"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>措置</th> <th>災害の種類</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>指示</td> <td>災害全般</td> <td>住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合</td> <td>法第60条</td> </tr> <tr> <td>府知事</td> <td>指示</td> <td>災害全般</td> <td>市が事務の全部又は大部分の事</td> <td>法第60条</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令	市長	指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第60条	府知事	指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事	法第60条
実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令																											
市長	勧告 指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第60条																											
府知事	勧告	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事	法第60条																											
実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令																											
市長	指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第60条																											
府知事	指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事	法第60条																											

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））					今回修正				
		指示		務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。					務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。
(略)					(略)				
<p>(2) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令・伝達</p> <p>市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令・伝達する。</p>					<p>(2) 「高齢者等避難」の発令・伝達</p> <p>市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。<u>また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。</u></p>				
<p>3 住民への周知</p> <p>市長等は、避難指示（緊急）等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図るとともに、周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。</p>					<p>3 住民への周知</p> <p>市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図り、周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。</p> <p><u>また、府及び市、事業者は、避難者のニーズを十分把握し相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。</u></p>				
(略)					(略)				
<p>第2 避難者の誘導 【健康福祉局、教育委員会】</p>					<p>第2 避難者の誘導 【健康福祉局、教育委員会】</p>				
<p>1 市</p> <p>住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。また、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して要配慮者の確認と誘導に配慮する。</p>					<p>1 市</p> <p><u>避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。また、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して要配慮者の確認と誘導に配慮する。</p>				
(略)					(略)				
(新設)					<p>第3 広域避難 【危機管理室】</p> <p><u>市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。府が事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p>				
<p>第3 警戒区域の設定 【危機管理室】</p>					<p>第4 警戒区域の設定 【危機管理室】</p>				
(略)					(略)				
<p>2 規制の内容及び実施方法</p> <p>市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。</p>					<p>2 規制の内容及び実施方法</p> <p>市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講じ、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。</p>				

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第4 指定避難所の開設及び運営 【健康福祉局、教育委員会、区役所】 （新設）</p> <p>（略）</p> <p>3 避難所対応職員は、区役所又は現地対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。 運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に十分に配慮する。</p> <p>第11節 二次災害の防止</p> <p>（略）</p> <p>地震活動又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。</p> <p>第1 公共土木施設等 【建設局、各施設管理者】</p> <p>（略）</p> <p>2 避難及び立入制限</p> <p>市及び施設管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>第2 建築物等 【建築都市局、各施設管理者】</p> <p>市及び施設管理者は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散などに備え、関係機関と連携し、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。</p> <p>1 公共建築物等</p> <p>市は、建築物及び敷地の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。</p> <p>2 民間建築物等</p> <p>市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に、建築物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。 府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。 市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。</p>	<p>第5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営 【健康福祉局、教育委員会、区役所】 <u>災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。</u> <u>しかし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、市の施設や国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。</u></p> <p>（略）</p> <p>3 避難所対応職員は、区災害対策本部又は現地対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。 運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に十分に配慮する。</p> <p>第11節 二次災害の防止</p> <p>（略）</p> <p>地震活動又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講じ、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。</p> <p>第1 公共土木施設等 【建設局、各施設管理者】</p> <p>（略）</p> <p>2 避難及び立入制限</p> <p>市及び施設管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡し、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>第2 建築物等 【建築都市局、各施設管理者】</p> <p>市及び施設管理者は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散などに備え、関係機関と連携し、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講じ、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。</p> <p>1 公共建築物等</p> <p>市は、建築物及び敷地の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行い、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。</p> <p>2 民間建築物等</p> <p>市は、被害状況を府に報告し、対象とする建築物、区域等を定めて、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に、建築物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。 府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請し、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。 市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第3 危険物施設等 【消防局】 （略）</p> <p>2 避難及び立入制限 危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生する恐れのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。 また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。</p> <p>第4 放射性物質に係る施設等 【消防局】 （略）</p> <p>2 避難及び立入制限 放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生する恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。 また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立ち入り制限を実施する。</p> <p>第12節 交通規制・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第1 陸上輸送 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、府警察】</p> <p>1 緊急交通路の確保 (1) 大地震発生直後の緊急交通路の確保 府警察は、緊急交通路に選定されている「重点14路線」のうち、国道26号、大阪和泉南線、大阪中央環状線及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うととも に、高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を実施する。 車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。 （略） (3) 緊急交通路確保のための措置 府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び市に連絡する。 （略） イ 府警察 ① 道路の区間規制 必要に応じて、重点路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うととも に、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。 （略）</p> <p>2 緊急交通路の周知 市、府、府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。</p>	<p><u>市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努め、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。</u></p> <p>第3 危険物施設等 【消防局】 （略）</p> <p>2 避難及び立入制限 危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生する恐れのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡し、適切な避難対策を実施する。 また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。</p> <p>第4 放射性物質に係る施設等 【消防局】 （略）</p> <p>2 避難及び立入制限 放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生する恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡し、適切な避難対策を実施する。 また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立ち入り制限を実施する。</p> <p>第12節 交通規制・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第1 陸上輸送 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、府警察】</p> <p>1 緊急交通路の確保 (1) 大地震発生直後の緊急交通路の確保 府警察は、緊急交通路に選定されている「重点14路線」のうち、国道26号、大阪和泉南線、大阪中央環状線及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行い、高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を実施する。 （略） (3) 緊急交通路確保のための措置 府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡し、府及び市に連絡する。 （略） イ 府警察 ① 道路の区間規制 必要に応じて、重点路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行い、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。 （略）</p> <p>2 緊急交通路の周知 市、府、府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡し、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>3 緊急通行車両等の確認等</p> <p>府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制を実施した場合は、府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。</p> <p>なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。</p> <p>（略）</p> <p>第4 物資配送拠点の確保 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】</p> <p>1 物資配送拠点の選定</p> <p>市は、物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、堺市総合防災センターを物資配送拠点とする。また、被災状況等により使用できない場合は物資配送拠点を以下の候補地から選定する。</p> <p>第13節 ライフラインの緊急対応</p> <p>第1 上水道施設 【上下水道局】</p> <p>1 堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）</p> <p>市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）を設置すると同時に、水道対策本部を設け、水道施設被害の応急復旧及び応急給水活動を統括する。</p> <p>（略）</p> <p>3 動員体制</p> <p>応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市上下水道局職員は、市内で震度5弱以上を観測した場合は、あらかじめ指定された場所に参集する。</p> <p>また、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、職員の派遣に努める。</p> <p>4 応援体制</p> <p>本市上下水道局は、本市の人員体制等で対応が困難な場合は、日本水道協会大阪府支部、19大都市水道災害相互応援に関する覚書の応援幹事都市等を通じて、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。</p> <p>5 応急対策</p> <p>(1) 災害が発生し、給水機能が停止すると判断される場合または停止した場合は、応急給水活動計画に基づき直ちに応急給水活動体制を確立し、応急給水活動を実施する。</p> <p>(2) 断水区域の早期解消を図るため、配水場、送配水管の被害状況及び大阪広域水道企業団の施設被害の状況把握を行う。</p> <p>(3) 把握した災害状況に基づき所要の資器材、復旧工程等についての復旧計画を策定する。</p>	<p>3 緊急通行車両等の確認等</p> <p>府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制を実施した場合は、<u>府及び</u>府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。</p> <p>なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。</p> <p>（略）</p> <p>第4 物資配送拠点の確保 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】</p> <p>1 物資配送拠点の選定</p> <p>市は、物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、<u>堺市総合防災センターを物資配送拠点とする。また、被災状況等により使用できない場合は</u>、物資配送拠点を以下の候補地から選定する。</p> <p>第13節 ライフラインの緊急対応</p> <p>第1 上水道施設 【上下水道局】</p> <p>1 堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）</p> <p>市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合またはその恐れがある場合は、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理対策本部を設置すると同時に、水道対策本部を設け、水道施設被害の応急復旧及び応急給水活動を統括する。</p> <p>（略）</p> <p>3 動員体制</p> <p>応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市上下水道局職員は、市内で震度5弱以上を観測した場合は、あらかじめ指定された場所に参集する。</p> <p>また、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、<u>職員派遣の要請があった場合</u>、職員の派遣に努める。</p> <p>4 応援体制</p> <p>本市上下水道局は、本市の人員体制等で対応が困難な場合は、日本水道協会大阪府支部、19大都市水道災害相互応援に関する覚書の応援幹事都市等を通じて、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。</p> <p>5 応急対策</p> <p>(1) 災害が発生し、給水機能が停止した場合は<u>又は停止</u>すると判断される場合は、応急給水活動計画に<u>基づく</u>活動体制を確立し、応急給水を<u>開始</u>する。</p> <p>(2) <u>早期に</u>断水解消を図るため、配水場、配水管の被害状況<u>を調査し</u>、大阪広域水道企業団の<u>用水供給状況及び当面の供給見込み情報を取得する。</u></p>

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第2 公共下水道施設 【上下水道局】</p> <p>1 堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）</p> <p>市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）を設置すると同時に、下水道対策本部を設け、下水道施設被害の復旧を総括する。</p> <p>（略）</p> <p>5 下水道施設の緊急調査</p> <p>下水道施設の緊急調査を行い、被災状況を把握するとともに、緊急措置の必要な箇所については速やかに対応する。</p> <p>（略）</p> <p>第3 電力施設 【関西電力株式会社】</p> <p>（略）</p> <p>第4 都市ガス施設 【大阪ガス株式会社】</p> <p>1 応急措置</p> <p>地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。</p> <p>水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。</p> <p>（略）</p> <p>第5 電気通信施設 【西日本電信電話株式会社等】</p> <p>1 情報の伝達</p> <p>地震災害のため通信が途絶し、又は利用の制限を行ったときは、通信の利用者等に広報を行うとともにに、必要な情報を関係機関へ連絡する。</p> <p>また、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合は、災害用伝言ダイヤルの提供を行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 応急措置</p> <p>震災等の大規模な災害が発生した場合は、被災状況の確認及び所内設備機器の応急保護を行うとともに、通信の確保にあたっては、災害発生後無線設備を主体として行う一時的応急措置と一時的応急措置完了後有線を主体として行う二次的応急措置に分け、次の各号の応急措置を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>第14節 交通の安全確保</p> <p>（略）</p> <p>第2 各施設管理者における対応 【建設局、各施設管理者】</p> <p>1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市交通局）</p> <p>(1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。</p>	<p>第2 公共下水道施設 【上下水道局】</p> <p>1 堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）</p> <p>市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合またはその恐れがある場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理対策本部を設置すると同時に、下水道対策本部、下水道施設対策本部を設け、下水道施設被害の復旧を総括する。</p> <p>（略）</p> <p>5 下水道施設の緊急調査</p> <p>下水道施設の緊急調査を行い、被災状況を把握し、緊急措置の必要な箇所については速やかに対応する。</p> <p>（略）</p> <p>第3 電力施設 【関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社】</p> <p>（略）</p> <p>第4 都市ガス施設 【大阪ガス株式会社】</p> <p>1 応急措置</p> <p>地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講じ、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。</p> <p>水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行い、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。</p> <p>（略）</p> <p>第5 電気通信施設 【西日本電信電話株式会社等】</p> <p>1 情報の伝達</p> <p>地震災害のため通信が途絶し、又は利用の制限を行ったときは、通信の利用者等に広報を行い、必要な情報を関係機関へ連絡する。</p> <p>また、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合は、災害用伝言ダイヤルの提供を行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 応急措置</p> <p>震災等の大規模な災害が発生した場合は、被災状況の確認及び所内設備機器の応急保護を行い、通信の確保にあたっては、災害発生後無線設備を主体として行う一時的応急措置と一時的応急措置完了後有線を主体として行う二次的応急措置に分け、次の各号の応急措置を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>第14節 交通の安全確保</p> <p>（略）</p> <p>第2 各施設管理者における対応 【建設局、各施設管理者】</p> <p>1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社）</p> <p>(1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。</p>

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防局、警察署に通報し、出動の要請を行う。</p> <p>(3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行々とともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、大阪府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）</p> <p>(1) あらかじめ定めた基準により、警察等と連携し通行の禁止又は制限を実施する。</p> <p>(2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防局、警察署に通報し、出動の要請を行う。</p> <p>(3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。</p> <p>3 港湾施設、漁港施設（府）</p> <p>(1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。</p> <p>(2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防局、警察署、海上保安署に通報し、出動の要請を行う。</p> <p>(3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行々とともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて、消防局、警察署に通報し、出動の要請を行う。</p> <p>(3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行い、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、大阪府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）</p> <p>(1) あらかじめ定めた基準により、警察等と連携し通行の禁止又は制限を実施する。</p> <p>(2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて消防局、警察署に通報し、出動の要請を行う。</p> <p>(3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。</p> <p>3 港湾施設、漁港施設（府）</p> <p>(1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。</p> <p>(2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて消防局、警察署、海上保安署に通報し、出動の要請を行う。</p> <p>(3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行い、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第1節 災害救助法の適用</p> <p>(略)</p> <p>第1 法の適用 【危機管理室】</p> <p>(略)</p> <p>2 適用手続き</p> <p>災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。</p> <p>知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示するとともに内閣総理大臣に報告し、公示する。</p> <p>ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第1節 災害救助法の適用</p> <p>(略)</p> <p>第1 法の適用 【危機管理室】</p> <p>(略)</p> <p>2 適用手続き</p> <p>災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。</p> <p>知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示し内閣総理大臣に報告し、公示する。</p> <p>ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>第2節 指定避難所の開設・運営</p> <p>第1 指定避難所の開設 【危機管理室、区役所、教育委員会】</p> <p>指定避難所の開設は指定避難所の開設基準に基づき避難所対応職員が行い、開設とともに被災者の受入れにあたり、その状況を区災害対策本部等に報告する。</p> <p>また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など</p>	<p>第2節 指定避難所の開設・運営</p> <p>第1 指定避難所の開設 【危機管理室、区役所、教育委員会】</p> <p>指定避難所の開設は指定避難所の開設基準に基づき避難所対応職員が行い、開設して避難者の受入れにあたり、その状況を区災害対策本部等に報告する。</p> <p>また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>関係機関への要請、屋外指定避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。 指定避難所の開設にあたっては、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。</p> <p>1 指定避難所の開設基準</p> <p>(1) 本市の区域内において震度6弱以上の地震が観測されたとき (2) 大阪府の区域内において津波警報又は大津波警報が発表されたとき (3) (1)又は(2)に定めるもののほか、自身及び津波から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき (略)</p> <p>3 指定避難所開設にともなう報告事項</p> <p>災害対策本部長は、避難の勧告もしくは指示したとき、又は指定避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事、所轄の警察に次のことを報告する。 (略)</p> <p>4 指定避難所の閉鎖</p> <p>災害対策本部長は、下記の決定に基づき避難所対応職員に被災者を帰宅させる他、必要な措置をとるよう指示する。</p> <p>(1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が決定したとき (2) その他、市長が決定したとき * ただし、被災者のうちで住居が全壊、全焼等により居住が困難な者については、指定避難所を縮小して存続することも検討する。</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営 【健康福祉局、区役所、教育委員会】 (略)</p> <p>1 避難受入れの対象者 (略)</p> <p>(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者 ア 避難勧告・指示(緊急)が発せられた場合 イ 避難勧告・指示(緊急)は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合 (略)</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促すとともに、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。 また、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性的マイ</p>	<p>関係機関への要請、屋外指定避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。 指定避難所の開設にあたっては、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。 <u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。</u> <u>併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>1 指定避難所の開設基準</p> <p>(1) 本市の区域内において震度6弱以上の地震が観測されたとき (2) 大阪府の区域内において津波警報又は大津波警報が発表されたとき (3) (1)又は(2)に定めるもののほか、自身及び津波から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき (略)</p> <p>3 指定避難所開設にともなう報告事項</p> <p>災害対策本部長は、避難を指示したとき、又は指定避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事、所轄の警察に次のことを報告する。 (略)</p> <p>4 指定避難所の閉鎖</p> <p>災害対策本部長は、下記の決定に基づき避難所対応職員に被災者を帰宅させる他、必要な措置をとるよう指示する。</p> <p>(1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が決定したとき (2) その他、市長が決定したとき * ただし、<u>避難者</u>のうちで住居が全壊、全焼等により居住が困難な者については、指定避難所を縮小して存続することも検討する。</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営 【危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会】 (略)</p> <p>1 避難受入れの対象者 (略)</p> <p>(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者 ア 避難指示が発せられた場合 イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合 (略)</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促す、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。 また、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的少数者の方等避</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>ノリテの方等被災者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</p> <p>(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに府へ報告</p> <p>(略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施</p> <p>(7) 間仕切りの設置</p> <p>(8) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置）</p> <p>(9) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>(10) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮の徹底</p> <p>(11) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保</p> <p>(12) 女性用品、粉ミルク、液体ミルク、離乳食などの提供</p> <p>(13) トイレは仮設トイレを含めて男女別及び誰でも使えるトイレを設置し、洋式を配置</p> <p>(14) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る</p> <p>(15) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、避難行動要支援者の情報環境に配慮</p> <p>(16) アレルギーのある者、宗教上の食事に制限のある者への配慮</p> <p>(17) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>(18) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと</p>	<p>難者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による</u>指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</p> <p><u>物資受け取りに性別による制限を設けず、必要な人にわたるようにする。誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウトティングの禁止）、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。</u></p> <p>(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している<u>避難者</u>等に係る情報の把握並びに府へ報告</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施</p> <p>(6) 間仕切りの設置</p> <p>(7) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置）</p> <p>(8) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>(9) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底し、<u>獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること</u></p> <p>(10) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保</p> <p>(11) 女性用品、粉ミルク、液体ミルク、離乳食などの提供</p> <p>(12) トイレは仮設トイレを含めて男女別<u>トイレ</u>及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置 <u>女性トイレと男性トイレの割合は3：1を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備</u></p> <p>(13) <u>女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること</u></p> <p>(14) <u>避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること</u></p> <p>(15) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る</p> <p>(16) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、避難行動要支援者の情報環境に配慮</p> <p>(17) アレルギーのある者、宗教上の食事に制限のある者への配慮</p> <p>(18) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>(19) 各指定避難所の運営者と、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>(20) <u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、危機管理室と保健所が連</u></p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>3 避難所生活長期化に対応する環境整備 （略） （3）避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止） （略）</p> <p>第5 広域的避難の受入れ 【危機管理室】 1 広域避難 市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。 （略）</p> <p>第3節 緊急物資の供給 （略） 市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に配慮する。 また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。 市及び府は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。 なお、市は府に要請することができるとともに、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>第1 給水活動 【上下水道局】 （略） 1 市における給水活動 （1）被害状況の把握 災害が発生し、給水機能が停止すると判断される場合又は停止した場合は、応急給水班は直ちに被害状況を把握し、応急給水活動計画に基づき給水活動体制の確立を図る。</p>	<p><u>携し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>3 避難所生活長期化に対応する環境整備 （略） （3）避難して助かった避難者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止） （略）</p> <p>第5 広域的避難の受入れ 【危機管理室】 1 広域避難 市が被災した場合は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。 （略）</p> <p>第3節 緊急物資の供給 （略） 市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、<u>その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、</u>相互に協力するよう努める。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過で変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、</u>夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、要配慮者や男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮する。 また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。 市及び府は、<u>備蓄物資の状況等を踏まえ、</u>供給すべき物資が不足し、<u>自ら調達することが困難</u>であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。 なお、市は府に要請することができ、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>第1 給水活動 【上下水道局】 （略） 1 市における給水活動 （1）被害状況の把握 災害が発生し、給水機能が停止した場合は<u>又は停止</u>すると判断される場合は、応急給水活動計画に基づき<u>活動体制を確立し、速やかに応急給水を開始する。</u></p>

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>(3) 給水所（給水拠点）の設置 災害に起因する急性期医療を実施する指定施設を主として、同様の医療を実施する災害医療協力病院、指定避難所を対象とする。</p> <p>(4) 応急給水の実施</p> <p>(略)</p> <p>イ 給水方法 急性期医療施設及び災害医療協力病院については、給水タンク車から直接施設等へ給水を行い、指定避難所においては、給水タンク車から簡易給水タンクへ給水を行う。</p> <p>ウ 応急給水栓設置による給水 断水地域の状況及び水道施設の復旧状況により、消火栓又は応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水質検査を行うとともに次のとおり応急給水を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 大阪広域水道企業団との連携 市及び大阪広域水道企業団は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、相互応援体制を構築する。</p> <p>3 大都市水道局への要請 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書による応援幹事都市に応援を要請する。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 給水所（給水拠点、運搬給水対象施設） 災害に起因する急性期医療を実施する指定施設を優先して、同様の医療を実施する災害医療協力病院、指定避難所を対象とする。</p> <p>(4) 応急給水の実施</p> <p>(略)</p> <p>イ 給水方法 指定医療施設及び災害医療協力病院については、給水タンク車から直接施設等へ給水を行い、指定避難所においては、給水タンク車から簡易給水タンクへ給水を行う。</p> <p>ウ 応急給水栓設置による給水 断水地域の状況及び水道施設の復旧状況により、消火栓又は応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水質検査を行い次のとおり応急給水を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 府内水道（用水供給）事業者との連携 市及び府内水道（用水供給）事業者は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、相互応援体制を構築する。</p> <p>3 大都市水道局への要請 日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市への応援を要請し 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書による応援幹事都市に応援を要請する。</p> <p>4 協定提携締結先の民間事業者への要請 災害協定を締結している民間事業者に対して、応急給水等の支援を要請する。</p>
<p>第2 食料・生活必需品の供給 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】</p> <p>(略)</p> <p>2 供給体制 避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要があると想定される場合は、危機管理センター内に物資供給チームを設置し、区災害対策本部からの避難所等の情報に基づき、府、協定企業等への物資の要請や配送計画の立案を行う。さらに、民間事業者等と連携し、物資配送拠点で物資集積、仕分けを行うとともに、避難所等へ食料を供給する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 その他の防災関係機関 【各防災関係機関】 防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 食料・生活必需品の供給 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】</p> <p>(略)</p> <p>2 供給体制 避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要があると想定される場合は、危機管理センター内に物資供給チームを設置し、区災害対策本部からの避難所等の情報に基づき、府、協定企業等への物資の要請や配送計画の立案を行う。さらに、民間事業者等と連携し、物資配送拠点で物資集積、仕分けを行い、避難所等へ食料を供給する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 その他の防災関係機関 【各防災関係機関】 防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。 ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図り、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(新設)</p> <p>4 近畿経済産業局 生活必需品等を取扱う業者・団体と調整</p> <p>5 関西広域連合 救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保</p> <p>第4節 保健衛生活動 (略)</p> <p>市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、府及び市は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。</p> <p>府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行う。</p> <p>第1 防疫活動 【健康福祉局】</p> <p>市及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 一類感染症、二類感染症及び指定感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第4 被災者の健康維持活動 【健康福祉局】</p> <p>市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。</p> <p>特に、高齢者、障害者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6 動物保護等の実施 【健康福祉局】 (略)</p> <p>2 指定避難所における動物の適正な飼育</p> <p>市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物愛護の啓発及び環境衛生維持の支援に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>4 <u>経済産業省</u> <u>被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整</u></p> <p>5 近畿経済産業局 生活必需品等を取扱う業者・団体と調整</p> <p>6 関西広域連合 救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保</p> <p>第4節 保健衛生活動 (略)</p> <p>市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、府及び市は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。</p> <p>府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行う。</p> <p>第1 防疫活動 【健康福祉局】</p> <p>市及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。<u>また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 一類感染症、二類感染症及び指定感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保し、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第4 被災者の健康維持活動 【健康福祉局】</p> <p>市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握し、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。</p> <p>特に、高齢者、障害者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6 動物保護等の実施 【健康福祉局】 (略)</p> <p>2 指定避難所における動物の適正な飼育</p> <p>市は、飼主と避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物愛護の啓発及び環境衛生維持の支援に努める。</p> <p>(略)</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第5節 避難行動要支援者支援 （略）</p> <p>市は、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p> <p>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 【健康福祉局、危機管理室、区役所】</p> <p>1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握</p> <p>(1) 災害発生直後には、市、民生委員児童委員、警察をはじめ、地域住民や自主防災組織が総力を挙げて行う在宅避難行動要支援高齢者、障害者その他避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難誘導の実施に努める。また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第2 被災した高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への支援活動 【健康福祉局、文化観光局、区役所】 （略）</p> <p>3 広域支援体制の確立</p> <p>市は、高齢者、障害者等の要配慮者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告するとともに必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 社会秩序の維持 （略）</p> <p>市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。</p> <p>第1 住民への呼びかけ 【市民人権局】</p> <p>市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、自治会活動を通じた住民への被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。</p> <p>第2 警戒活動の強化 【市民人権局】</p> <p>市及び警察署は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p> <p>第3 物価の安定及び物資の安定供給 【市民人権局】</p>	<p>第5節 避難行動要支援者支援 （略）</p> <p>市は、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努め、継続した福祉サービスの提供を行う。</p> <p>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 【健康福祉局、危機管理室、区役所】</p> <p>1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握</p> <p>(1) 災害発生直後には、市、民生委員児童委員、警察をはじめ、地域住民や自主防災組織が総力を挙げて行う在宅避難行動要支援高齢者、障害者その他避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難誘導の実施に努める。また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第2 被災した高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への支援活動 【健康福祉局、文化観光局、区役所】 （略）</p> <p>3 広域支援体制の確立</p> <p>市は、高齢者、障害者等の要配慮者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告し必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 社会秩序の維持 （略）</p> <p>市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図り、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。</p> <p>第1 住民への呼びかけ 【市民人権局】</p> <p>市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、自治会を通じた住民への被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供し、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。</p> <p>第2 警戒活動の強化 【市民人権局】</p> <p>市は、被災地及びその周辺において、府警察や自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保、社会的混乱の抑制に努める。</p> <p>第3 物価の安定及び物資の安定供給 【市民人権局】</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>1 物価の監視</p> <p>市（消費生活センター）は、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 ライフラインの確保</p> <p>災害により途絶したライフライン施設について、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。</p> <p>第1 上水道施設 【上下水道局】</p> <p>1 堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）</p> <p>市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）を設置すると同時に、水道対策本部を設け、水道施設被害の応急復旧及び応急給水活動を統括する。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 3 応援体制</p> <p>本市上下水道局は、本市の人員体制等で対応が困難な場合は、日本水道協会大阪府支部、19大都市水道災害相互応援に関する覚書の応援幹事都市等を通じて、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。</p> <p>4 4 応急対策</p> <p>(1) 復旧状況に基づき応急給水活動体制、応急給水活動の見直しを行う。</p> <p>(2) 断水区域の早期解消を図るため、配水場等の応急復旧、送配水管等の管路の応急復旧及び給水装置の応急復旧を順次行う。</p> <p>(3) 復旧状況に基づき、随時復旧計画の見直しを行う。</p> <p>5 5 広報</p> <p>被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、上下水道局のホームページやSNS等の広報媒体もあわせて活用し、幅広い広報に努める。</p> <p>第2 公共下水道施設 【上下水道局】</p> <p>1 堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）</p> <p>市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）を設置すると同時に、下水道対策本部を設け、下水道施設被害の復旧を総括する。</p>	<p>(略)</p> <p>1 物価の監視</p> <p>市（消費生活センター）は、物価の動きを調査、監視し、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 ライフラインの確保</p> <p>災害により途絶したライフライン施設について、速やかに復旧を進め応急供給、サービス提供を行うものとする。</p> <p>第1 上水道施設 【上下水道局】</p> <p>市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合またはその恐れがある場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理対策本部を設置すると同時に、水道対策本部を設け、水道施設被害の応急復旧活動を統括する。</p> <p>(略)</p> <p>3 動員体制</p> <p><u>応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市上下水道局職員は、市内で震度5弱以上を観測した場合は、あらかじめ指定された場所に参集する。</u></p> <p><u>また、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、職員派遣の要請があった場合、職員の派遣に努める。</u></p> <p>4 応援体制</p> <p>本市上下水道局は、本市の人員体制等で対応が困難な場合は、日本水道協会大阪府支部を通じて、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。</p> <p>5 応急対策</p> <p>(1) 復旧状況に基づき応急給水の活動内容及び体制の見直しを行う。</p> <p>(2) 早期に断水解消を図るため、配水場等施設の応急復旧、配水管等の管路の応急復旧を行う。</p> <p>(3) <u>給水装置の暫定機能回復(敷地内1栓確保)を順次行う。</u></p> <p>6 広報</p> <p>被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、上下水道局のホームページやSNS等の広報媒体もあわせて活用し、幅広い広報に努める。</p> <p>第2 公共下水道施設 【上下水道局】</p> <p>1 堺市上下水道局危機管理対策本部</p> <p>市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合またはその恐れがある場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理対策本部を設置すると同時に、<u>下水道管路対策本部</u>、下水道施設対策本部を設け、下水道施設被害の復旧を総括する。</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>第3 電力施設 【関西電力株式会社】</p> <p>1 応急措置</p> <p>感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずる とともに、市、消防局、府、府警察及び付近住民に通報する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 都市ガス施設 【大阪ガス株式会社】</p> <p>1 応急措置</p> <p>地震により、ガスの漏えいによる二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険防止措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。</p> <p>水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした、被害予想地区の施設を重点的に監視する。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 交通の機能確保</p> <p>(略)</p> <p>第2 各施設管理者における復旧 【建設局、各施設管理者】</p> <p>1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社）</p> <p>(1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。</p> <p>(2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。</p> <p>(3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。</p> <p>2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）</p> <p>(1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。</p> <p>自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。</p> <p>(2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。</p> <p>(3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。</p> <p>(略)</p> <p>4 重要物流道路等における道路啓開等の支援</p> <p>国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>第3 電力施設 【関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社】</p> <p>1 応急措置</p> <p>感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じ、市、消防局、府、府警察及び付近住民に通報する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 都市ガス施設 【大阪ガス株式会社】</p> <p>1 応急措置</p> <p>地震により、ガスの漏えいによる二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険防止措置を講じ、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。</p> <p>水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行い、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした、被害予想地区の施設を重点的に監視する。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 交通の機能確保</p> <p>(略)</p> <p>第2 各施設管理者における復旧 【建設局、各施設管理者】</p> <p>1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社）</p> <p>(1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行い、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。</p> <p>(2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。</p> <p>(3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡し、報道機関を通じ広報する。</p> <p><u>(4) 長時間遮断時の優先開放。</u></p> <p>2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）</p> <p>(1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行い、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。</p> <p>自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。</p> <p>(2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。</p> <p>(3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡し、報道機関を通じ広報する。</p> <p>(略)</p> <p>4 地方管理道路における道路啓開等の支援</p> <p>国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、<u>地方管理</u>道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>第10節 応急住宅対策 (略)</p> <p>第1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施 【建築都市局】</p> <p>1 公共建築物等 市は、建築物及び敷地の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行<u>うとともに</u>、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。</p> <p>2 民間建築物等 市は、被害状況を府に報告<u>するとともに</u>、対象とする建築物、区域等を定めて、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に、建築物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。 府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請<u>するとともに</u>、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。 市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。</p> <p>第2 被災住宅応急復旧支援 【建築都市局】 (略)</p> <p>3 建設用資機材等の調達 被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図<u>るとともに</u>、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。 (略)</p> <p>第3 住宅確保対策 【建築都市局、健康福祉局】 (略)</p> <p>3 借上型仮設住宅の運営管理 市は、府の委任により、借上型仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、借上型仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め<u>るとともに</u>、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、借上型仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 (略)</p> <p>第4 住宅に関する相談窓口の設置等 【建築都市局】 (略)</p> <p>2 市及び府は民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努め<u>るとともに</u>、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第10節 応急住宅対策 (略)</p> <p>第1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施 【建築都市局】</p> <p>1 公共建築物等 市は、建築物及び敷地の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行<u>い</u>、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。</p> <p>2 民間建築物等 市は、被害状況を府に報告<u>し</u>、対象とする建築物、区域等を定めて、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に、建築物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。 府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請<u>し</u>、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。 市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。</p> <p>第2 被災住宅応急復旧支援 【建築都市局】 (略)</p> <p>3 建設用資機材等の調達 被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図<u>り</u>、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する (略)</p> <p>第3 住宅確保対策 【建築都市局、健康福祉局】 (略)</p> <p>3 借上型仮設住宅の運営管理 市は、府の委任により、借上型仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、借上型仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、借上型仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 (略)</p> <p>第4 住宅に関する相談窓口の設置等 【建築都市局】 (略)</p> <p>2 市及び府は民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努め、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第11節 応急教育等 （略）</p> <p>市（教育委員会）は、幼児・児童・生徒の安全を確保するとともに、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。 また、府は、私立学校等が公立学校に準じた措置を取るよう指導・助言する。 （略）</p> <p>第2 応急教育体制の確立 【教育委員会】 市（教育委員会）は、災害発生後すみやかに、幼児・児童・生徒に対して適切な措置を講ずるとともに、教育体制の必要最少限度の応急復旧を行う。</p> <p>1 報告・応急措置 校長は、次の事項について状況を把握し、教育委員会に報告するとともに必要な措置を講ずる。 （略）</p> <p>(2) 応急措置 ア 事態の発生とともに、その状況に応じ幼児・児童・生徒を適切に緊急避難させる。 （略）</p> <p>第3 学校給食の応急措置 【教育委員会】 校長はすみやかに被災状況を教育委員会に報告するとともに、教育委員会と協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。 （略）</p> <p>第12節 廃棄物の処理 （略）</p> <p>第1 し尿処理 【危機管理室、環境局、上下水道局】</p> <p>1 初期対応 （略）</p> <p>(3) 道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。 （略）</p> <p>3 処理活動 （略）</p> <p>(新設) (4) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。</p> <p>第2 ごみ処理 【環境局】</p>	<p>(略)</p> <p>第11節 応急教育等 （略）</p> <p>市（教育委員会）は、幼児・児童・生徒の安全を確保し、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。 また、府は、私立学校等が公立学校に準じた措置を取るよう指導・助言する。 （略）</p> <p>第2 応急教育体制の確立 【教育委員会】 市（教育委員会）は、災害発生後すみやかに、幼児・児童・生徒に対して適切な措置を講じ、教育体制の必要最少限度の応急復旧を行う。</p> <p>1 報告・応急措置 校長は、次の事項について状況を把握し、教育委員会に報告し必要な措置を講ずる。 （略）</p> <p>(2) 応急措置 ア 事態の発生で、その状況に応じ幼児・児童・生徒を適切に緊急避難させる。 （略）</p> <p>第3 学校給食の応急措置 【教育委員会】 校長はすみやかに被災状況を教育委員会に報告し、教育委員会と協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。 （略）</p> <p>第12節 廃棄物の処理 （略）</p> <p>第1 し尿処理 【危機管理室、環境局、上下水道局】</p> <p>1 初期対応 （略）</p> <p>(3) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。 （略）</p> <p>3 処理活動 （略）</p> <p>(4) 下水道処理施設において、し尿受け入れ体制の確保をはかる。 (5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。</p> <p>第2 ごみ処理 【環境局】</p>

災害応急対策 地震・津波編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>1 初期対応 （略） （3）道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。 （略）</p> <p>第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理 【環境局】</p> <p>1 初期対応 （略） （2）道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。 （略）</p> <p>2 処理活動 （略） （4）アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。 （略） （6）府（循環型社会推進室）、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び近隣市に協力を要請する。</p> <p>第13節 遺体対策 （略）</p> <p>第1 初期活動 【健康福祉局】 災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。 また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。 これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。 （略）</p> <p>第3 遺体の収容・安置 【区役所、健康福祉局】 検索を終えた遺体については、警察署等の協力を得て身元確認及び身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり遺体を収容・安置する。 （略）</p> <p>第14節 自発的支援の受入れ （略）</p> <p>第1 災害発生時におけるボランティアの活動 【健康福祉局、区役所】 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、NPO・ボランティ</p>	<p>1 初期対応 （略） （3）道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。 （略）</p> <p>第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理 【環境局】</p> <p>1 初期対応 （略） （2）道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。 （略）</p> <p>2 処理活動 （略） （4）アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。 （略） （6）府（循環型社会推進室）、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び近隣市に協力を要請する。<u>なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p> <p>第13節 遺体対策 （略）</p> <p>第1 初期活動 【健康福祉局】 災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努め、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。 また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。 これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。 （略）</p> <p>第3 遺体の収容・安置 【区役所、健康福祉局】 検索を終えた遺体については、警察署等の協力を得て身元確認及び身元引受人の発見に努め、次のとおり遺体を収容・安置する。 （略）</p> <p>第14節 自発的支援の受入れ （略）</p> <p>第1 災害発生時におけるボランティアの活動 【健康福祉局、区役所】 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>ア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p> <p>1 ボランティアの受入れ （略） （3）情報交換 被害の情報・応急措置等の情報を提供し、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携を図るとともに、ボランティアが得た情報を積極的に活用する。 （略）</p> <p>第2 義援金品の受付・配分 【危機管理室、財政局、市民人権局、会計室、区役所】 （略）</p> <p>2 義援物資 ア 義援物資の提供の申し入れがあった場合は、危機管理センター内に設置する物資供給チームにおいて内容、量、到着予定日等を聞きとるとともに、物資配送拠点への配送を依頼する。 （略）</p> <p>3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮 （略） ウ 市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。</p> <p>第3 海外からの支援の受入れ 【市長公室】 （略）</p>	<p>及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p> <p>1 ボランティアの受入れ （略） （3）情報交換 被害の情報・応急措置等の情報を提供し、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携を図り、ボランティアが得た情報を積極的に活用する。 （略）</p> <p>第2 義援金品の受付・配分 【危機管理室、財政局、市民人権局、会計室、区役所】 （略）</p> <p>2 義援物資 ア 義援物資の提供の申し入れがあった場合は、危機管理センター内に設置する物資供給チームにおいて内容、量、到着予定日等を聞きとり、物資配送拠点への配送を依頼する。 （略）</p> <p>3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮 （略） ウ 市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理し、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。</p> <p>第3 海外からの支援の受入れ 【市長公室、文化観光局】 （略）</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））		今回修正																																																																																																																							
<p>災害応急対策 風水害編 第1章 災害警戒期の活動 第1節 気象予警報等の伝達 (略) 第1 気象予警報等 1 大阪管区気象台の発表する予警報等 【危機管理室、大阪管区気象台】 大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。 その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度、その切迫度を伝える情報をわかりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</p> <p>(1) 警報及び注意報 (略) 【警報・注意報発表基準一覧表】</p>		<p>災害応急対策 風水害編 第1章 災害警戒期の活動 第1 気象予警報等の伝達 (略) 第1 気象予警報等 1 大阪管区気象台の発表する予警報等 【危機管理室、大阪管区気象台】 大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。 その際、<u>災害の危険度が高まる地域を示す等</u>、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度、その切迫度を伝える<u>キキクル（危険度分布）等</u>の情報をわかりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</p> <p>(1) 警報及び注意報 (略) 【警報・注意報発表基準一覧表】</p>																																																																																																																							
<table border="1"> <tr><td>発表官署</td><td colspan="3">大阪管区気象台</td></tr> <tr><td>府県予報区</td><td colspan="3">大阪府</td></tr> <tr><td>一次細分区域</td><td colspan="3">大阪府</td></tr> <tr><td>二次細分区域</td><td colspan="3">堺市</td></tr> <tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td colspan="3">泉州</td></tr> <tr><td rowspan="10">警報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>(浸水害)</td><td>表面雨量指数基準</td><td>16</td></tr> <tr><td>(土砂災害)</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>123</td></tr> <tr><td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>西除川流域=9.7, 東除川流域=6.4, 石津川流域=23.2, 和田川流域=8.4</td></tr> <tr><td>複合基準*1</td><td>西除川流域=(8, 9.2), 石津川流域=(8, 13.3)</td></tr> <tr><td></td><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>大和川下流[柏原]</td></tr> <tr><td rowspan="2">暴風</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上：20m/s</td></tr> <tr><td>海上：25m/s</td></tr> <tr><td rowspan="2">暴風雪</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上：20m/s 雪を伴う</td></tr> <tr><td>海上：25m/s 雪を伴う</td></tr> <tr><td>大雪</td><td>降雪の深さ</td><td>12時間降雪の深さ 10cm</td></tr> <tr><td>波浪</td><td>有義波高</td><td>3.0m</td></tr> <tr><td>高潮</td><td>潮位</td><td>標高 2.2m の高さ</td></tr> <tr><td rowspan="2">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>9</td></tr> <tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>95</td></tr> </table>		発表官署	大阪管区気象台			府県予報区	大阪府			一次細分区域	大阪府			二次細分区域	堺市			市町村等をまとめた地域	泉州			警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	123	洪水	流域雨量指数基準	西除川流域=9.7, 東除川流域=6.4, 石津川流域=23.2, 和田川流域=8.4	複合基準*1	西除川流域=(8, 9.2), 石津川流域=(8, 13.3)		指定河川洪水予報による基準	大和川下流[柏原]	暴風	平均風速	陸上：20m/s	海上：25m/s	暴風雪	平均風速	陸上：20m/s 雪を伴う	海上：25m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	波浪	有義波高	3.0m	高潮	潮位	標高 2.2m の高さ	注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	土壌雨量指数基準	95	<table border="1"> <tr><td>発表官署</td><td colspan="3">大阪管区気象台</td></tr> <tr><td>府県予報区</td><td colspan="3">大阪府</td></tr> <tr><td>一次細分区域</td><td colspan="3">大阪府</td></tr> <tr><td>二次細分区域</td><td colspan="3">堺市</td></tr> <tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td colspan="3">泉州</td></tr> <tr><td rowspan="10">警報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>(浸水害)</td><td>表面雨量指数基準</td><td>17</td></tr> <tr><td>(土砂災害)</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>123</td></tr> <tr><td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>西除川流域=10.5, 東除川流域=8.8, 石津川流域=24.7, 和田川流域=11.1</td></tr> <tr><td>複合基準*1</td><td>西除川流域=(7, 9.4)</td></tr> <tr><td></td><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>大和川下流[柏原]</td></tr> <tr><td rowspan="2">暴風</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上：20m/s</td></tr> <tr><td>海上：25m/s</td></tr> <tr><td rowspan="2">暴風雪</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上：20m/s 雪を伴う</td></tr> <tr><td>海上：25m/s 雪を伴う</td></tr> <tr><td>大雪</td><td>降雪の深さ</td><td>12時間降雪の深さ：<u>平地 10cm</u> <u>山地 20cm</u></td></tr> <tr><td>波浪</td><td>有義波高</td><td>3.0m</td></tr> <tr><td>高潮</td><td>潮位</td><td>標高 2.2m の高さ</td></tr> <tr><td rowspan="2">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>9</td></tr> <tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>95</td></tr> </table>		発表官署	大阪管区気象台			府県予報区	大阪府			一次細分区域	大阪府			二次細分区域	堺市			市町村等をまとめた地域	泉州			警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	123	洪水	流域雨量指数基準	西除川流域=10.5, 東除川流域=8.8, 石津川流域=24.7, 和田川流域=11.1	複合基準*1	西除川流域=(7, 9.4)		指定河川洪水予報による基準	大和川下流[柏原]	暴風	平均風速	陸上：20m/s	海上：25m/s	暴風雪	平均風速	陸上：20m/s 雪を伴う	海上：25m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ： <u>平地 10cm</u> <u>山地 20cm</u>	波浪	有義波高	3.0m	高潮	潮位	標高 2.2m の高さ	注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	土壌雨量指数基準	95
発表官署	大阪管区気象台																																																																																																																								
府県予報区	大阪府																																																																																																																								
一次細分区域	大阪府																																																																																																																								
二次細分区域	堺市																																																																																																																								
市町村等をまとめた地域	泉州																																																																																																																								
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16																																																																																																																					
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	123																																																																																																																					
	洪水	流域雨量指数基準	西除川流域=9.7, 東除川流域=6.4, 石津川流域=23.2, 和田川流域=8.4																																																																																																																						
		複合基準*1	西除川流域=(8, 9.2), 石津川流域=(8, 13.3)																																																																																																																						
		指定河川洪水予報による基準	大和川下流[柏原]																																																																																																																						
	暴風	平均風速	陸上：20m/s																																																																																																																						
			海上：25m/s																																																																																																																						
	暴風雪	平均風速	陸上：20m/s 雪を伴う																																																																																																																						
			海上：25m/s 雪を伴う																																																																																																																						
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm																																																																																																																						
波浪	有義波高	3.0m																																																																																																																							
高潮	潮位	標高 2.2m の高さ																																																																																																																							
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9																																																																																																																						
		土壌雨量指数基準	95																																																																																																																						
発表官署	大阪管区気象台																																																																																																																								
府県予報区	大阪府																																																																																																																								
一次細分区域	大阪府																																																																																																																								
二次細分区域	堺市																																																																																																																								
市町村等をまとめた地域	泉州																																																																																																																								
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17																																																																																																																					
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	123																																																																																																																					
	洪水	流域雨量指数基準	西除川流域=10.5, 東除川流域=8.8, 石津川流域=24.7, 和田川流域=11.1																																																																																																																						
		複合基準*1	西除川流域=(7, 9.4)																																																																																																																						
		指定河川洪水予報による基準	大和川下流[柏原]																																																																																																																						
	暴風	平均風速	陸上：20m/s																																																																																																																						
			海上：25m/s																																																																																																																						
	暴風雪	平均風速	陸上：20m/s 雪を伴う																																																																																																																						
			海上：25m/s 雪を伴う																																																																																																																						
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ： <u>平地 10cm</u> <u>山地 20cm</u>																																																																																																																						
波浪	有義波高	3.0m																																																																																																																							
高潮	潮位	標高 2.2m の高さ																																																																																																																							
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9																																																																																																																						
		土壌雨量指数基準	95																																																																																																																						

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））			今回修正														
洪水	流域雨量指数基準	西除川流域= 7.8 , 東除川流域= 4.5 , 石津川流域= 18.6 , 和田川流域= 6.7	洪水	流域雨量指数基準	西除川流域= <u>8.4</u> , 東除川流域= <u>7</u> , 石津川流域= <u>19.7</u> , 和田川流域= <u>8.8</u>												
	複合基準*1	西除川流域=(8, 6.6), 東除川流域=(5, 4.5) 石津川流域=(8, 12) , 和田川流域=(5, 6.7)		複合基準*1	西除川流域=(<u>7, 6.7</u>), 東除川流域=(5, <u>7</u>) 和田川流域=(5, 6. <u>2</u>)												
	指定河川洪水予報による基準	大和川下流[柏原]		指定河川洪水予報による基準	大和川下流[柏原]												
強風	平均風速	陸上：12m/s 海上：15m/s	強風	平均風速	陸上：12m/s 海上：15m/s												
風雪	平均風速	陸上：12m/s 雪を伴う 海上：15m/s 雪を伴う	風雪	平均風速	陸上：12m/s 雪を伴う 海上：15m/s 雪を伴う												
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm												
波浪	有義波高	1.5m	波浪	有義波高	1.5m												
高潮	潮位	標高 1.5m の高さ	高潮	潮位	標高 1.5m の高さ												
雷	落雷等により被害が予想される場合		雷	落雷等により被害が予想される場合													
融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合		融雪														
濃霧	視程	陸上：100m	濃霧	視程	陸上：100m												
		海上：500m			海上：500m												
(略) 【解説】 (略) (9) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定 しているが、本表には堺市の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。 (略) (2) 特別警報 (略)			(略) 【解説】 (略) (9) <u>土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出</u> しているが、本表には堺市の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。 (略) (2) 特別警報 (略)														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>			現象の種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、 若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。 災害が すでに 発生している状況であり、命を守るための 最善の行動をとる 必要があることを示す警戒レベル5に相当。	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合。 災害が発生<u>又は切迫</u>している状況であり、命の危険が<u>あり直ちに安全を確保する</u>必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>			現象の種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合。 災害が発生 <u>又は切迫</u> している状況であり、命の危険が <u>あり直ちに安全を確保する</u> 必要があることを示す警戒レベル5に相当。	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
現象の種類	発表基準																
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、 若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。 災害が すでに 発生している状況であり、命を守るための 最善の行動をとる 必要があることを示す警戒レベル5に相当。																
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																
現象の種類	発表基準																
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合。 災害が発生 <u>又は切迫</u> している状況であり、命の危険が <u>あり直ちに安全を確保する</u> 必要があることを示す警戒レベル5に相当。																
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））		今回修正															
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。 危険な場所から全員 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。														
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合														
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合														
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合														
(略)		(略)															
(3) 気象情報 気象等の予報に係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、 各地の気象台が担当地域を対象に 発表する。		(3) 気象情報 気象等の予報に係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、 気象庁が 発表する。															
(4) 気象予警報等の関係機関への伝達経路 気象予警報等は【別図1-1】、 特別警報は【別図1-2】 の伝達経路による。		(4) 気象予警報等の関係機関への伝達経路 気象予警報等は【別図1-1】の伝達経路による。															
(5) 水位周知河川における水位到達情報 府が指定する水位情報周知河川（石津川、西除川、東除川）について、避難判断水位及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警報水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知 するとともに 、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。		(5) 水位周知河川における水位到達情報 府が指定する水位情報周知河川（石津川、西除川、東除川）について、避難判断水位及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警報水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知 し 、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>標題（種類）</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫警戒情報（洪水警報）</td> <td>いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報（洪水警報）</td> <td>いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報（洪水警報）</td> <td>洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	標題（種類）	発表基準	氾濫警戒情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	氾濫危険情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、 命を守るための最善の行動をとる 必要があることを示す警戒レベル5に相当。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>標題（種類）</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫警戒情報（洪水警報）</td> <td>いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報（洪水警報）</td> <td>いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報（洪水警報）</td> <td>洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	標題（種類）	発表基準	氾濫警戒情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の 危険な場所からの 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	氾濫危険情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 危険な場所から全員 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、 命の危険があり直ちに安全を確保する 必要があることを示す警戒レベル5に相当。
標題（種類）	発表基準																
氾濫警戒情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																
氾濫危険情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																
氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、 命を守るための最善の行動をとる 必要があることを示す警戒レベル5に相当。																
標題（種類）	発表基準																
氾濫警戒情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の 危険な場所からの 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																
氾濫危険情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 危険な場所から全員 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																
氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、 命の危険があり直ちに安全を確保する 必要があることを示す警戒レベル5に相当。																
(6) 大和川洪水予報 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同して実施する。 洪水予報の関係機関への伝達経路は、【別図1- 3 】による。		(6) 大和川洪水予報 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同して実施する。 洪水予報の関係機関への伝達経路は、【別図1- 2 】による。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>標題（種類）</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報</td> <td>いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に</td> </tr> </tbody> </table>	標題（種類）	発表基準	氾濫注意情報	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位 （警戒水位） に	<table border="1"> <thead> <tr> <th>標題（種類）</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報（洪水注意報）</td> <td>いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等</td> </tr> </tbody> </table>	標題（種類）	発表基準	氾濫注意情報（洪水注意報）	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等								
標題（種類）	発表基準																
氾濫注意情報	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位 （警戒水位） に																
標題（種類）	発表基準																
氾濫注意情報（洪水注意報）	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等																

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））		今回修正	
（洪水注意報）	達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	氾濫警戒情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の 危険な場所からの 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫危険情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 危険な場所から全員 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命 の危険があり直ちに安全を確保する 必要があることを示す警戒レベル5に相当。
（略）		（略）	
(7) 水防警報（【別図1-4】の伝達経路による。）		(7) 水防警報（【別図1-3】の伝達経路による。）	
ア 国土交通大臣が発表する水防警報 国土交通大臣が指定した大和川に、洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、大和川河川事務所長が発表する。		ア 国土交通大臣が発表する水防警報 国土交通大臣が指定した大和川、石川、曾我川、佐保川に、洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、大和川河川事務所長が発表する。	
（略）		（略）	
(8) 火災気象通報		(8) 火災気象通報	
（略）		（略）	
イ 通報内容及び時刻		イ 通報内容及び時刻	
（略）		（略）	
また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代える。		また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。	
2 大雨警報・洪水警報の危険度分布等		2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	
警報の危険度分布等の概要		キキクル等の種類と概要	
種類	概要	種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（ 土砂災害警戒判定メッシュ情報 ）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫） 「極めて危険」（濃い紫） ：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レ	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）： 危険な場所からの 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等 は危険な場所から の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））		今回修正	
	ベル2に相当。		※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	<u>浸水キキクル</u> （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<u>洪水キキクル</u> （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）： <u>危険な場所からの</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等 <u>は危険な場所から</u> の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

3 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難**勧告**や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難**勧告**等必要な措置を講ずる。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）

※土砂災害警戒情報の留意点

（略）

3 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難**指示**や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難**指示**等必要な措置を講ずる。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）

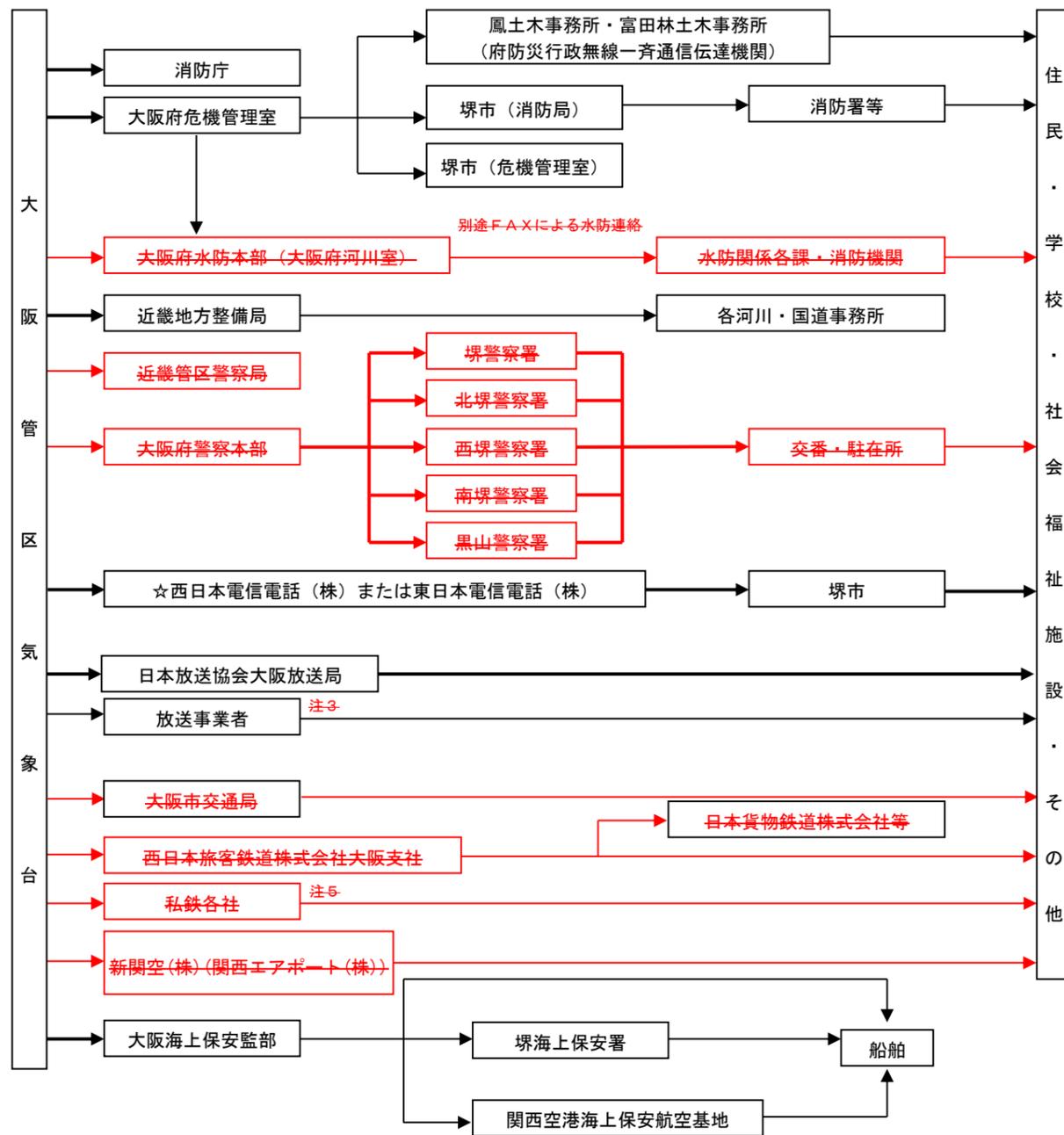
※土砂災害警戒情報の留意点

（略）

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</p> <p>(2) 伝達体制 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路は、【別図1-5】による。</p> <p>4 異常現象発見時の通報 (略) (3) 市の通報 市が通報を受けたときは、直ちに大阪管区気象台、府出先機関又は府（本庁関係課）に通報する とともに、住民に対して周知徹底を図るものとする。 (略)</p> <p>第2 住民への周知 【市長公室、危機管理室、区役所】 市は、堺市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。 特に台風時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。</p>	<p>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告<u>指示</u>等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告<u>指示</u>の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</p> <p>(2) 伝達体制 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路は、【別図1-5<u>4</u>】による。</p> <p>4 異常現象発見時の通報 (略) (3) 市の通報 市が通報を受けたときは、直ちに大阪管区気象台、府出先機関又は府（本庁関係課）に通報し<u>、</u> 住民に対して周知徹底を図るものとする。 (略)</p> <p>第2 住民への周知 【市長公室、危機管理室、区役所】 市は、堺市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して予警報を伝達する。<u>また</u>、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。 特に台風時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。 <u>また、市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。</u> <u>府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。</u> <u>道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。</u></p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））

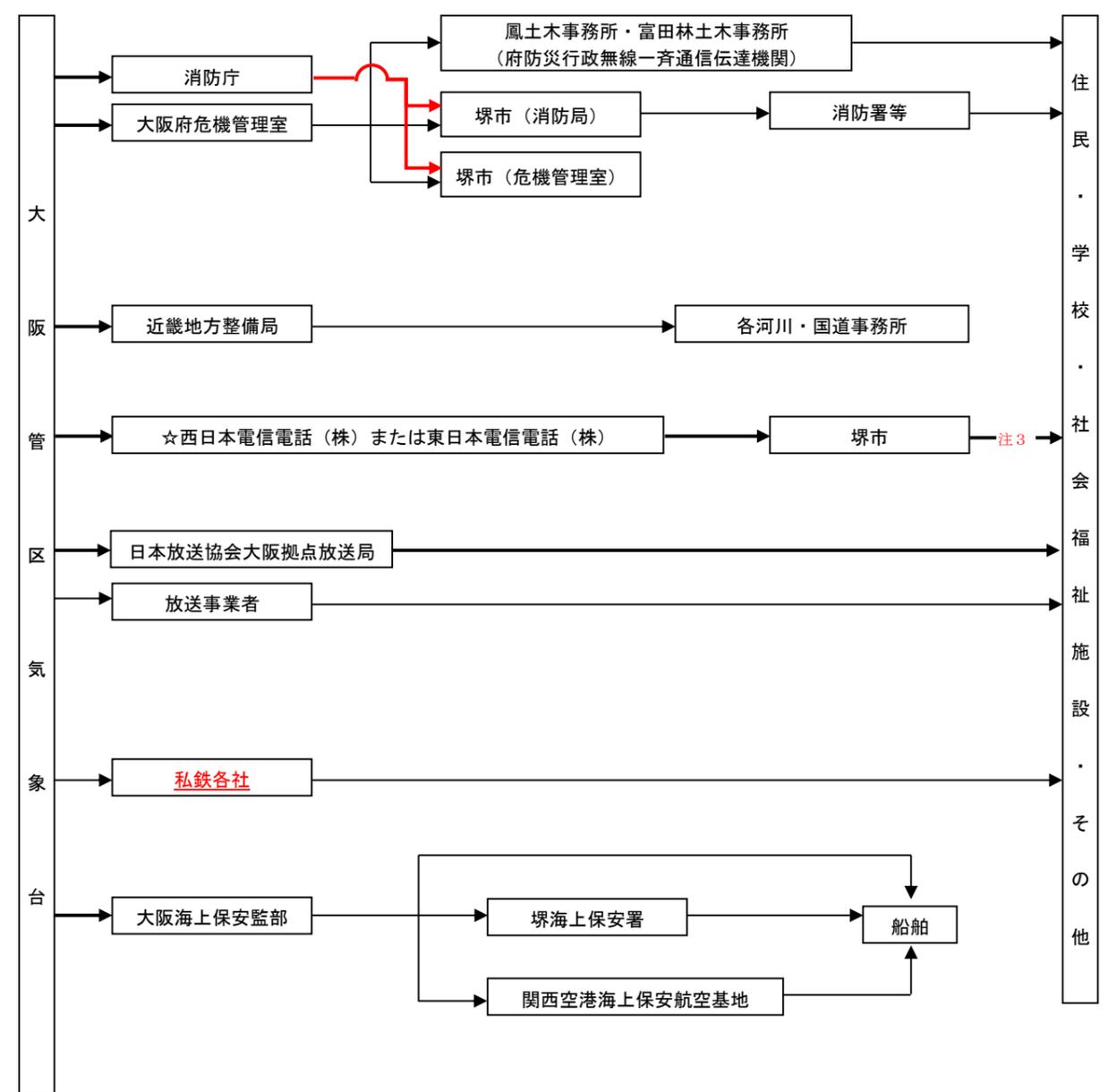
【別図1-1】 気象予警報等の関係機関への伝達経路



(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、特別警報、警報のみ
 3 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、美面 FM まちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM80 (FMCO.CO.LO) の11社である。
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。
 6 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

今回修正

【別図1-1】 気象予警報等の関係機関への伝達経路

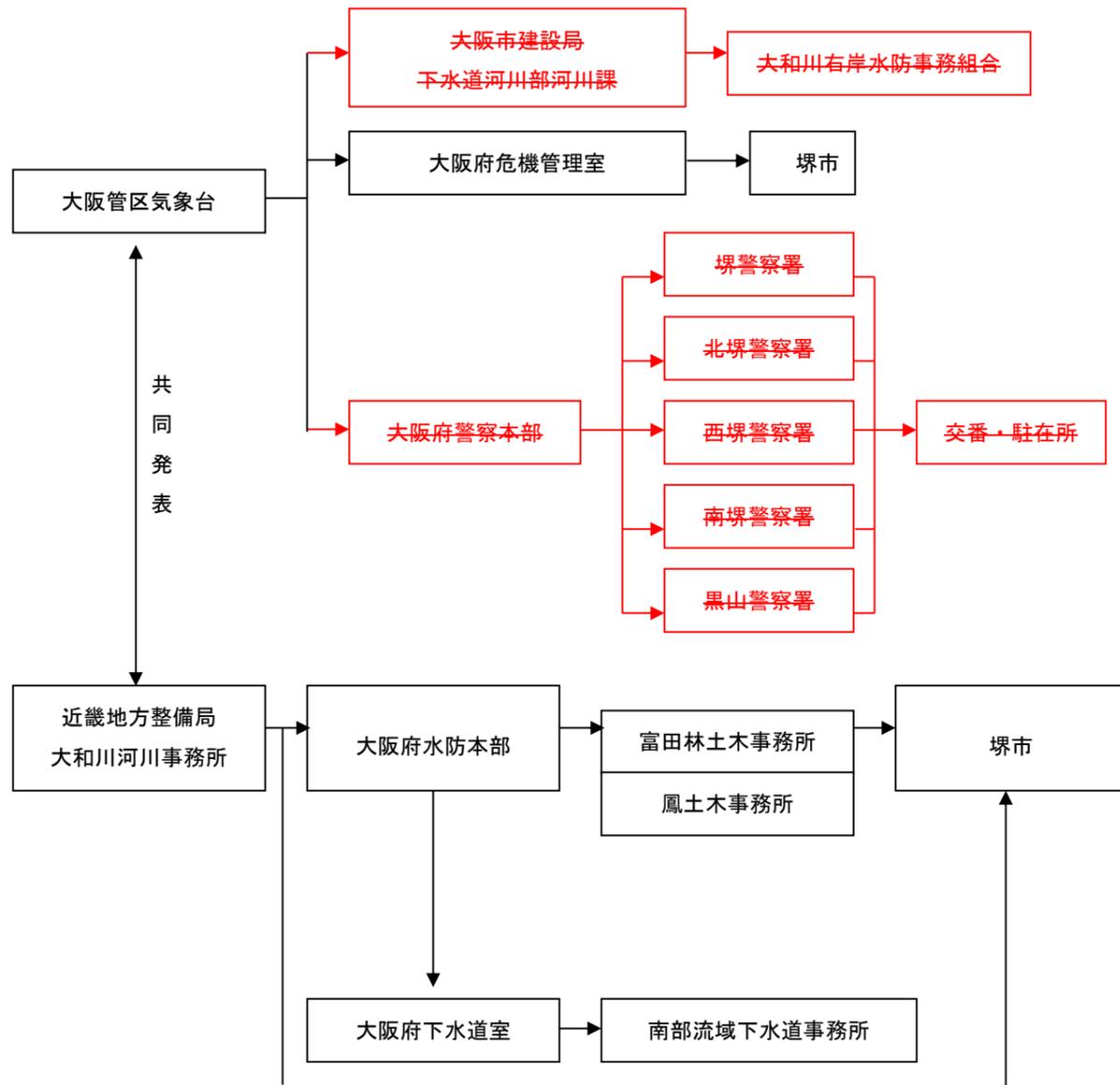


(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、特別警報、警報のみ
 3 特別警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。(気象業務法第15条の2)

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>【別図1-2】気象特別警報の関係機関への伝達経路</p> <pre> graph LR A[大阪管区気象台] --> B[近畿管区警察局] A --> C[NTT西日本] A --> D[大阪府危機管理室] A --> E[消防庁] A --> F[近畿地方整備局] A --> G[報道機関] A --> H[日本放送協会大阪放送局] A --> I[大阪海上保安監部] B --> J[堺市] C --> J D --> J E --> J F --> J G --> K[住民] H --> K I --> L[関係船舶] J --> K </pre> <p>(注) 1-二重線で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。 2-二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。</p>	<p>(削除)</p>

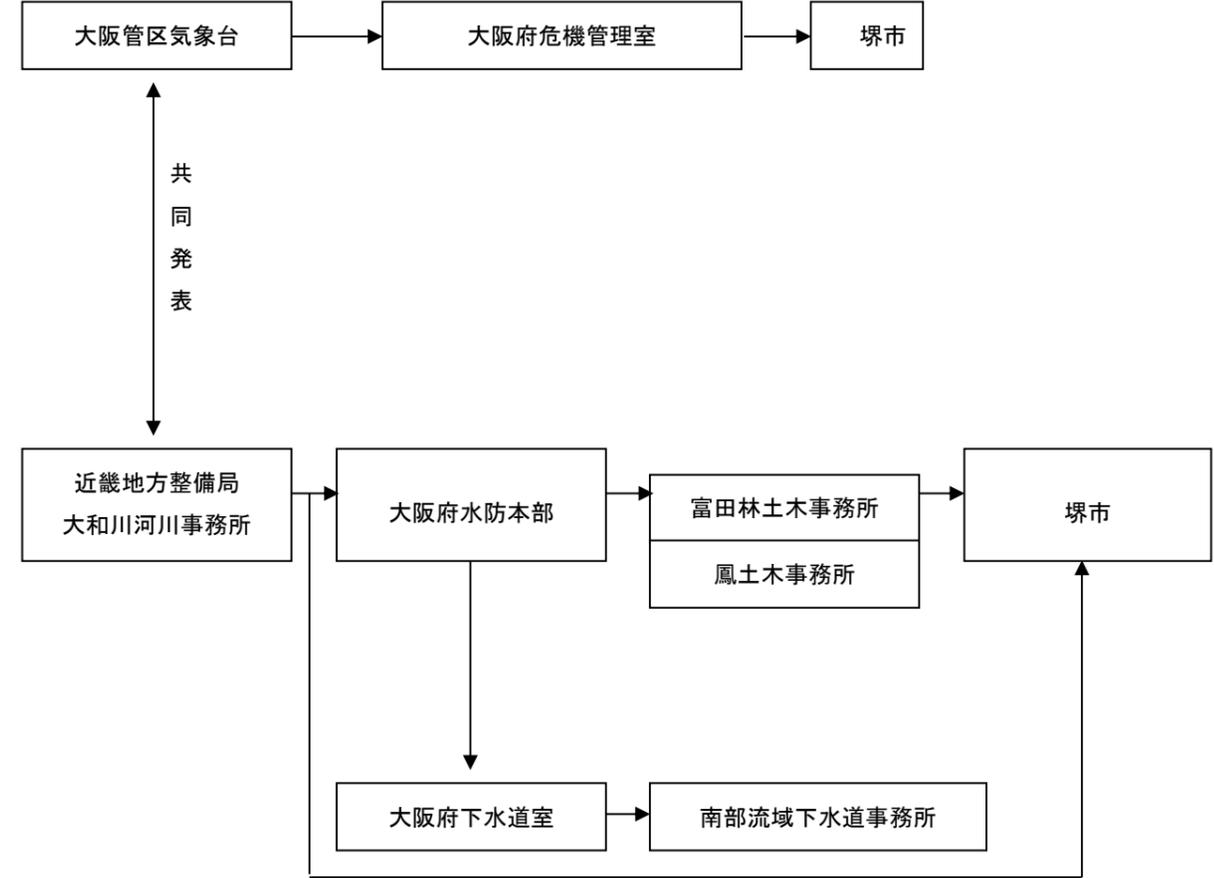
修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））

【別図1-3】洪水予報等の関係機関への伝達経路



今回修正

【別図1-2】洪水予報等の関係機関への伝達経路



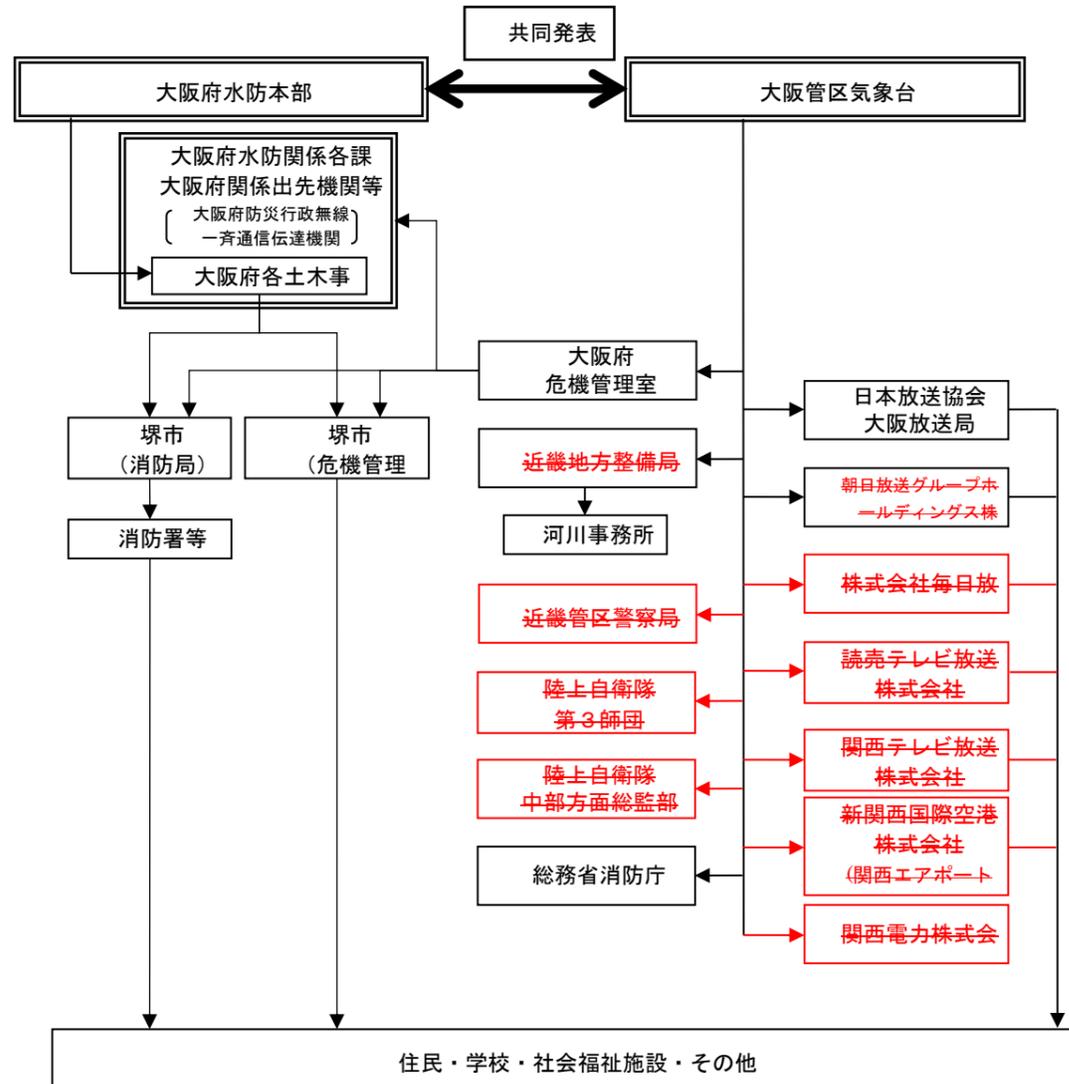
災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））

【別図1-4】水防警報等の関係機関への伝達経路

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報
(略)

【別図1-5】土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路

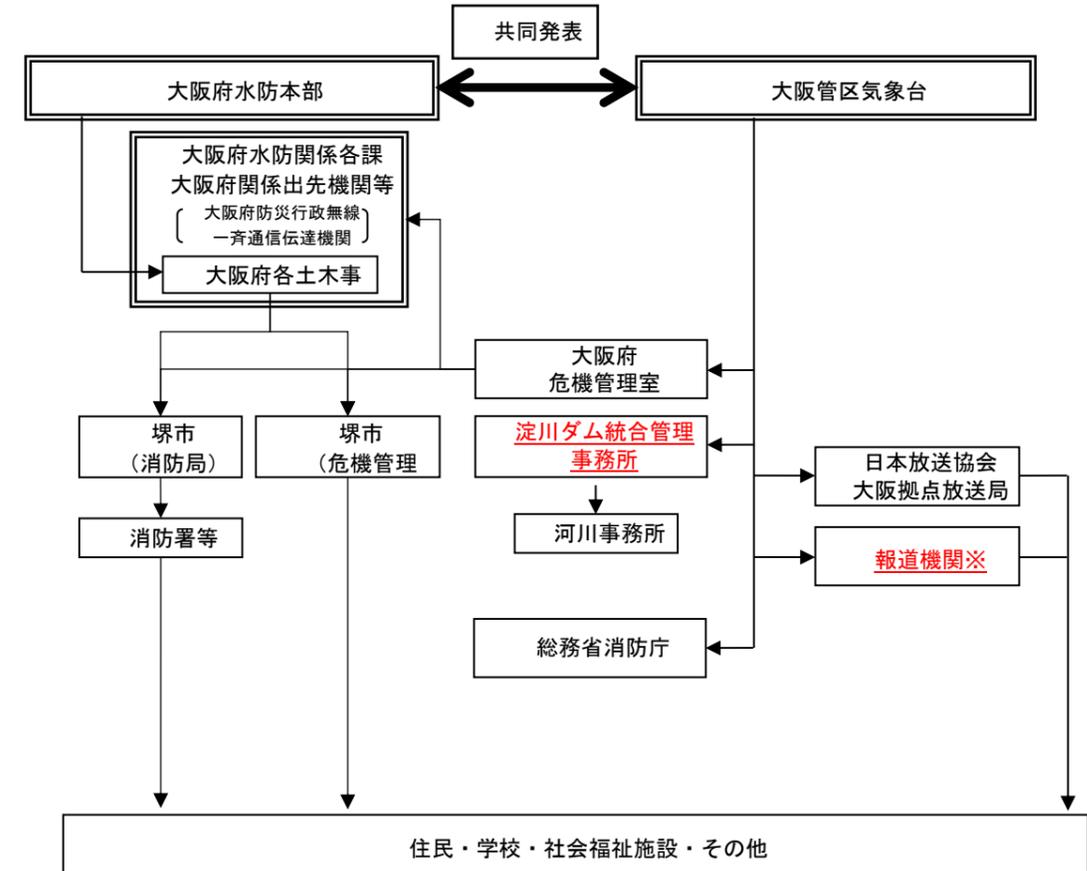


今回修正

【別図1-3】水防警報等の関係機関への伝達経路

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報
(略)

【別図1-4】土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



※東京キー局、気象業務支援センター等の他機関を介した伝達

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第2節 組織動員 (略)</p> <p>第1 災害対策本部の組織体制 【危機管理室】 (略)</p> <p>2 組織および運営 災害対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>5 所掌事務 (1) 本部の所掌事務 (略) ウ 避難の勧告指示に関する事。 (略) (2) 区対策本部の所掌事務 (略) オ 区域における避難の勧告指示に関する事。 (略)</p> <p>7 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。 また、災害対策本部入口に「堺市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。</p> <p>第2 職員動員計画 【危機管理室】 (略)</p> <p>3 交替要員の確保 本部長は、災害対策活動が長期化すると予想される場合には、職員の健康管理に十分に留意するとともに、交代要員の確保等を図るため、関係する部の長と協議のうえ、基本方針を示す。 (略)</p> <p>第4 防災関係機関の組織動員配備体制 【各防災関係機関】 災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。</p> <p>第3節 警戒活動 (略)</p>	<p>第2節 組織動員 (略)</p> <p>第1 災害対策本部の組織体制 【危機管理室】 (略)</p> <p>2 組織および運営 災害対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。 <u>なお、男女共同参画の視点による災害対応の強化を図るため、男女共同参画推進担当部局や男女共同参画センターの職員の随時参加を可能とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 所掌事務 (1) 本部の所掌事務 (略) ウ 避難の指示に関する事。 (略) (2) 区対策本部の所掌事務 (略) オ 区域における避難の指示に関する事。 (略)</p> <p>7 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し公表する。 また、災害対策本部入口に「堺市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。</p> <p>第2 職員動員計画 【危機管理室】 (略)</p> <p>3 交替要員の確保 本部長は、災害対策活動が長期化すると予想される場合には、職員の健康管理に十分に留意し、交代要員の確保等を図るため、関係する部の長と協議のうえ、基本方針を示す。 (略)</p> <p>第4 防災関係機関の組織動員配備体制 【各防災関係機関】 災害の規模に応じ、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。</p> <p>第3節 警戒活動 (略)</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第1 気象観測情報の収集伝達 【建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府】 （略）</p> <p>3 潮位 （1）水防管理者である本市は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速、潮位・波高等を堺港湾局長に通報する。 （2）堺港湾局長は、潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断したときは、防災関係機関に報告するとともに、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。 （略）</p> <p>第2 水防警報、洪水予報及び警戒活動等【建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府】 （略）</p> <p>1 国土交通大臣が発表する水防警報 大和川において、洪水又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、大和川河川事務所長は、水防警報を行い、知事（水防本部長）に通知する。 府水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。</p> <p>2 知事が発表する水防警報 知事が指定する河川及び海岸において、洪水又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、府土木事務所長又は港湾局長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。 （略）</p> <p>4 洪水予報 （1）国土交通大臣は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台長と共同して洪水予報を行い、知事及び市長に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知する。 （2）府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知するとともに報道機関に協力を求めて一般に周知する。 （略）</p> <p>5 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表 国土交通大臣及び知事は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川〕において、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、警戒水位（氾濫注意水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知する。また、市長に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p>	<p>第1 気象観測情報の収集伝達 【建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府】 （略）</p> <p>3 潮位 （1）水防管理者である本市は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速、潮位・波高等を堺大阪港湾局長に通報する。 （2）堺大阪港湾局長は、潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断したときは、防災関係機関に報告し、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。 （略）</p> <p>第2 水防警報、洪水予報及び警戒活動等【建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府】 （略）</p> <p>1 国土交通大臣が発表する水防警報 大和川、石川、曾我川、佐保川において、洪水又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、大和川河川事務所長は、水防警報を行い、知事（水防本部長）に通知する。 府水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。</p> <p>2 知事が発表する水防警報 知事が指定する河川及び海岸において、洪水又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、府土木事務所長又は堺大阪港湾局長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者及び水防本部に通知する。 （略）</p> <p>4 洪水予報 （1）国土交通大臣は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台長と共同して洪水予報を行い、知事及び市長に通知し報道機関の協力を求めて一般に周知する。 （2）府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知し報道機関に協力を求めて一般に周知する。 （略）</p> <p>5 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表 国土交通大臣及び知事は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川〕について、<u>避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示等の判断の目安となる水位）</u>に到達したときは、水防管理者及び<u>量水標管理者</u>に通知する。また、市長に通知し報道機関の協力を求めて、<u>これを</u>一般に周知する。 <u>また、府は水位周知海岸（府区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した海岸）について、高潮氾濫危険水位（水防法第13条の3で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標</u></p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>6 警戒活動 （略）</p> <p>(3) 市は各河川との河川管理者が提供する水位予測、洪水予測を分析し、市民への情報提供及び必要に応じて災害対策基本法にもとづく避難勧告指示を行う。</p> <p>7 関係機関への伝達経路 【別図1-2】及び【別図1-3】の伝達経路による。</p> <p>第3 水防活動 【建設局、消防局】 （略）</p> <p>1 河川巡視及び防潮扉の操作等 （略）</p> <p>(4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。</p> <p>3 防潮扉等の管理者、操作担当者等 (1) 気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。 （略）</p> <p>第4 土砂災害警戒活動 【危機管理室、建設局】 （略）</p> <p>1 警戒活動の判断基準 (1) 土石流危険溪流・急傾斜地崩壊危険箇所 （略）</p> <p>ア 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</p> <p>① 第1次警戒体制 （略）</p> <p>【警戒活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害発生危険基準となる数値の監視を行う。 ・市及び防災関係機関は、各危険箇所の前兆現象の把握に努める。 ・市は、地元自主防災組織等の活動協力を要請する。 ・市は、必要に応じて、災害対策基本法に基づく警戒区域の設定を行う。 ・市は、避難勧告等の判断基準に従い、災害対策基本法に基づく避難準備・高齢者等避難開始情報を発令する。 <p>② 第2次警戒体制 市は、避難勧告等の判断基準に従い、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。 （略）</p> <p>第6 ライフライン・交通等警戒活動 【上下水道局、各関係事業者】 （略）</p>	<p><u>管理者に通知する。また、市長に通知し報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</u></p> <p>6 警戒活動 （略）</p> <p>(3) 市は各河川の河川管理者が提供する水位予測、洪水予測を分析し、市民への情報提供及び必要に応じて災害対策基本法にもとづく避難指示を行う。</p> <p>7 関係機関への伝達経路 【別図1-3】の伝達経路による。</p> <p>第3 水防活動 【建設局、消防局、産業振興局、府】 （略）</p> <p>1 河川巡視及び水門の操作等 （略）</p> <p>(4) <u>水門</u>等の遅滞のない操作及び<u>水門</u>等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。</p> <p>3 水門等の管理者、操作担当者等 (1) 気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に<u>水門</u>等の開閉を行う。 （略）</p> <p>第4 土砂災害警戒活動 【危機管理室、建設局】 （略）</p> <p>1 警戒活動の判断基準 (1) 土石流危険溪流・急傾斜地崩壊危険箇所 （略）</p> <p>ア 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</p> <p>① 第1次警戒体制 （略）</p> <p>【警戒活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害発生危険基準となる数値の監視を行う。 ・市及び防災関係機関は、各危険箇所の前兆現象の把握に努める。 ・市は、地元自主防災組織等の活動協力を要請する。 ・市は、必要に応じて、災害対策基本法に基づく警戒区域の設定を行う。 ・市は、<u>高齢者等</u>避難等の判断基準に従い、災害対策基本法に基づく<u>高齢者等</u>避難を発令する。 <p>② 第2次警戒体制 市は、避難<u>指示</u>等の判断基準に従い、災害対策基本法に基づく避難指示を発令する。 （略）</p> <p>第6 ライフライン・交通等警戒活動 【上下水道局、各関係事業者】 （略）</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正																
<p>3 交通施設管理者 気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制を<u>とるとともに</u>、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。 （略）</p> <p>第7 在港船舶避難活動 【堺海上保安署、府警察】 （略）</p> <p>1 堺海上保安署 在港中の船舶を河川又は港外の安全な場所に避難させ、船舶の安全を<u>図るとともに</u>、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>3 交通施設管理者 気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制を<u>とり</u>、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。 （略）</p> <p>第7 在港船舶避難活動 【堺海上保安署、府警察】 （略）</p> <p>1 堺海上保安署 在港中の船舶を河川又は港外の安全な場所に避難させ、船舶の安全を<u>図り</u>、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。 （略）</p> <p>第8 物資等の事前状況確認 【危機管理室】 <u>大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行い、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p>																
<p>第4節 避難誘導 災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難<u>勧告</u>・指示、誘導等必要な措置を<u>講ずるとともに</u>、避難を必要とする住民を受け入れるため、指定避難所を開設する。 避難誘導の際は、市は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難<u>勧告</u>等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にする。また、避難<u>勧告</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努め<u>るとともに</u>、自ら定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。 （略）</p> <p>第1 高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報【危機管理室】 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを<u>勧告</u>・指示し、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難<u>勧告</u>等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令<u>するとともに</u>、避難<u>勧告</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p> <p>1 避難<u>勧告</u>等により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p> <table border="1" data-bbox="201 1711 1424 1848"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>住民等がとるべき行動</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）					<p>第4節 避難誘導 災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を<u>講じ</u>、避難を必要とする住民を受け入れるため、指定避難所を開設する。 避難誘導の際は、市は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難<u>指示</u>等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にする。また、避難<u>指示</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努め、自ら定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。 （略）</p> <p>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保【危機管理室】 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示し、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難<u>指示</u>等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令<u>し</u>、避難<u>指示</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p> <p>1 避難<u>指示</u>等により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p> <table border="1" data-bbox="1528 1711 2775 1984"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>住民等がとるべき行動</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td><u>災害への心構えを高める</u></td> <td>早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	警戒レベル1	<u>災害への心構えを高める</u>	早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）	
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）														
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）														
警戒レベル1	<u>災害への心構えを高める</u>	早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）															

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））				今回修正			
警戒レベル1	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）			・防災気象情報等の最新情報に注意する等、など、災害への心構えを高める。		
警戒レベル2	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報・洪水注意報（気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布（注意） ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）	警戒レベル2	<u>自らの避難行動を確認</u> ・ハザードマップ等により <u>自宅・施設等の</u> 災害リスク、 <u>指定緊急避難場所</u> や避難経路、避難のタイミング等を再確認し、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報・洪水注意報・ <u>高潮注意報</u> （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意） ・ <u>高潮注意報</u>
警戒レベル3	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えると同時に、 以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。	避難準備 ・高齢者等避難開始（市町村が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）	警戒レベル3	<u>危険な場所から</u> 高齢者等 は 避難 ・ <u>高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）</u> する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u>	高齢者等避難（市町村が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒） ・ <u>高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</u>
警戒レベル4	全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危	避難勧告 ・避難指示（緊急）（市町村が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※1	警戒レベル4	<u>危険な場所から</u> 全員避難 ・ <u>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）</u> する。	避難指示（市町村が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・ <u>高潮警報</u> ・ <u>高潮特別警報</u>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））				今回修正			
	<p>険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</p> <p>＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞</p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <p>・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</p> <p>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>						
警戒レベル5	<p>災害発生</p> <p>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	災害発生情報（市町村が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報 ・ （大雨特別警報（浸水害））※2 ・ （大雨特別警報（土砂災害））※2 	警戒レベル5	<p><u>命の危険 直ちに安全確保</u></p> <p>・ <u>指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u></p> <p><u>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</u></p>	緊急安全確保（市町村が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報 ・ （大雨特別警報（浸水害））※2 ・ （大雨特別警報（土砂災害））※2 ・ <u>土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※1</u> ・ <u>高潮氾濫発生情報</u>
<p>注1 津波災害は、<u>危険区域からの一刻も早い避難が必要である</u>ことから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみ発令する。</p> <p>注2 市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</p>				<p>注1 津波は<u>突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。</u>なお、津波においては基本的には「避難指示」のみ発令する。</p> <p>注2 市町村は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意し、避難指示及び<u>緊急安全確保</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯にお</p>			

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>注3 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。</p> <p>注4 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</p> <p>注5 ※1 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。</p> <p>注6 ※2 の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。</p>	<p>る高齢者等避難の発令に努める。</p> <p>注3 市町村が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。</p> <p>注4 <u>土砂キキクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</p> <p>注5 ※1 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、<u>令和3年災対法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、令和3年出水期においては、従前より用いている「非常に危険（うす紫）」が警戒レベル4相当情報となる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）については、今後、技術的な改善を進め、警戒レベル5相当の「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル4相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、土砂キキクルの「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。</u></p> <p>注6 <u>緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※2の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。</u></p>
<p>2 避難勧告等実施者</p> <p>(1) 避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</p> <p>ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。</p> <p>また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。</p> <p>これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難勧告又は避難指示（緊急）の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p> <p>これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）</p> <p>（略）</p> <p>キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難勧告や避難指示（緊急）を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>※市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難勧告や避難指示（緊急）を実施する。</p>	<p>2 避難情報実施者</p> <p>(1) <u>緊急安全確保</u>、避難指示</p> <p>ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。</p> <p>また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、<u>高所への移動、近く of 堅固な建物への退避</u>、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する<u>緊急安全確保</u>措置を指示する。</p> <p>これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難<u>指示</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込む、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p> <p>これら避難<u>指示</u>等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）</p> <p>（略）</p> <p>キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>※市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。</p>

(2) 「~~避難準備~~・高齢者等避難開始」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難~~勧告~~等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「~~避難準備~~・高齢者等避難開始」を発令・伝達する。

3 住民への周知

市長等は、避難指示~~(緊急)~~等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図るとともに、周知にあたっては、要配慮者に配慮したものとする。

(略)

第2 避難者の誘導 【健康福祉局、教育委員会】

1 市

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。~~また、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。~~

(略)

(新設)

第3 警戒区域の設定 【危機管理室】

(略)

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第4 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営 【健康福祉局、教育委員会、区役所】

1 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難場所、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定し、周知する。

(2) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報」の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

3 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図り、周知にあたっては、要配慮者に配慮したものとする。

また、府及び市、事業者は、避難者のニーズを十分把握するため相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

(略)

第2 避難者の誘導 【健康福祉局、教育委員会】

1 市

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得て、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。

(略)

第3 広域避難 【危機管理室】

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求め、府が事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4 警戒区域の設定 【危機管理室】

(略)

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講じ、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営 【健康福祉局、教育委員会、区役所】

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

しかし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、市の施設や国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

1 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難場所、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定し、周知する。

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>3 避難所対応職員は、区災害対策本部又は現地災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。 運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に十分に配慮する。</p> <p>第2章 災害発生後の活動 第1節 災害情報の収集伝達 (略)</p> <p>第2 被害情報の収集・報告 【危機管理室】 1 府による災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。 (略)</p> <p>第3 通信手段の確保【危機管理室】 1 市 市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図るとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 (略)</p> <p>第2節 災害広報 (略)</p> <p>第1 災害広報 【市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関】 市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。 (略)</p> <p>1 市 (略)</p> <p>(2) 風水害発生直後の広報 ア 避難の勧告及び指示 (略)</p> <p>(3) 応急活動実施段階の広報 (略)</p> <p>ウ 生活関連情報</p>	<p>(略)</p> <p>3 避難所対応職員は、区災害対策本部又は現地災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。 運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に十分に配慮する。</p> <p>第2章 災害発生後の活動 第1節 災害情報の収集伝達 (略)</p> <p>第2 被害情報の収集・報告 【危機管理室】 1 府による災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集し、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。 (略)</p> <p>第3 通信手段の確保 【危機管理室】 1 市 市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話を活用し、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討のうえ、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 (略)</p> <p>第2節 災害広報 (略)</p> <p>第1 災害広報 【市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関】 市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、<u>停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから</u>、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。 (略)</p> <p>1 市 (略)</p> <p>(2) 風水害発生直後の広報 ア 避難の指示 (略)</p> <p>(3) 応急活動実施段階の広報 (略)</p> <p>ウ 生活関連情報</p>

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>② 食料品及び生活必需品の供給状況 (略)</p> <p>3 府 (略)</p> <p>(1) 発信の目安 ア 台風 気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合</p> <p>イ その他自然災害等</p> <p>(略)</p> <p>8 広報活動の実施 (略)</p> <p>(2) 報道機関に対する情報の発表 (略)</p> <p>イ 緊急放送について 避難の勧告又は指示等で緊急を要する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第 57 条に基づき放送を依頼する。 (略)</p> <p>第 2 広聴活動 【市長公室、区役所】 大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう専用電話及び専用 F A X を備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。 (略)</p> <p>第 3 節 広域応援等の要請・受入れ (略)</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。 なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 (略)</p> <p>第 1 大阪府知事等に対する要求等 【危機管理室】</p>	<p>② <u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド等</u>、食料品及び生活必需品の供給状況 (略)</p> <p>3 府 (略)</p> <p>(1) 発信の目安 ア 台風 気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合 <u>イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模以上の高潮が見込まれる場合</u></p> <p><u>ウ</u> その他自然災害等</p> <p>(略)</p> <p>8 広報活動の実施 (略)</p> <p>(2) 報道機関に対する情報の発表 (略)</p> <p>イ 緊急放送について 避難の指示等で緊急を要する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第 57 条に基づき放送を依頼する。 (略)</p> <p>第 2 広聴活動 【市長公室、区役所】 大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握する。<u>また</u>、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう専用電話及び専用 F A X を備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。 (略)</p> <p>第 3 節 広域応援等の要請・受入れ (略)</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。 なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。<u>職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握し、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。</u> (略)</p> <p>第 1 大阪府知事等に対する要求等 【危機管理室】</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>1 大阪府知事に対する応援の要求等 市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。 （略）</p> <p>5 関西広域連合への応援要請 （略） (3) 受援体制の確立 府は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。 （略）</p> <p>第3 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援 【危機管理室】 総務省は、府及び市等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。 （新設）</p> <p>第4節 災害緊急事態 （略）</p> <p>第5節 自衛隊の災害派遣 市は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。 （略）</p>	<p>1 大阪府知事に対する応援の要求等 市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合には、迅速に関係機関に応援を要求し、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。 （略）</p> <p>5 関西広域連合への応援要請 （略） (3) 受援体制の確立 府は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 （略）</p> <p>第3 応急対策職員派遣制度に基づく支援 【危機管理室】 総務省は、府及び市等と協力し、<u>応急対策職員派遣制度</u>（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>第4 関係機関の連絡調整 【危機管理室】 <u>内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。</u> <u>府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。</u></p> <p>第4節 災害緊急事態 （略）</p> <p>第5節 自衛隊の災害派遣 市は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図り、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。 （略）</p>

第6節 消火・救助・救急活動

(略)

第1 市 【危機管理室、区役所】

(略)

2 救助・救急活動

関係機関との密接な連携のもと、人命救護活動や行方不明者の捜索を実施**するとともに**、医療機関と連携した救急活動を実施する。

(略)

第2 消防局 【消防局】

(略)

1 警防体制

(1) 風水害警防活動体制

(略)

イ **堺市内**に警報等の発令により風水害被害が発生するおそれがある場合、消防局に風水害特別警戒警防本部を、消防署に風水害特別警戒大隊本部を設置することができる。

(略)

2 風水害消防活動

(略)

(2) 消防戦術の決定

風水害の発生時には、消防部隊による警戒等を実施し情報収集を行なう**とともに**、大隊本部からの災害即報などの初期情報から判断し、要救助者の発生状況、土砂災害の発生危険等予測される災害対応活動を優先するなど、災害態様に応じた消防戦術を決定し、他の消防機関からの受援が必要な場合は時機を失することなく必要な措置をとるものとする。

(3) 情報収集伝達

風水害消防活動に必要な情報を各大隊本部及び関係機関から迅速、的確に収集**するとともに**被災状況を市災害対策本部へ伝達する。

(略)

(5) 救助、救急活動の原則

(略)

イ 救助、救急活動は、重症者を優先し、その他の負傷者はできる限り住民等による自主的な処置を要請**するとともに**、他の関係機関及び自主防災組織等と連携のうえ実施する。

(略)

(6) 受援体制の確立

他の消防機関等からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。

(略)

第5 府警察 【府警察】

(略)

3 市及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施**するとともに**、市が行う救助・救急活動を支援する。

第6節 消火・救助・救急活動

(略)

第1 市 【危機管理室、区役所】

(略)

2 救助・救急活動

関係機関との密接な連携のもと、人命救護活動や行方不明者の捜索を実施**し**、医療機関と連携した救急活動を実施する。

(略)

第2 消防局 【消防局】

(略)

1 警防体制

(1) 風水害警防活動体制

(略)

イ **管内**に警報等の発令により風水害被害が発生するおそれがある場合、消防局に風水害特別警戒警防本部を、消防署に風水害特別警戒大隊本部を設置することができる。

(略)

2 風水害消防活動

(略)

(2) 消防戦術の決定

風水害の発生時には、消防部隊による警戒等を実施し情報収集を行なう。**また**、大隊本部からの災害即報などの初期情報から判断し、要救助者の発生状況、土砂災害の発生危険等予測される災害対応活動を優先するなど、災害態様に応じた消防戦術を決定し、他の消防機関からの受援が必要な場合は時機を失することなく必要な措置をとるものとする。

(3) 情報収集伝達

風水害消防活動に必要な情報を各大隊本部及び関係機関から迅速、的確に収集**し**、被災状況を市災害対策本部へ伝達する。

(略)

(5) 救助、救急活動の原則

(略)

イ 救助、救急活動は、重症者を優先**することとし**、その他の負傷者はできる限り住民等による自主的な処置を要請**し**、他の関係機関及び自主防災組織等と連携のうえ実施する。

(略)

(6) 受援体制の確立

他の消防機関等からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。**その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。**

(略)

第5 府警察 【府警察】

(略)

3 市及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施**し**、市が行う救助・救急活動を支援する。

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施<u>するとともに</u>、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。 （略）</p> <p>第7 各機関による連絡会議の設置 【危機管理室】 市、消防局、府、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行<u>うとともに</u>、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。</p> <p>第8 自主防災組織 【市民・事業所】 地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握<u>するとともに</u>、自発的に救助・救急活動を実施する。</p> <p>第7節 医療救護活動 （略）</p> <p>第3 後方医療対策 【健康福祉局、堺市立総合医療センター】 （略）</p> <p>3 災害医療機関の役割 （略）</p> <p>(3) 災害医療協力病院（救急告示病院等） 災害医療協力病院は災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れ<u>るとともに</u>、医療救護班の派遣についても協力する。 （略）</p> <p>第8節 交通規制・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第1 陸上輸送 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、府警察】</p> <p>1 緊急交通路の確保</p> <p>(1) 緊急交通路の確保 府警察は、緊急交通路に選定されている「重点14路線」のうち、国道26号、大阪和泉南線、大阪中央環状線及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行<u>うとともに</u>、高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を実施する。 （略）</p> <p>(3) 緊急交通路確保のための措置 府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡<u>するとともに</u>、府及び市に連絡する。 （略）</p> <p>イ 府警察</p>	<p>4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施<u>し</u>、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。 （略）</p> <p>第7 各機関による連絡会議の設置 【危機管理室】 市、消防局、府、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行<u>い</u>、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。</p> <p>第8 自主防災組織 【市民・事業所】 地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握<u>し</u>、自発的に救助・救急活動を実施する。</p> <p>第7節 医療救護活動 （略）</p> <p>第3 後方医療対策 【健康福祉局、堺市立総合医療センター】 （略）</p> <p>3 災害医療機関の役割 （略）</p> <p>(3) 災害医療協力病院（救急告示病院等） 災害医療協力病院は災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れ、医療救護班の派遣についても協力する。 （略）</p> <p>第8節 交通規制・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第1 陸上輸送 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、府警察】</p> <p>1 緊急交通路の確保</p> <p>(1) 緊急交通路の確保 府警察は、緊急交通路に選定されている「重点14路線」のうち、国道26号、大阪和泉南線、大阪中央環状線及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行<u>い</u>、高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を実施する。 （略）</p> <p>(3) 緊急交通路確保のための措置 府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡<u>し</u>、府及び市に連絡する。 （略）</p> <p>イ 府警察</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>① 道路の区間規制</p> <p>必要に応じて、重点路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。</p> <p>（略）</p> <p>2 緊急交通路の周知</p> <p>市、府、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第4 物資配送拠点の確保 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】</p> <p>1 物資配送拠点の選定</p> <p>市は、物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、物資配送拠点を以下の候補地から選定する。</p> <p>（略）</p> <p>第9節 公共土木施設・建築物等応急対策</p> <p>市及び関係機関は、洪水、高潮、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。</p> <p>第1 公共土木施設等 【府、建設局、各施設管理者】</p> <p>（略）</p> <p>2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>(1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。</p> <p>（略）</p> <p>3 その他公共土木施設</p> <p>(1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。</p> <p>（略）</p> <p>第2 公共建築物等 【建築都市局】</p> <p>市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、協定団体の協力を得て応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。</p> <p>（略）</p>	<p>① 道路の区間規制</p> <p>必要に応じて、重点路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行い、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。</p> <p>（略）</p> <p>2 緊急交通路の周知</p> <p>市、府、府警察及び道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡する。また、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第4 物資配送拠点の確保 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】</p> <p>1 物資配送拠点の選定</p> <p>市は、物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、堺市総合防災センターを物資配送拠点とする。また、被災状況等により使用できない場合は、物資配送拠点を以下の候補地から選定する。</p> <p>（略）</p> <p>第9節 公共土木施設・建築物等応急対策</p> <p>市及び関係機関は、洪水、高潮、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講じ、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。</p> <p>第1 公共土木施設等 【府、建設局、各施設管理者】</p> <p>（略）</p> <p>2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>(1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努め、その旨を直ちに関係機関に報告する。</p> <p>（略）</p> <p>3 その他公共土木施設</p> <p>(1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努め、その旨を直ちに府に報告する。</p> <p>（略）</p> <p>第2 公共建築物等 【建築都市局】</p> <p>市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、協定団体の協力を得て応急措置を行う。また、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。</p> <p>（略）</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第10節 ライフライン・放送の確保 (略) 災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに復旧を進めるとともに 応急供給、サービス提供を行うものとする。 (略)</p> <p>第2 各事業者における対応 【上下水道局、各関係事業者】</p> <p>1 上水道</p> <p>(1) 応急措置 被害が発生した場合、施設機能確保のための措置を講じる。また、被害の拡大により周辺地域に影響を及ぼす 恐れがある場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防局、府警察及び付近住民 に通報する。</p> <p>(2) 応急給水及び復旧 イ 給水車、給水タンク等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。 ウ 被害状況に応じて、医療機関等の給水重要施設へ優先的な 応急給水・応急復旧を行う。 エ 被害状況等によっては、日本水道協会大阪府支部長、19大都市水道局災害相互応援に関する覚書の 応援幹事都市等を通じて他の公共団体 に協力を要請する。 (略)</p> <p>3 電力（関西電力株式会社）</p> <p>(1) 応急措置 感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市及び消防局、府、府警察及び付近住民に通報する。 (略)</p> <p>4 ガス（大阪ガス株式会社）</p> <p>(1) 応急措置 水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うととも に、防護及び応急機材の点検整備を行う。 (略)</p> <p>第11節 交通の安全確保 (略)</p> <p>第2 各施設管理者における対応 【建設局、各施設管理者】</p> <p>1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社） (略)</p> <p>(2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防局、府警察に通報し、出動の要請を行う。</p>	<p>第10節 ライフライン・放送の確保 (略) 災害により途絶したライフライン施設、放送施設については速やかに復旧を進め、<u>応急供給、サービス提供</u>を行うものとする。 (略)</p> <p>第2 各事業者における対応 【上下水道局、各関係事業者】</p> <p>1 上水道</p> <p>(1) 応急措置 被害が発生した場合、施設機能確保のための措置を講じる。また、被害に起因し二次災害が発生する 恐れがある場合は、直ちに施設の<u>運用</u>停止又は制限を行い、必要に応じて<u>付近住民に広報し、道路管理者、占有者、警察及び消防</u>に通報する。</p> <p>(2) 応急給水及び復旧 イ 給水車、給水タンク等により、応急給水を行<u>い</u>、速やかな応急復旧に努める。 ウ <u>医療（人工透析）、福祉等施設を優先した</u> 応急給水 <u>及び</u> 応急復旧を行う。 エ 被害状況等によっては、日本水道協会大阪府支部長を通じて他<u>都市水道事業体</u> に協力を要請する。 (略)</p> <p>3 電力（関西電力株式会社）</p> <p>(1) 応急措置 感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講<u>じ</u>、市及び消防局、府、府警察及び付近住民に通報する。 (略)</p> <p>4 ガス（大阪ガス株式会社）</p> <p>(1) 応急措置 水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行<u>い</u>、防護及び応急機材の点検整備を行う。 (略)</p> <p>第11節 交通の安全確保 (略)</p> <p>第2 各施設管理者における対応 【建設局、各施設管理者】</p> <p>1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社） (略)</p> <p>(2) 負傷者には、応急救護の措置を講<u>じ</u>、必要に応じて、消防局、府警察に通報し、出動の要請を行う。</p>

災害応急対策 風水害編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(3) 災害乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、大阪府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社） (略) (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防局、府警察に通報し、出動の要請を行う。 (略)</p> <p>3 港湾施設、漁港施設（府） (略) (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防局、府警察、堺海上保安署に通報し、出動の要請を行う。 (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。</p>	<p>(3) 災害乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行い、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、大阪府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社） (略) (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて消防局、府警察に通報し、出動の要請を行う。 (略)</p> <p>3 港湾施設、漁港施設（府） (略) (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて消防局、府警察、堺海上保安署に通報し、出動の要請を行う。 (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行い、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。</p>
<p>第12節 農水産関係応急対策 (略)</p>	<p>第12節 農水産関係応急対策 (略)</p>
<p>第13節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第1 法の適用 【危機管理室】 (略)</p> <p>2 適用手続き 災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。 知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示するとともに内閣総理大臣に報告し、公示する。 ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。 (略)</p>	<p>第13節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第1 法の適用 【危機管理室】 (略)</p> <p>2 適用手続き 災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。 知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示し内閣総理大臣に報告のうえ、公示する。 ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告のうえ、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。 (略)</p>
<p>第14節 指定避難所の開設・運営 (略)</p> <p>第1 指定避難所の開設 【危機管理室、区役所、教育委員会】</p>	<p>第14節 指定避難所の開設・運営 (略)</p> <p>第1 指定避難所の開設 【危機管理室、区役所、教育委員会】</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p><u>避難</u>の受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知すると<u>ともに</u>、速やかに管理するための避難所対応職員を派遣し、指定避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、避難所対応職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。</p> <p>また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外指定避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。</p> <p>指定避難所の開設にあたっては、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。</p> <p>（略）</p> <p>4 指定避難所開設にともなう報告事項</p> <p>災害対策本部長は、避難の<u>勧告もしくは指示</u>をしたとき、又は指定避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事、管轄の警察に次のことを報告する。</p> <p>（略）</p> <p>5 指定避難所の閉鎖</p> <p>（略）</p> <p>* ただし、<u>被災者</u>のうちで住居が全壊、全焼等により住居が困難な者については、指定避難所を縮小して存続することも検討する。</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営 【健康福祉局、区役所、教育委員会】</p> <p>（略）</p> <p>1 避難受入れの対象者</p> <p>（略）</p> <p>(2) 災害によって現に被害を受ける恐れがある者</p> <p>ア <u>避難勧告・指示</u>（<u>緊急</u>）が発せられた場合</p> <p>イ <u>避難勧告・指示</u>（<u>緊急</u>）は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合</p> <p>(3) その他避難が必要と認められる場合</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促<u>すとともに</u>、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>また、指定避難所の運営における女性の参画を推進<u>するとともに</u>、男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等<u>被災者</u>の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</p>	<p><u>避難者</u>の受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知する<u>ものとし</u>、速やかに管理するための避難所対応職員を派遣し、指定避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、避難所対応職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。</p> <p>また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外指定避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。</p> <p>指定避難所の開設にあたっては、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。</p> <p><u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>（略）</p> <p>4 指定避難所開設にともなう報告事項</p> <p>災害対策本部長は、避難<u>を</u>指示したとき、又は指定避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事、管轄の警察に次のことを報告する。</p> <p>（略）</p> <p>5 指定避難所の閉鎖</p> <p>（略）</p> <p>* ただし、<u>避難者</u>のうちで住居が全壊、全焼等により住居が困難な者については、指定避難所を縮小して存続することも検討する。</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営 【危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会】</p> <p>（略）</p> <p>1 避難受入れの対象者</p> <p>（略）</p> <p>(2) 災害によって現に被害を受ける恐れがある者</p> <p>ア 避難指示が発せられた場合</p> <p>イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合</p> <p>(3) その他避難が必要と認められる場合</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促<u>し</u>、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>また、指定避難所の運営における女性の参画を推進<u>し</u>、男女のニーズの違いや性的少数者の方等<u>避難者</u>の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による</u>指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。<u>物資受け取りに性別による制限を設けず、必要な人にわたるようにする。誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウト</u></p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに府へ報告</p> <p>(2) 混乱防止のための避難者心得の掲示</p> <p>(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>(4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施</p> <p>(7) 間仕切りの設置</p> <p>(8) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置）</p> <p>(9) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>(10) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮の徹底</p> <p>(11) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保</p> <p>(12) 女性用品、粉ミルク、液体ミルク、離乳食などの提供</p> <p>(13) トイレは仮設トイレを含めて男女別及び誰でも使えるトイレを設置し、洋式を配置</p> <p>(14) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図ること</p> <p>(15) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮</p> <p>(16) アレルギーのある者、宗教上の食事に制限のある者への配慮</p> <p>(17) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>(18) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと</p>	<p><u>イングの禁止)、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。</u></p> <p>(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府へ報告</p> <p>(2) 混乱防止のための避難者心得の掲示</p> <p>(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>(4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>(5) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド等の活用</u>状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施</p> <p>(6) 間仕切りの設置</p> <p>(7) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置）</p> <p>(8) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>(9) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底し、<u>獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める</u></p> <p>(10) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保</p> <p>(11) 女性用品、粉ミルク、液体ミルク、離乳食などの提供</p> <p>(12) トイレは仮設トイレを含めて男女別<u>トイレ</u>及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置 <u>女性トイレと男性トイレの割合は3:1を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備</u></p> <p>(13) <u>女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること</u></p> <p>(14) <u>避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること</u></p> <p>(15) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図ること</p> <p>(16) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮</p> <p>(17) アレルギーのある者、宗教上の食事に制限のある者への配慮</p> <p>(18) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>(19) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>(20) <u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、危機管理室と保健所が連</u></p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>3 避難所生活長期化に対応する環境整備 避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所運営には特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) 施設としての機能維持のため蓄電池を備えた太陽光発電システムを含む非常用電源設備を整備・強化する。</p> <p>(2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。</p> <p>(3) 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止） （略）</p> <p>第5 広域的避難の受入れ 【危機管理室】 1 広域避難 市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>第15節 緊急物資の供給 市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に配慮する。</p> <p>また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>市及び府は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、市は府に要請することができるとともに、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>第1 給水活動 【上下水道局】 （略）</p>	<p><u>携し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>3 避難所生活長期化に対応する環境整備 避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所運営には特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) 施設としての機能維持のため蓄電池を備えた太陽光発電システムを含む非常用電源設備を整備・強化する。</p> <p>(2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。</p> <p>(3) 避難して助かった避難者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止） （略）</p> <p>第5 広域的避難の受入れ 【危機管理室】 1 広域避難 市が被災した場合は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>第15節 緊急物資の供給 市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、<u>その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、</u>相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、</u>夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、要配慮者や男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮する。</p> <p>また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>市及び府は、<u>備蓄物資の状況等を踏まえ、</u>供給すべき物資が不足し、<u>自ら調達することが困難</u>であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、市は府に要請することができ、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>第1 給水活動 【上下水道局】 （略）</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>1 市における給水活動</p> <p>(1) 被害状況の把握 災害が発生し、給水機能が停止すると判断される場合 又は停止した場合は被害状況を把握し、応急給水 班は直ちに給水活動体制の 確立を図る。</p> <p>(2) 応急給水用資器材の確保 応急給水活動に使用できる現有の車両及び資器材のほか、他都市の応援又は災害協定の締結企業等の協力を得てその確保を図る。</p> <p>(3) 給水所（給水拠点）の設置 災害に起因する急性期医療を実施する指定施設を 主として、同様の医療を実施する災害医療協力病院、指定避難所を対象とする。</p> <p>(4) 応急給水の実施</p> <p>ア 給水量 備蓄水等と合わせて1人1日3リットルとする。</p> <p>イ 給水方法 急性期医療施設及び災害医療協力病院については、給水タンク車から直接施設等へ給水を行い、指定避難所においては、給水タンク車から簡易給水タンクへ給水を行う。</p> <p>ウ 応急給水栓設置による給水 断水地域の状況及び水道施設の復旧状況により、消火栓又は応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水質検査を行 うとともに 次のとおり応急給水を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3 他都市水道局への要請 日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市への応援を要請 するとともに 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書による応援幹事都市に応援を要請する。</p> <p>4 協定提携締結先の民間事業者への要請 災害協定を締結している民間事業者に対して、応急給水等の支援を要請する。</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】 災害により食料及び生活必需品の調達のための手段を失った住民に対して食料及び生活必需品の供給を実施する。 (略)</p> <p>2 供給体制 避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要があると想定される場合は、危機管理センター内に物資供給チームを設置し、区災害対策本部からの避難所等の情報に基づき、府、協定企業等への物資の要請や配送計画の立案を行う。さらに、民間事業者等と連携し、物資配送拠点で物資集積、仕分けを行 うとともに、避難所等へ食料を供給する。 (略)</p> <p>第3 その他の防災関係機関 【各防災関係機関】 防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。</p>	<p>1 市における給水活動</p> <p>(1) 被害状況の把握 災害が発生し、給水機能が停止 した場合は又は停止 すると判断される場合は、応急給水 <u>活動計画</u> に <u>基づく</u> 活動体制 <u>を</u> 確立 <u>し</u>、<u>速やかに</u> 応急給水を <u>開始する</u>。</p> <p>(2) 応急給水用資器材の確保 応急給水活動に使用できる現有の車両及び資器材のほか、他市の応援又は災害協定の締結企業等の協力を得てその確保を図る。</p> <p>(3) 給水所（給水拠点、<u>運搬給水対象施設</u>） 災害に起因する急性期医療を実施する指定施設を <u>優先</u> して、同様の医療を実施する災害医療協力病院、指定避難所を対象とする。</p> <p>(4) 応急給水の実施</p> <p>ア 給水量 備蓄水等と合わせて1人1日3リットルとする。</p> <p>イ 給水方法 <u>指定</u>医療施設及び災害医療協力病院については、給水タンク車から直接施設等へ給水を行い、指定避難所においては、給水タンク車から簡易給水タンクへ給水を行う。</p> <p>ウ 応急給水栓設置による給水 断水地域の状況及び水道施設の復旧状況により、消火栓又は応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水質検査を行 <u>い</u>、次のとおり応急給水を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3 他都市水道局への要請 日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市への応援を要請 <u>し</u>、19大都市水道局災害相互応援に関する覚書による応援幹事都市に応援を要請する。</p> <p>(削除)</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給 【危機管理室、財政局、会計室、区役所】 災害により <u>指定避難所に避難し又は</u> 食料及び生活必需品の調達のための手段を失った住民に対して食料及び生活必需品の供給を実施する。 (略)</p> <p>2 供給体制 避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要があると想定される場合は、危機管理センター内に物資供給チームを設置し、区災害対策本部からの避難所等の情報に基づき、府、協定企業等への物資の要請や配送計画の立案を行う。さらに、民間事業者等と連携し、物資配送拠点で物資集積、仕分けを行 <u>い</u>、避難所等へ食料を供給する。 (略)</p> <p>第3 その他の防災関係機関 【各防災関係機関】</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>1 農林水産省 応急用食料品の供給要請及び米穀の供給</p> <p>3 近畿農政局（大阪府拠点） 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整</p> <p>4 日本赤十字社大阪府支部 毛布、日用品(救急セット)等の備蓄物資の供給</p> <p>5 近畿経済産業局 生活必需品等を取扱う業者・団体と調整</p> <p>6 関西広域連合 救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保</p> <p>第16節 保健衛生活動 市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、府及び市は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。 (略)</p> <p>第1 防疫活動 【健康福祉局】 市及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。 (略)</p> <p>2 一類感染症、二類感染症及び指定感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。 (略)</p> <p>第4 被災者の健康維持活動 【健康福祉局】 市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必</p>	<p>防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。 <u>ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図り、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。</u></p> <p>1 農林水産省 応急用食料品の供給要請及び米穀の供給</p> <p>2 近畿農政局（大阪府拠点） 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整</p> <p>3 日本赤十字社大阪府支部 毛布、日用品(救急セット)等の備蓄物資の供給</p> <p>4 <u>経済産業省</u> <u>被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整</u></p> <p>5 近畿経済産業局 生活必需品等を取扱う業者・団体と調整</p> <p>6 関西広域連合 救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保</p> <p>第16節 保健衛生活動 市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、府及び市は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。 (略)</p> <p>第1 防疫活動 【健康福祉局】 市及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。<u>また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> (略)</p> <p>2 一類感染症、二類感染症及び指定感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数及び患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。 (略)</p> <p>第4 被災者の健康維持活動 【健康福祉局】 市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握し、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>要な活動を実施する。</p> <p>第17節 避難行動要支援者支援 市は、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p> <p>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 【健康福祉局、危機管理室、区役所】 1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握 (1) 災害発生直後には、市、民生委員児童委員、警察をはじめ、地域住民や自主防災組織が総力を挙げて行う在宅避難行動要支援高齢者、障害者その他避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難誘導の実施に努める。また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。 (略)</p> <p>3 広域支援体制の確立 市は、高齢者、障害者等の要配慮者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告するとともに必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。 (略)</p> <p>第18節 社会秩序の維持 市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。</p> <p>第1 住民への呼びかけ 【市民人権局】 市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、自治会活動を通じた住民への被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。</p> <p>第2 警戒活動の強化 【市民人権局】 市及び府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p> <p>第3 物価の安定及び物資の安定供給 【市民人権局】 (略)</p>	<p>実施する。</p> <p>第17節 避難行動要支援者支援 市は、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努め、継続した福祉サービスの提供を行う。</p> <p>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 【健康福祉局、危機管理室、区役所】 1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握 (1) 災害発生直後には、市、民生委員児童委員、警察をはじめ、地域住民や自主防災組織が総力を挙げて行う在宅避難行動要支援高齢者、障害者その他避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難誘導の実施に努める。また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。 (略)</p> <p>3 広域支援体制の確立 市は、高齢者、障害者等の要配慮者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告する。また、必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。 (略)</p> <p>第18節 社会秩序の維持 市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図り、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じるものとする。</p> <p>第1 住民への呼びかけ 【市民人権局】 市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、自治会を通じた住民への被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供し、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。</p> <p>第2 警戒活動の強化 【市民人権局】 市は、被災地及びその周辺において、府警察や自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保、社会的混乱の抑制に努める。</p> <p>第3 物価の安定及び物資の安定供給 【市民人権局】 (略)</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>1 物価の監視 市（消費生活センター）は、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>（略）</p> <p>第19節 住宅の応急確保 （略）</p> <p>第5 借上型仮設住宅の運営管理 【建築都市局、健康福祉局】 市は、府の委任により、借上型仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、借上型仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第7 住宅に関する相談窓口の設置等 【建築都市局】 （略）</p> <p>2 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。</p> <p>第8 建設用資機材等の調達 【建築都市局】 被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図るとともに、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。</p> <p>第20節 応急教育等 （略）</p> <p>第2 応急教育体制の確立 【教育委員会】 災害発生後すみやかに、幼児・児童・生徒に対して適切な措置を講ずるとともに、教育体制の必要最少限度の応急復旧を行う。</p> <p>1 報告・応急措置 校長は、次の事項について状況を把握し、教育委員会に報告するとともに必要な措置を講ずる。</p> <p>（略）</p> <p>第3 学校給食の応急措置 【教育委員会】 校長はすみやかに被災状況を教育委員会に報告するとともに、教育委員会と協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。</p>	<p>1 物価の監視 市（消費生活センター）は、物価の動きを調査、監視し、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>（略）</p> <p>第19節 住宅の応急確保 （略）</p> <p>第5 借上型仮設住宅の運営管理 【建築都市局、健康福祉局】 市は、府の委任により、借上型仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、借上型仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第7 住宅に関する相談窓口の設置等 【建築都市局】 （略）</p> <p>2 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努め、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。</p> <p>第8 建設用資機材等の調達 【建築都市局】 被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図り、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。</p> <p>第20節 応急教育等 （略）</p> <p>第2 応急教育体制の確立 【教育委員会】 災害発生後すみやかに、幼児・児童・生徒に対して適切な措置を講じ、教育体制の必要最少限度の応急復旧を行う。</p> <p>1 報告・応急措置 校長は、次の事項について状況を把握し、教育委員会に報告のうえ必要な措置を講ずる。</p> <p>（略）</p> <p>第3 学校給食の応急措置 【教育委員会】 校長はすみやかに被災状況を教育委員会に報告し、教育委員会と協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>第21節 廃棄物の処理 (略)</p> <p>第1 し尿処理 【危機管理室、環境局、上下水道局】</p> <p>1 初期対応 (略) (3) 道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。 (略)</p> <p>3 処理活動 (略)</p> <p>(4) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。</p> <p>第2 ごみ処理 【環境局】</p> <p>1 初期対応 (略) (3) 道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。 (略)</p> <p>第3 災害廃棄物等処理 【環境局】</p> <p>1 初期対応 (略) (2) 道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。 (略)</p> <p>2 処理活動 (略) (4) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。 (略) (6) 府(循環型社会推進室)、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び近隣市に協力を要請する。</p>	<p>(略)</p> <p>第21節 廃棄物の処理 (略)</p> <p>第1 し尿処理 【危機管理室、環境局、上下水道局】</p> <p>1 初期対応 (略) (3) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。 (略)</p> <p>3 処理活動 (略) <u>(4) 下水道処理施設において、し尿受け入れ体制の確保をはかる。</u> (5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。</p> <p>第2 ごみ処理 【環境局】</p> <p>1 初期対応 (略) (3) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。 (略)</p> <p>第3 災害廃棄物等処理 【環境局】</p> <p>1 初期対応 (略) (2) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。 (略)</p> <p>2 処理活動 (略) (4) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。 (略) (6) 府(循環型社会推進室)、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び近隣市に協力を要請する。<u>なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>第22節 遺体対策 (略)</p> <p>第1 初期活動 【健康福祉局】 災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。 また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。 これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 遺体の収容・安置 【区役所、健康福祉局】 検案を終えた遺体については、警察署等の協力を得て身元確認及び身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり遺体を収容・安置する。</p> <p>(略)</p> <p>第23節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>第1 災害発生時におけるボランティアの活動 【健康福祉局、区役所】 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。 また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略) (3) 情報交換 被害の情報・応急措置等の情報を提供し、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携を図るとともに、ボランティアが得た情報を積極的に活用する。 (略)</p> <p>第2 義援金品の受付・配分 【危機管理室、財政局、市民人権局、会計室、区役所】</p>	<p>(略)</p> <p>第22節 遺体対策 (略)</p> <p>第1 初期活動 【健康福祉局】 災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努め、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。 また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。 これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 遺体の収容・安置 【区役所、健康福祉局】 検案を終えた遺体については、警察署等の協力を得て身元確認及び身元引受人の発見に努め、次のとおり遺体を収容・安置する。</p> <p>(略)</p> <p>第23節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>第1 災害発生時におけるボランティアの活動 【健康福祉局、区役所】 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携する。また、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。 また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略) (3) 情報交換 被害の情報・応急措置等の情報を提供し、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携を図り、ボランティアが得た情報を積極的に活用する。 (略)</p> <p>第2 義援金品の受付・配分 【危機管理室、財政局、市民人権局、会計室、区役所】</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>2 義援物資</p> <p>ア 義援物資の提供の申し入れがあった場合は、危機管理センター内に設置する物資供給チームにおいて内容、量、到着予定日等を開き <u>とるとともに</u>、物資配送拠点への配送を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理 <u>するとともに</u>、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。</p> <p>第3 海外からの支援の受入れ 【市長公室】</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 義援物資</p> <p>ア 義援物資の提供の申し入れがあった場合は、危機管理センター内に設置する物資供給チームにおいて内容、量、到着予定日等を開き <u>とり</u>、物資配送拠点への配送を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理 <u>し</u>、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。</p> <p>第3 海外からの支援の受入れ 【市長公室、文化観光局】</p> <p>(略)</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>事故等編</p> <p>第1節 海上災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第1 市の組織動員 【危機管理室】</p> <p>（略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知</p> <p>市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。</p> <p>また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。</p> <p>（略）</p> <p>第4 事故発生時における応急措置 【危機管理室、堺海上保安署】</p> <p>（略）</p> <p>4 消火活動</p> <p>（略）</p> <p>(2) 沿岸部の火災</p> <p>消防局は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第5 事故対策連絡調整本部の設置 【危機管理室、堺海上保安署】</p> <p>（略）</p> <p>2 事故対策連絡調整本部への報告等</p> <p>(1) 関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第2節 航空災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第1 市の組織動員 【危機管理室】</p> <p>（略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知</p> <p>市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。</p> <p>また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。</p> <p>（略）</p>	<p>事故等編</p> <p>第1節 海上災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第1 市の組織動員 【危機管理室】</p> <p>（略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知</p> <p>市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。</p> <p>また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。</p> <p>（略）</p> <p>第4 事故発生時における応急措置 【危機管理室、堺海上保安署】</p> <p>（略）</p> <p>4 消火活動</p> <p>（略）</p> <p>(2) 沿岸部の火災</p> <p>消防局は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第5 事故対策連絡調整本部の設置 【危機管理室、堺海上保安署】</p> <p>（略）</p> <p>2 事故対策連絡調整本部への報告等</p> <p>(1) 関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告し、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第2節 航空災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第1 市の組織動員 【危機管理室】</p> <p>（略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知</p> <p>市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。</p> <p>また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。</p> <p>（略）</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第3節 鉄道災害応急対策 （略）</p> <p>第1 市の組織動員 【危機管理室】 （略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。 また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。 （略）</p> <p>第4節 道路災害応急対策 （略）</p> <p>第1 市の組織動員 【危機管理室】 （略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。 また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。 （略）</p> <p>第5節 道路災害応急対策 （略）</p> <p>第1 市の組織動員 【危機管理室】 （略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。 また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。 （略）</p> <p>第4 危険物災害応急対策 【危機管理室、消防局】 （略）</p> <p>2 市（危機管理室・消防局） （1）市（危機管理室・環境局・消防局）は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。</p>	<p>第3節 鉄道災害応急対策 （略）</p> <p>第1 市の組織動員 【危機管理室】 （略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。 また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。 （略）</p> <p>第4節 道路災害応急対策 （略）</p> <p>第1 市の組織動員 【危機管理室】 （略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。 また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。 （略）</p> <p>第5節 道路災害応急対策 （略）</p> <p>第1 市の組織動員 【危機管理室】 （略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。 また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。 （略）</p> <p>第4 危険物災害応急対策 【危機管理室、消防局】 （略）</p> <p>2 市（危機管理室・消防局） （1）市（危機管理室・環境局・消防局）は、関係機関と密接な連絡をとるとともにし、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。</p>

災害応急対策 事故等編

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>4 事業者 (略) (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第5 高圧ガス災害応急対策 【危機管理室、消防局】 (略)</p> <p>5 事業者 (略) (2) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6 火薬類災害応急対策 【危機管理室、消防局】 (略)</p> <p>5 事業者 (略) (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第7 毒物劇物災害応急対策 【危機管理室、健康福祉局、消防局】 (略)</p> <p>5 事業者 (略) (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第8 管理化学物質災害応急対策 【危機管理室、環境局、健康福祉局、消防局】 (略)</p> <p>4 事業者 (略) (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 高層建築物、市街地災害応急対策 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 事業者 (略) (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等必要な体制を<u>とり</u>、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第5 高圧ガス災害応急対策 【危機管理室、消防局】 (略)</p> <p>5 事業者 (略) (2) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制を<u>とり</u>、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6 火薬類災害応急対策 【危機管理室、消防局】 (略)</p> <p>5 事業者 (略) (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制を<u>とり</u>、災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第7 毒物劇物災害応急対策 【危機管理室、健康福祉局、消防局】 (略)</p> <p>5 事業者 (略) (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制を<u>とり</u>、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第8 管理化学物質災害応急対策 【危機管理室、環境局、健康福祉局、消防局】 (略)</p> <p>4 事業者 (略) (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制を<u>とり</u>、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 高層建築物、市街地災害応急対策 (略)</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第1 市の組織動員 【危機管理室】 （略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。 また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。 （略）</p> <p>第9 高層建築物、地下街の管理者等 【施設管理者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物の管理者等は、市（消防局）等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。 2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のため、必要な措置を行う。 <p>第7節 放射線災害応急対策 （略）</p> <p>第1 市の組織動員 【危機管理室】 （略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。 また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。 （略）</p> <p>第5 災害広報・広聴 【市長公室、区役所、健康福祉局、各関係機関】 市は、住民等への情報提供にあたっては国、府等防災機関及び放射性物質取扱事業者等と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平常時の広報手段を活用するほか、防災行政無線等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や府、防災関係機関と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。 （略）</p> <p>第6 放射線量の測定 【府、環境局、健康福祉局、上下水道局、教育委員会】 府は、災害の状況に応じて緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質及び放射線の影響を早期に把握するとともに、関係機関にその情報を迅速に伝達する。 市は、府が実施したモニタリング情報の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じて緊急時モニタリングを実施する。</p>	<p>第1 市の組織動員 【危機管理室】 （略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。 また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。 （略）</p> <p>第9 高層建築物、地下街の管理者等 【施設管理者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物の管理者等は、市（消防局）等へ通報し、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。 2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大防止のため、必要な措置を行う。 <p>第7節 放射線災害応急対策 （略）</p> <p>第1 市の組織動員 【危機管理室】 （略）</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。 また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。 （略）</p> <p>第5 災害広報・広聴【市長公室、区役所、健康福祉局、各関係機関】 市は、住民等への情報提供にあたっては国、府等防災機関及び放射性物質取扱事業者等と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平常時の広報手段を活用するほか、防災行政無線等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や府、防災関係機関と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。 （略）</p> <p>第6 放射線量の測定 【府、環境局、健康福祉局、上下水道局、教育委員会】 府は、災害の状況に応じて緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質及び放射線の影響を早期に把握し、関係機関にその情報を迅速に伝達する。 市は、府が実施したモニタリング情報の迅速な把握に努め、必要に応じて緊急時モニタリングを実施する。</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>第9 屋内退避・避難誘導 【危機管理室、府、府警察、関係各機関】</p> <p>1 屋内退避及び避難等に関する指標</p> <p>市及び府は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況により防護措置が必要と判断したとき、内閣総理大臣より原子力緊急事態宣言が発出された場合は、原子力災害対策本部の指示、助言等又は独自の判断により、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の住民に対し、住民に対して屋内退避の措置をとる。</p> <p>第10 指定避難所の開設及び運営 【健康福祉局、区役所、教育委員会】</p> <p>市長は、国の指示又は独自に避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、指定避難所を指定し、周知する。また、指定避難所を指定した場合は、速やかに避難所対応職員等を派遣し、指定避難所を開設する。</p> <p>なお、運営に当たっては、避難者による自主的な運営を促すとともに、避難者の安全の確保、生活環境の配慮、要配慮者に対するケア及び男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に十分に配慮する。</p> <p>第11 広域避難の協議・受入れ 【危機管理室、府】</p> <p>1 府内市町村間における広域避難の協議</p> <p>市域外への広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、当該被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとする。市町村間による協議が困難な場合は、府に受入れ先市町村の選定等を要請する。</p> <p>2 都道府県域を超える広域避難の要請</p> <p>府域外への広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、他の都道府県に対する当該被災者の受入れについて、府に当該都道府県との協議及び避難者を移送するための措置を要請する。</p> <p>3 広域避難の受入れ</p> <p>市は、他の自治体から広域避難者の受入れの協議等があった場合は、受け入れられない特段の事情がない限り受け入れ、当該被災者の受入れについて可能な限り協力するものとする。なお、原子力災害に係る広域避難の受入れについて、堺市の受入れ（マッチング）担当避難元地域は、滋賀県長浜市の木之本、廣瀬、黒田、田部、千田、西山、田居、北布施、赤尾（全て自治会区）である。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第9 屋内退避・避難誘導 【危機管理室、府、府警察、関係各機関】</p> <p>1 屋内退避及び避難等に関する指標</p> <p>市及び府は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況により防護措置が必要と判断したとき、内閣総理大臣より原子力緊急事態宣言が発出された場合は、原子力災害対策本部の指示、助言等又は独自の判断により、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の住民に対して屋内退避の措置をとる。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p>第10 指定避難所の開設及び運営 【健康福祉局、区役所、教育委員会】</p> <p>市長は、国の指示又は独自に避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、指定避難所を指定し、周知する。また、指定避難所を指定した場合は、速やかに避難所対応職員等を派遣し、指定避難所を開設する。</p> <p>なお、運営に当たっては、避難者による自主的な運営を促し、避難者の安全の確保、生活環境の配慮、要配慮者に対するケア及び男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に十分に配慮する。</p> <p><u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>第11 広域避難の協議・受入れ 【危機管理室、府】</p> <p>1 府内市町村間における広域避難の協議</p> <p>市域外への広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、当該避難者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとする。市町村間による協議が困難な場合は、府に受入れ先市町村の選定等を要請する。</p> <p>2 都道府県域を超える広域避難の要請</p> <p>府域外への広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、他の都道府県に対する当該避難者の受入れについて、府に当該都道府県との協議及び避難者を移送するための措置を要請する。</p> <p>3 広域避難の受入れ</p> <p>市は、他の自治体から広域避難者の受入れの協議等があった場合は、受け入れられない特段の事情がない限り受け入れ、当該避難者の受入れについて可能な限り協力するものとする。なお、原子力災害に係る広域避難の受入れについて、堺市の受入れ（マッチング）担当避難元地域は、滋賀県長浜市の木之本、廣瀬、黒田、田部、千田、西山、田居、北布施、赤尾（全て自治会区）である。</p> <p>(略)</p>

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>第14 社会秩序の維持 【危機管理室、府】 市、府をはじめ防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努める等、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。</p> <p>第15 災害時のチタン廃棄物対応 【環境局】 震災等の災害時には、速やかにチタン廃棄物埋立地に職員を派遣し、地面の亀裂や流動化現象による覆土の異常、チタン廃棄物の露頭若しくは流出の有無の状況を把握するとともに、空間放射線量率を測定し、異常値が検出されないか調査を行う。 (略)</p> <p>第8節 林野火災応急対策 (略)</p> <p>第1 市（危機管理室・産業振興局）の組織動員 【危機管理室、産業振興局】 (略)</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。 また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。 (略)</p>	<p>第14 社会秩序の維持 【危機管理室、府】 市、府をはじめ防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努める等、被災地域における社会秩序の維持を図り、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。</p> <p>第15 災害時のチタン廃棄物対応 【環境局】 震災等の災害時には、速やかにチタン廃棄物埋立地に職員を派遣し、地面の亀裂や流動化現象による覆土の異常、チタン廃棄物の露頭若しくは流出の有無の状況を把握し、空間放射線量率を測定し、異常値が検出されないか調査を行う。 (略)</p> <p>第8節 林野火災応急対策 (略)</p> <p>第1 市（危機管理室・産業振興局）の組織動員 【危機管理室、産業振興局】 (略)</p> <p>4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知 市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。 また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。 (略)</p>

災害復旧・復興対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第1節 復旧事業の推進</p> <p>市、府及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る<u>とともに</u>、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。</p> <p>なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進<u>するとともに</u>、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p>（略）</p> <p>第2 公共施設等の復旧 【危機管理室、財政局】 1 復旧事業計画の作成</p> <p>市及び防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する<u>とともに</u>、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第2節 被災者の生活確保</p> <p>市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給<u>するとともに</u>、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行うものとする。</p> <p>第1 罹災証明書の発行・交付 【区役所、財政局、産業振興局】</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握<u>するとともに</u>、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立<u>し</u>、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度の調査にあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給 【危機管理室、健康福祉局、区役所】 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金</p> <p>市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき支給する。</p> <p>（略）</p>	<p>災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第1節 復旧事業の推進</p> <p>市、府及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。<u>また</u>、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。</p> <p>なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進<u>し</u>、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p>（略）</p> <p>第2 公共施設等の復旧【危機管理室、財政局】 1 復旧事業計画の作成</p> <p>市及び防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する。<u>また</u>、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給<u>し</u>、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行うものとする。</p> <p><u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第1 罹災証明書の発行・交付 【区役所、財政局、産業振興局】</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握<u>し</u>、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立<u>する</u>。<u>また</u>、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度の調査にあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給 【危機管理室、健康福祉局、区役所】 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金</p> <p>市は、「<u>堺市</u>災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき支給する。</p> <p>（略）</p>

災害復旧・復興対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>(略)</p> <p>第5 住宅の確保 【建築都市局】 市は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。</p> <p>1 相談窓口の設置 市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 中小企業の復興支援 (略)</p> <p>第1 市の措置 【産業振興局】 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、堺商工会議所と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 農林漁業関係者の復興支援 (略)</p> <p>第1 市の措置【産業振興局】 農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 ライフライン等の復旧 (略)</p> <p>第1 道路 【建設局、近畿地方整備局、府】 (略) (新設)</p> <p>第2 上水道・工業用水道 【上下水道局、大阪広域水道企業団】 1 復旧計画 (略) (3) 単独復旧が困難な場合、日本水道協会大阪府支部、1-9 大都市水道災害相互応援に関する覚書の</p>	<p>(略)</p> <p>第5 住宅の確保 【建築都市局】 市は、関係機関と連携のうえ、住宅の供給促進を図り、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。</p> <p>1 相談窓口の設置 市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じ、<u>また</u>、情報の提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 中小企業の復興支援 (略)</p> <p>第1 市の措置 【産業振興局】 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力する。<u>また</u>、堺商工会議所と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 農林漁業関係者の復興支援 (略)</p> <p>第1 市の措置 【産業振興局】 農林漁業関係団体を通じて、支援制度の周知徹底を図り、必要に応じて融資相談窓口を開設する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 ライフライン等の復旧 (略)</p> <p>第1 道路 【建設局、近畿地方整備局、府】 (略)</p> <p>3 協議の場の設置 <u>被災地への円滑な物資輸送等を実施するため、国、府、市、警察等から構成される渋滞対策を協議する場を設置する。</u></p> <p>第2 上水道・工業用水道 【上下水道局、大阪広域水道企業団】 1 復旧計画 (略) (3) 単独復旧が困難な場合、日本水道協会大阪府支部長を通じて他<u>都市水道事業体</u>に協力を要請する。</p>

災害復旧・復興対策

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>応援幹事都市等を通じて、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。</p> <p>第3 下水道 【上下水道局】</p> <p>1 復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 単独復旧が困難な場合、日本下水道協会等を通じて、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。</p> <p>第4 電力 【関西電力株式会社】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第8 放送 【日本放送協会、一般放送事業者】</p> <p>1 復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。</p> <p>第9 鉄道 【鉄道事業者】</p> <p>1 復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2章 復興の基本方針</p> <p>第1節 復興の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第1 復興本部の設置 【危機管理室】</p> <p>市は、大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。</p> <p>復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、国の復興基本方針及び府の復興方針に即して、単独で又は府と共同して復興計画を策定し、復興にむけた全体像を市民に明確に示すとともに、復興事業を計画的に推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>また、災害協定締結企業等に協力を要請し体制を確保する。</p> <p>第3 下水道 【上下水道局】</p> <p>1 復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 単独復旧が困難な場合、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。</p> <p>第4 電力 【関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第8 放送 【日本放送協会、一般放送事業者】</p> <p>1 復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知し、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。</p> <p>第9 鉄道 【鉄道事業者】</p> <p>1 復旧計画</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。</u></p> <p>第2章 復興の基本方針</p> <p>第1節 復興の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第1 復興本部の設置 【危機管理室】</p> <p>市は、大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。</p> <p>復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、国の復興基本方針及び府の復興方針に即して、単独で又は府と共同して復興計画を策定する。<u>また</u>、復興にむけた全体像を市民に明確に示し、復興事業を計画的に推進する。</p> <p>(略)</p>

付編：南海トラフ地震防災対策推進計画

修正前（現計画：堺市地域防災計画（令和2年2月））	今回修正
<p>付編：南海トラフ地震防災対策推進計画 災害復旧・復興対策 第1節 総則 (略)</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 (略)</p> <p>第3 防災対応について 府、市町村をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行う <u>とともに</u>、住民等へ周知する。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1 組織 地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第1節 組織動員」によるものとする。 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>付編：南海トラフ地震防災対策推進計画 災害復旧・復興対策 第1節 総則 (略)</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 (略)</p> <p>第3 防災対応について 府、市町村をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行う <u>い</u>、住民等へ周知する。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1 組織 地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに <u>とり</u>、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第1節 組織動員」によるものとする。 (略)</p> <p>(略)</p>